

---

---

<付属资料>アンケート集计结果

---

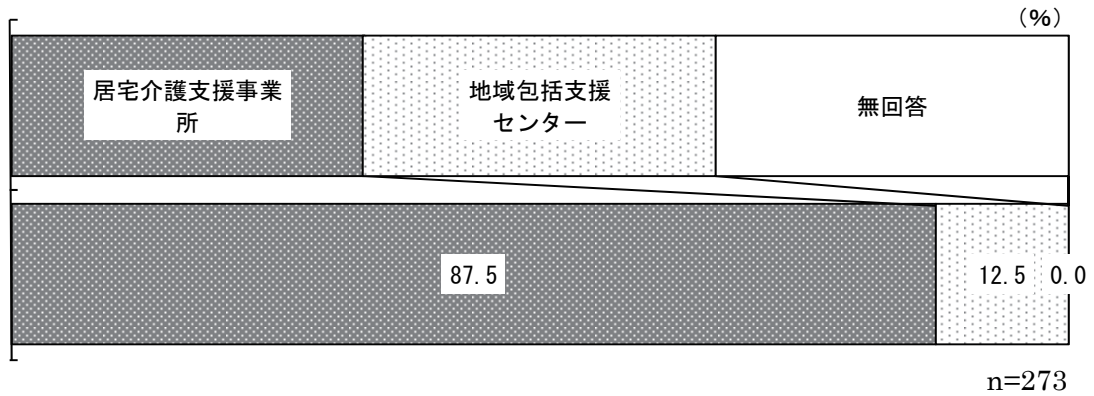
---



## アンケート集計結果—居宅介護支援事業所等

問1 貴事業所の種類はいずれかお答えください。なお、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターを併設している場合には、2. に○をつけてください(○は1つ)。

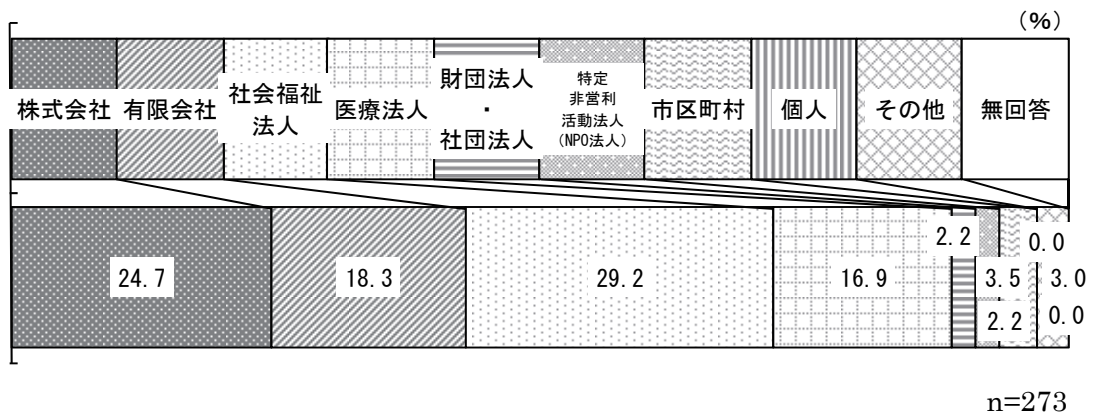
「居宅介護支援事業所」は87.5%、「地域包括支援センター」は12.5%であった。



注) ケアマネジャー全体の集計は、地域包括支援センターのデータに0.253(約4分の1)のウェイトをかけているため、端数処理の関係から、見かけ上数値にずれが生じる場合がある。以下同様。

問2 貴事業所の法人の種類をお答えください。公設民営の場合は、運営主体の法人の種類をお答えください(○は1つ)。

「社会福祉法人」が最も多く29.2%、次いで「株式会社」24.7%、「有限会社」18.3%、「医療法人」16.9%であった。

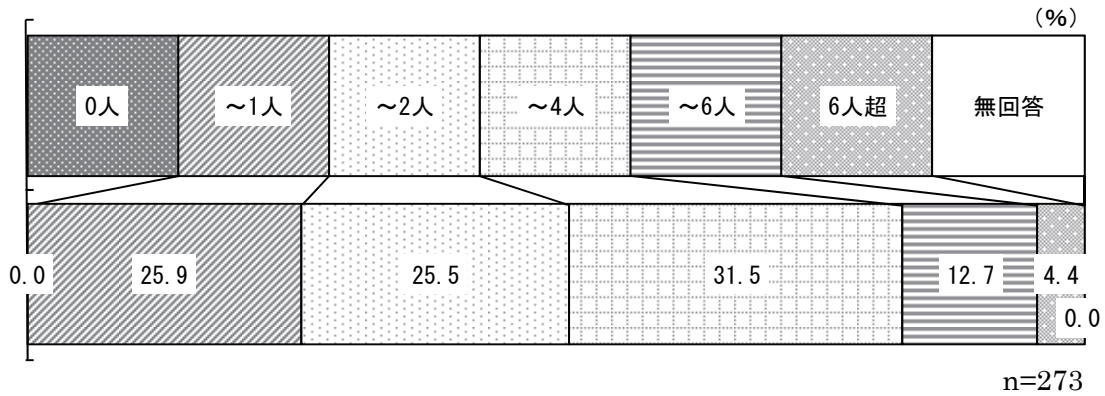


問3 貴事業所の所在地をご記入ください(○はそれぞれ1つ)。

<集計略>

問4 貴事業所のケアマネジャー（介護支援専門員）の人数は何人ですか。勤務形態等を問わずに実際の人数でお答えください。

平均3.0人、中央値が3.0人、最小値1.0人、最大値36.0人であった。1位は「～4人」で31.5%、2位は「～1人」で25.9%、3位は「～2人」で25.5%である。

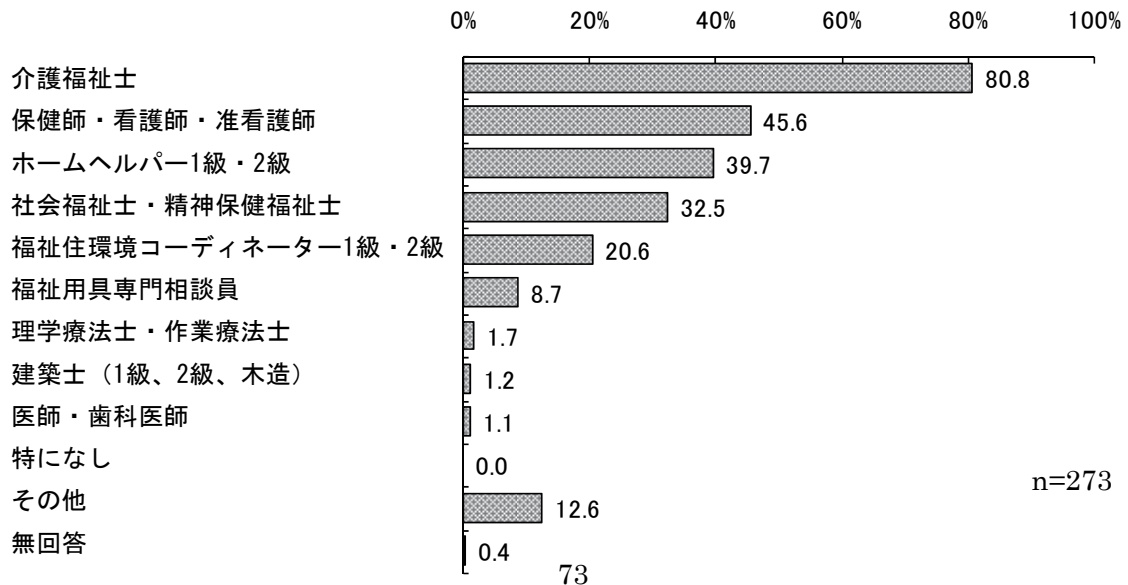


平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
3.0	3.0	2.3	1.0	36.0

問5 貴事業所の従業員が所有している資格等についてお答えください（〇はいくつでも）。

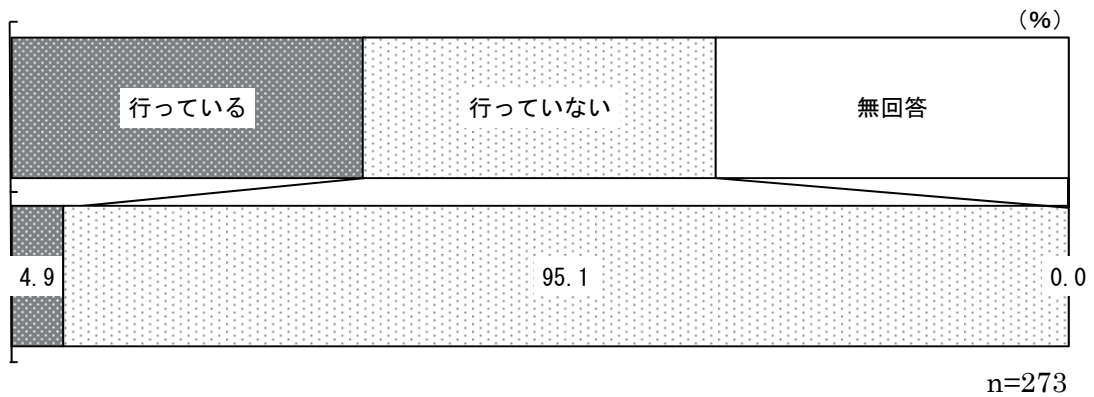
1位は「介護福祉士」で80.8%、2位は「保健師・看護師・准看護師」で45.6%、3位は「ホームヘルパー1級・2級」で39.7%であった。

その他の回答は、30件であった。主な回答としては、「社会福祉主事」8件、「歯科衛生士」5件、「鍼灸師」と「栄養士」が各3件であった。



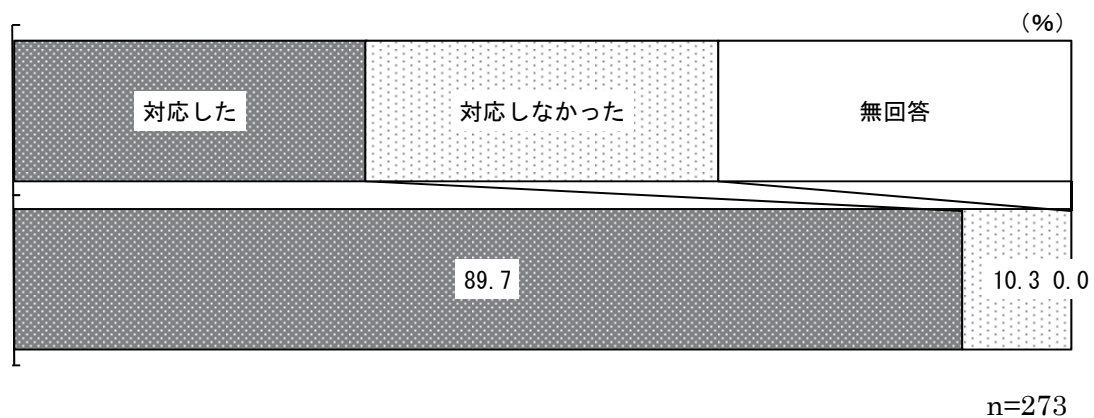
問6 貴事業所の同一法人内で、施工業者として介護保険の住宅改修の事業を行っていますか（○は1つ）。

「行っている」は4.9%、「行っていない」は95.1%であった。



問7 昨年度、貴事業所で介護保険制度による住宅改修の相談に対応しましたか（○は1つ）。

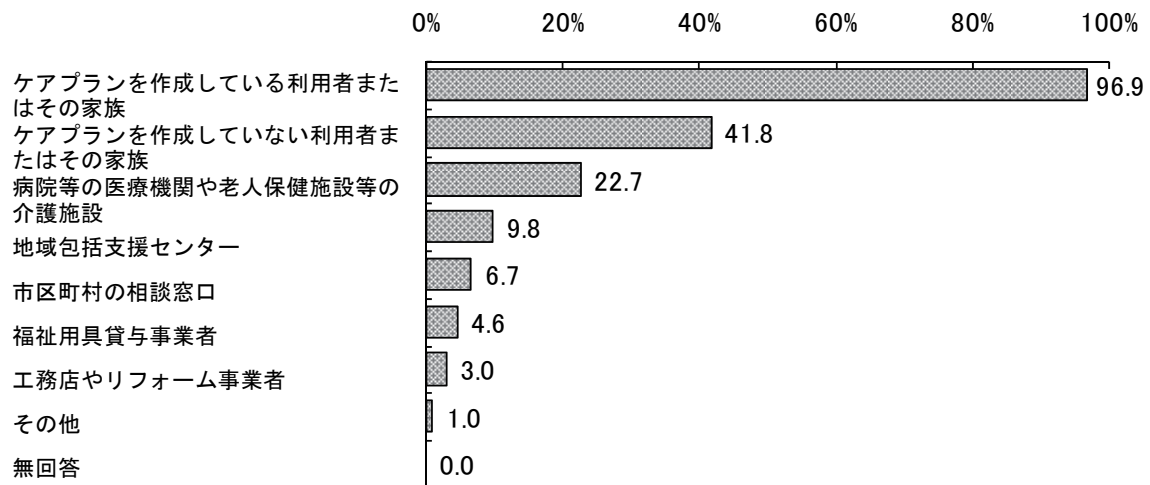
「対応した」は89.7%、「対応しなかった」は10.3%であった。



問8 介護保険制度による住宅改修についての貴事業所への依頼は主にどのようなところから来ていますか。特に多いものを3つまで○をつけてください(○は3つまで)。

1位は「ケアプランを作成している利用者またはその家族」で96.9%、2位は「ケアプランを作成していない利用者またはその家族」で41.8%、3位は「病院等の医療機関や老人保健施設等の介護施設」で22.7%であった。

その他の回答は、「申請をしていない知人」と「サービス提供事業所」の2件であった。

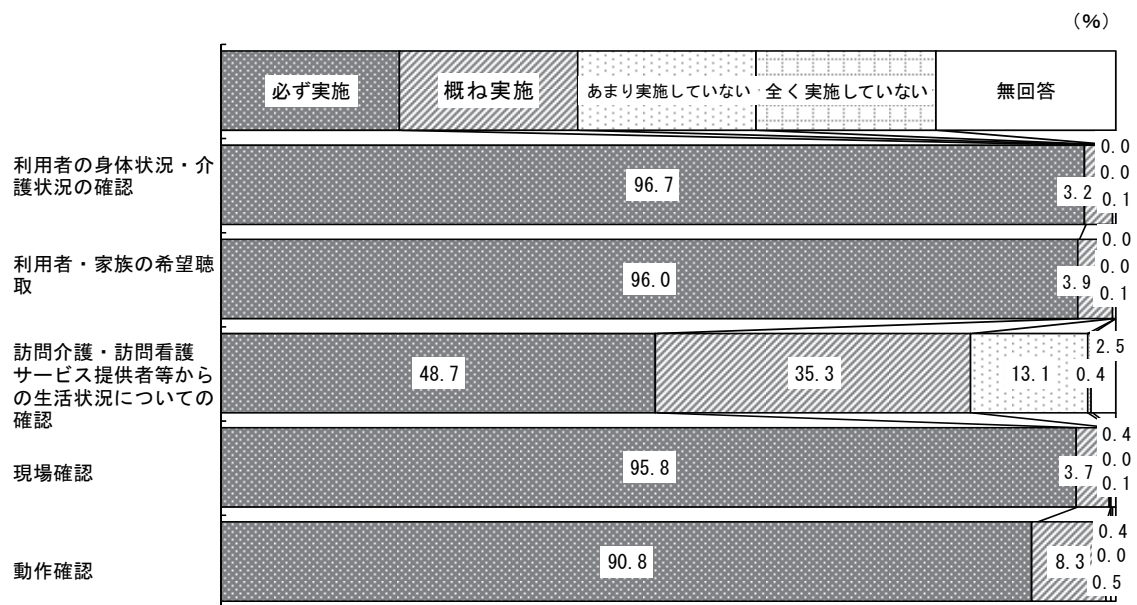


n=245

問9 貴事業所では介護保険制度による住宅改修に関する以下の業務をケアマネジャーの業務として行っていますか。それぞれ最も近いものに○をつけてください（○はそれぞれ1つ）。

### I. 事前相談

実施割合が最も高いのは、「利用者の身体状況・介護状況の確認」で、「必ず実施」は96.7%であった。次いで「利用者・家族の希望聴取」で「必ず実施」は96.0%。「現場確認」「動作確認」の「必ず実施」の割合はそれぞれ95.8%、90.8%である。最も低いのは、「訪問介護・訪問看護サービス提供者等からの生活状況についての確認」で「必ず実施」「概ね実施」をあわせても84.0%であった。

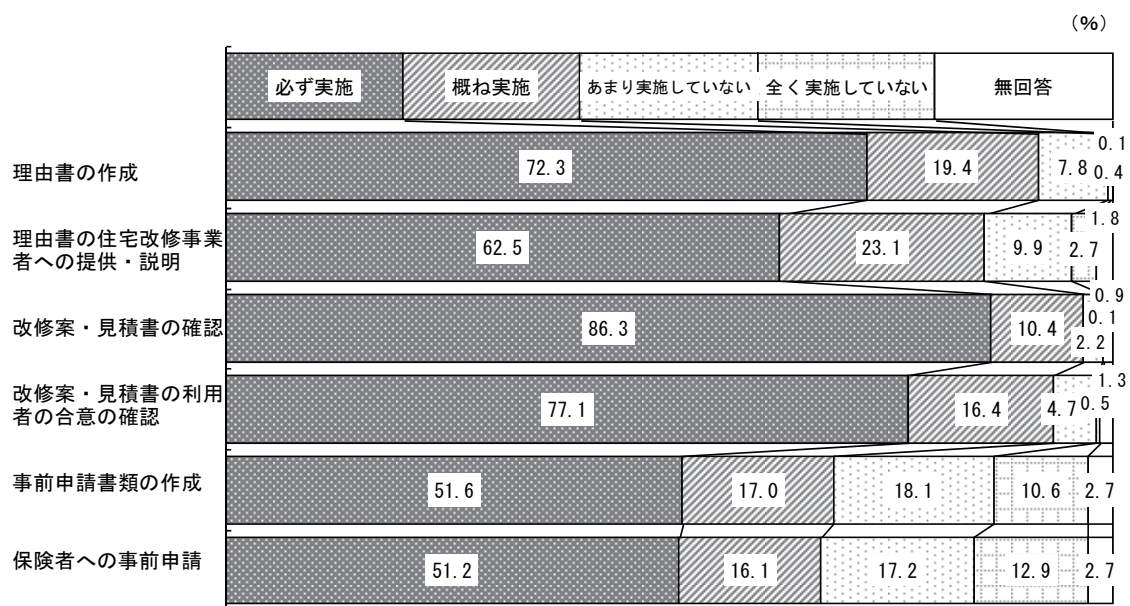


n=245



## II. 事前申請

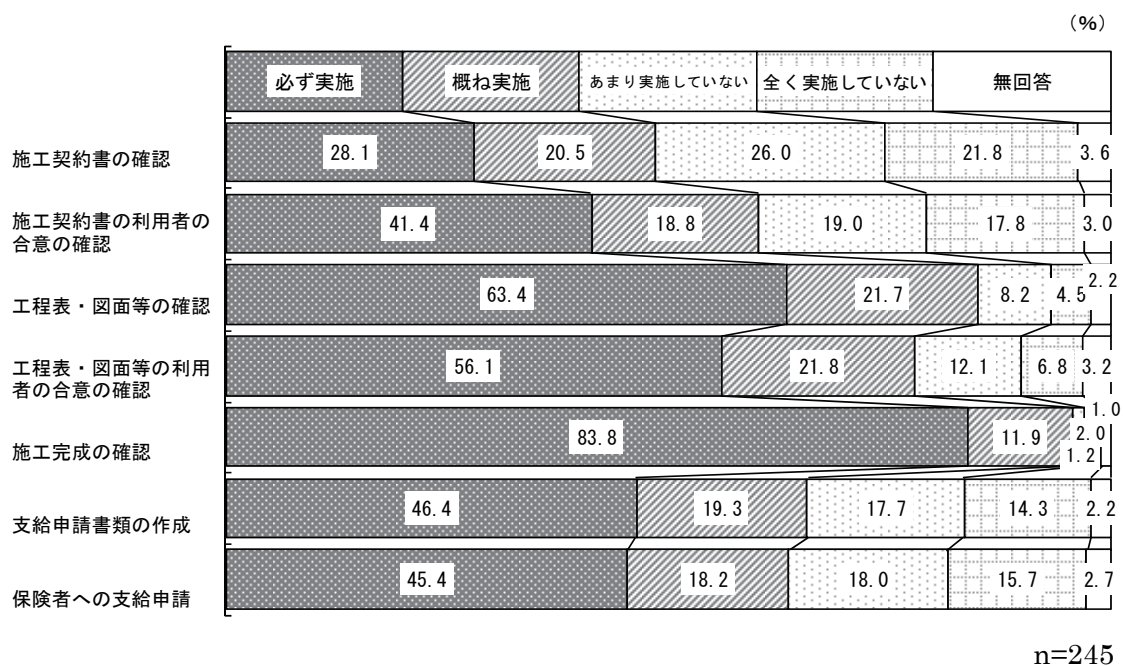
実施割合が最も高いのは「改修案・見積書の確認」で、「必ず実施」は86.3%であった。次いで「改修案・見積書の利用者の合意の確認」が「必ず実施」は77.1%、「理由書の作成」が同じく72.3%である。最も低いのは、「保険者への事前申請」で「必ず実施」、「概ね実施」をあわせても67.3%であった。



n=245

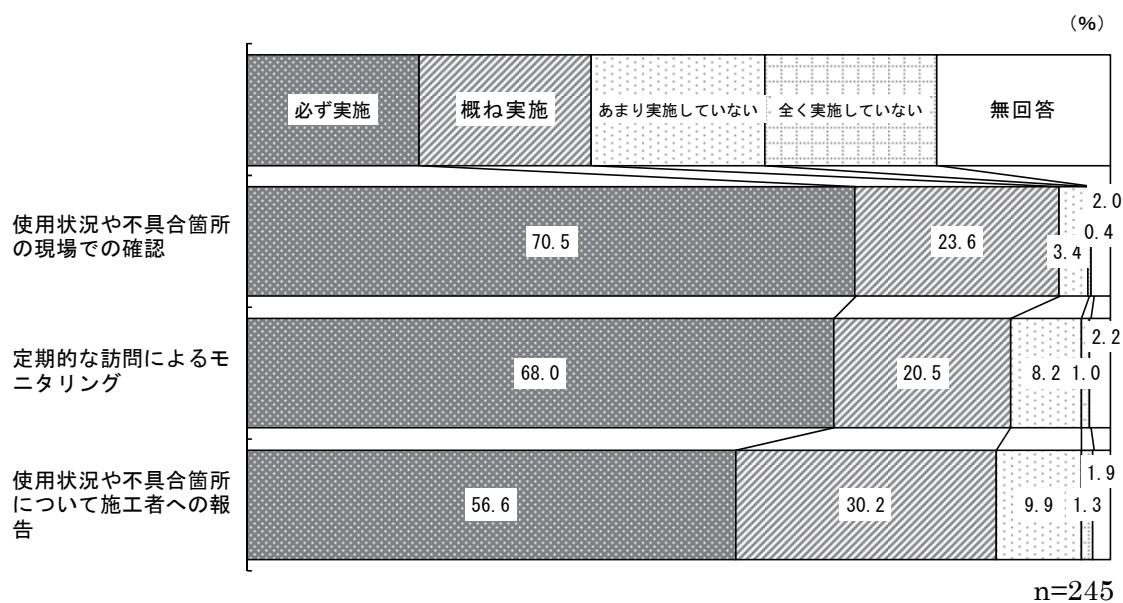
### Ⅲ. 施工関係

実施割合が最も高いのは「施工完成の確認」で、「必ず実施」は83.8%、次いで「工程表・図面等の確認」が同じく63.4%である。低いのは、「施工契約書の確認」で「必ず実施」「概ね実施」をあわせても48.6%であった。



### Ⅳ. アフターフォロー

実施割合が最も高いのは「使用状況や不具合箇所の現場での確認」で、「必ず実施」は70.5%であった。次いで「定期的な訪問によるモニタリング」で「必ず実施」が68.0%である。

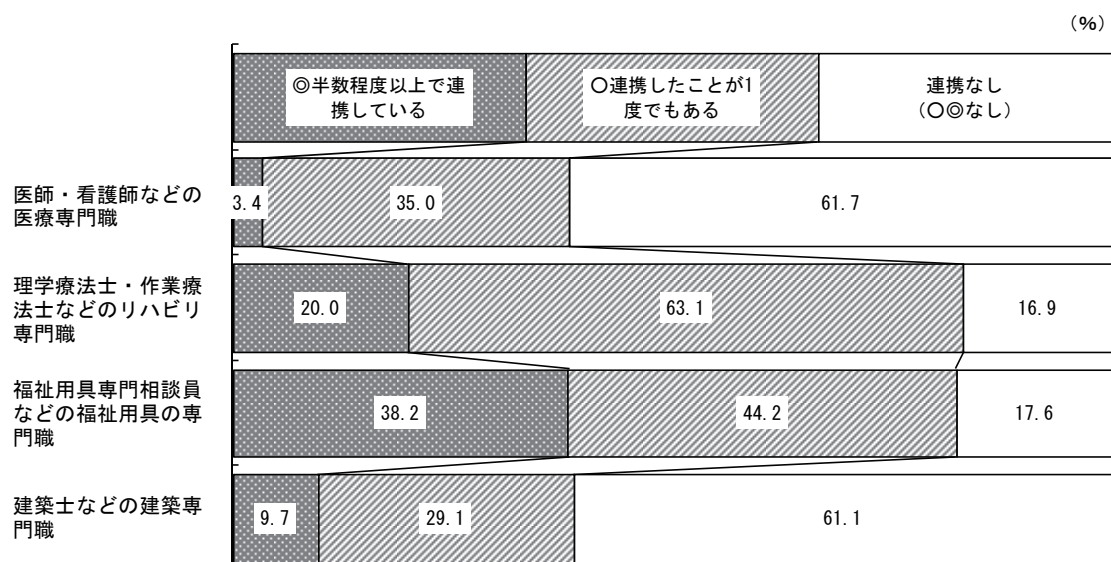


問9-1【問9の業務に関連してお聞きします】「業務の詳細」に記載の「Ⅰ. 事前相談」「Ⅱ. 事前申請」「Ⅲ. 施工関係」「Ⅳ. アフターフォロー」の4つのステップのいずれかにおいて、専門職と連携して業務を行うことはありますか。昨年度の改修事例について、以下の専門職と連携したことが1度でもあれば○、半数程度以上で連携していれば◎、連携していなければ5. に○をつけてください（○、◎はいくつでも）。

なお、「連携」とは利用者（施主）の住宅改修の質を高める目的で、それぞれの専門性を補い合い改修目的や方法を共有することで、具体的には現場への同行訪問や情報・意見交換などを指すものとします。

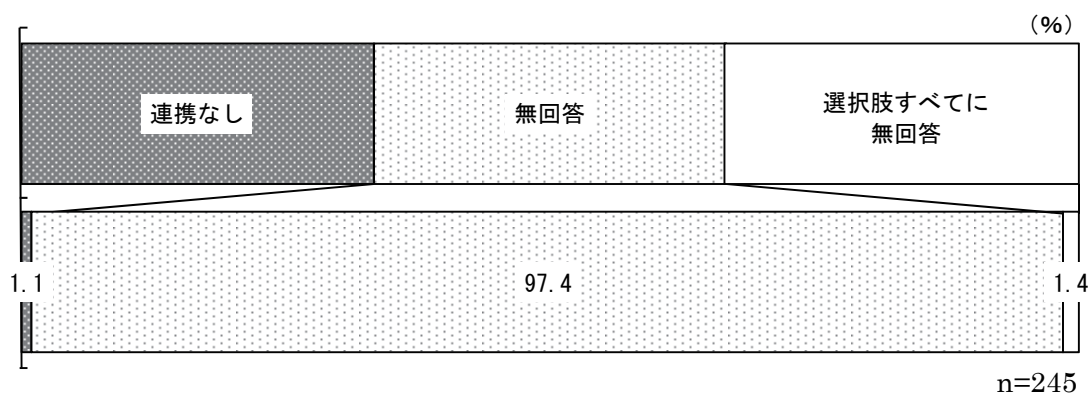
連携度合いが高いのは「福祉用具専門相談員などの福祉用具の専門職」で、「半数程度以上で連携している」は38.2%、「連携したことが1度でもある」をあわせると82.4%であった。また、「理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職」で、「半数程度以上で連携している」は20.0%、「連携したことが1度でもある」をあわせると83.1%であった。

一方、低いのは「建築士などの建築専門職」で、「半数程度以上で連携している」、「連携したことが1度でもある」をあわせても38.8%であった。また、「医師・看護師などの医療専門職」は、「半数程度以上で連携している」が3.4%と他の職種に比べて低く、「連携したことが1度でもある」をあわせても38.4%であった。



n=245

なお、上記の「専門職との連携をすることはなかった」と回答した事業者は1.1%であった。



問9-2【問9-1で、5.以外に○または◎をつけた方にお聞きします】その専門職との連携は、4つのステップのどの段階で行われましたか。連携したことのある専門職ごとに、該当する箇所に○をつけてください（○はいくつでも）。

#### 医師・看護師などの医療専門職

1位は「I. 事前相談」で97.6%、2位は「II. 事前申請」で6.4%、3位は「IV. アフターフォロー」で6.1%であった。

#### 理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職

1位は「I. 事前相談」で91.6%、2位は「IV. アフターフォロー」で16.2%、3位は「II. 事前申請」で12.4%であった。

#### 福祉用具専門相談員などの福祉用具の専門職

1位は「I. 事前相談」で87.6%、2位は「IV. アフターフォロー」で40.2%、3位は「II. 事前申請」で38.1%であった。

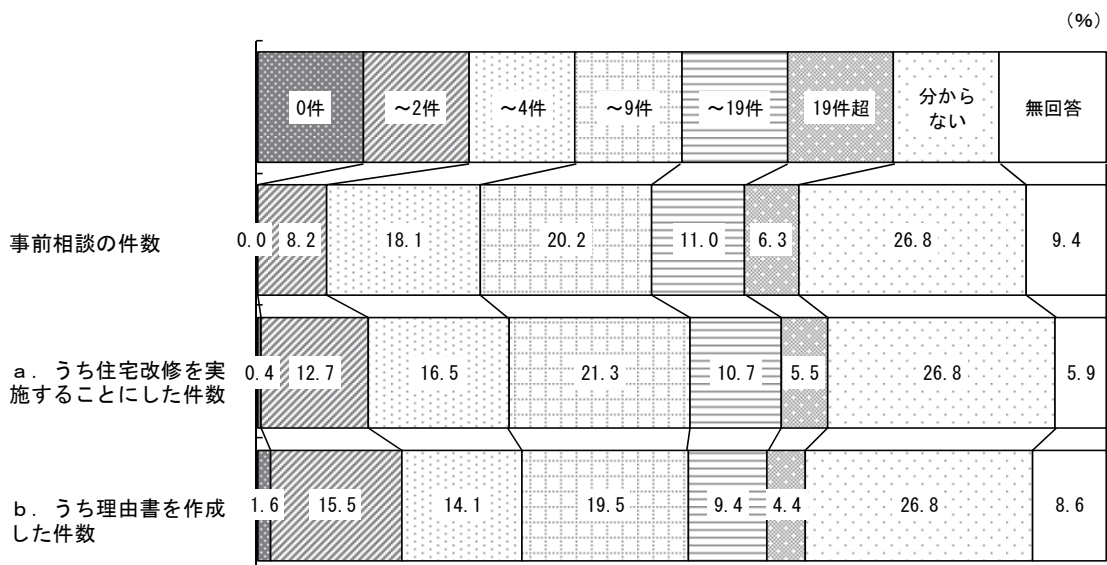
#### 建築士などの建築専門職

1位は「I. 事前相談」で77.3%、2位は「III. 施工関係」で45.3%、3位は「II. 事前申請」で36.3%であった。

	合計	I. 事前相談	II. 事前申請	III. 施工関係	IV. アフターフォロー	無回答
医師・看護師などの医療専門職	94	92	6	4	6	2
	100.0%	97.6%	6.4%	4.0%	6.1%	1.9%
理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職	204	187	25	18	33	8
	100.0%	91.6%	12.4%	8.7%	16.2%	4.1%
福祉用具専門相談員などの福祉用具の専門職	202	177	77	60	81	9
	100.0%	87.6%	38.1%	29.7%	40.2%	4.3%
建築士などの建築専門職	95	74	35	43	19	5
	100.0%	77.3%	36.3%	45.3%	20.3%	5.5%

問 10 昨年度の介護保険制度による住宅改修に関する事前相談の件数、住宅改修を実施することにした件数、理由書を作成した件数、は何件ですか。数字をご記入ください。お分かりにならない場合は2. に○をつけてください。

事前相談の件数は平均 9.3 件、中央値が 6.0 件で、「うち住宅改修を実施することにした件数」は平均 8.2 件、中央値が 5.0 件、「うち理由書を作成した件数」は平均 7.2 件、中央値が 5.0 件であった。なお、「事前相談の件数」「住宅改修を実施することにした件数」「理由書作成件数」のいずれも、「～9 件」の割合が最も高かった。

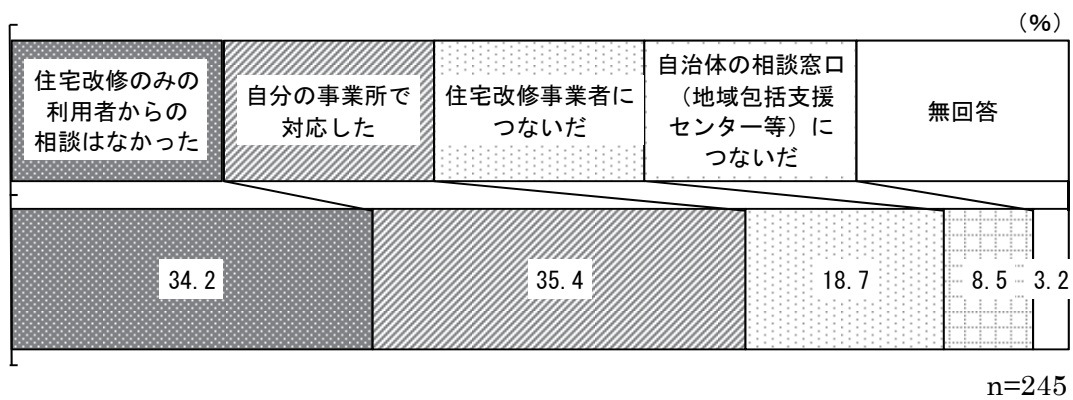


n=245

	平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
事前相談の件数	9.3	6.0	17.9	1.0	263.0
a. うち住宅改修を実施することにした件数	8.2	5.0	13.3	0.0	233.0
b. うち理由書を作成した件数	7.2	5.0	12.6	0.0	233.0

問 11 昨年度、住宅改修のみの利用者から相談はありましたか。その場合どのように対応されましたか。最も多かった対応方法に○をつけてください（○は1つ）。

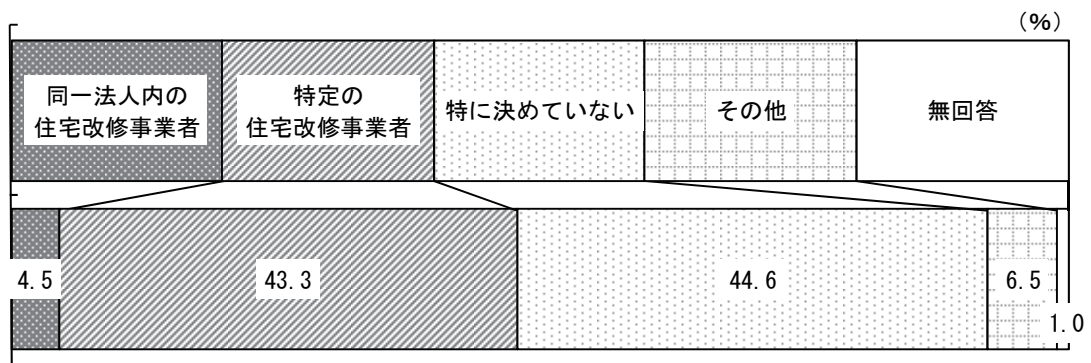
「住宅改修のみの利用者からの相談はなかった」は34.2%。対応した場合、1位は「自分の事業所に対応した」で35.4%、2位は「住宅改修事業者につないだ」で18.7%、3位は「自治体の相談窓口（地域包括支援センター等）につないだ」で8.5%であった。



問 12 【住宅改修事業者を利用者にどのように紹介しているかお聞きします】住宅改修事業者に関する利用者の希望が特にない場合、紹介する住宅改修事業者はどのようなところですか。最も近いものに○をつけてください（○は1つ）。

「同一法人内の住宅改修事業者」は 4.5%、「特定の住宅改修事業者」は 43.3%であった。

その他の回答は、12 件であった。主な回答としては、「福祉用具貸与事業者」5 件、「利用者のニーズ、条件に合わせて紹介する」が 2 件であった。



n=245

紹介する「事業者数」は、平均 3.5 社、中央値が 3.0 社であった。

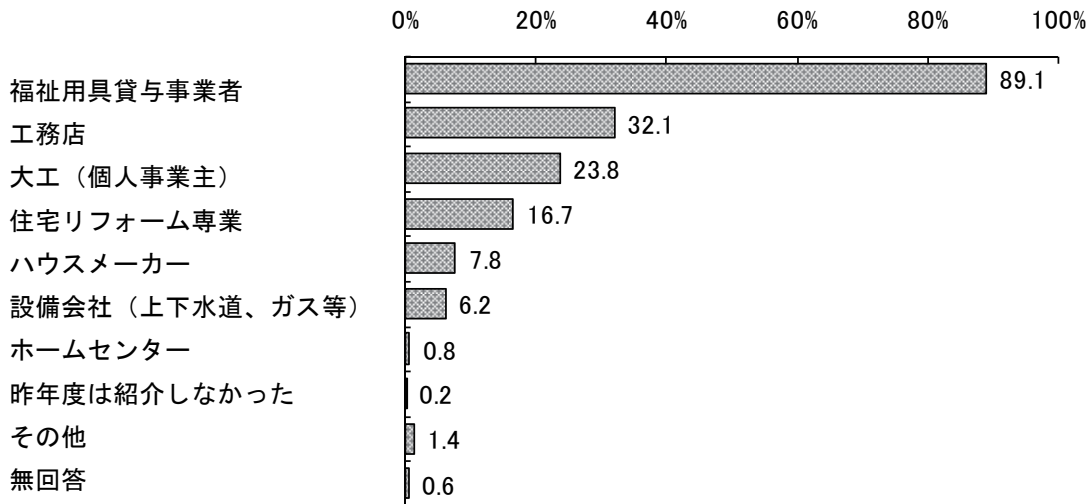
	平均 (社)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
事業者数	3.5	3.0	6.0	1.0	118.0



問 13 昨年度紹介した住宅改修事業者は以下のうちどれに該当しますか（〇はいくつでも）。

1位は「福祉用具貸与事業者」で89.1%、2位は「工務店」で32.1%、3位は「大工（個人事業主）」で23.8%であった。

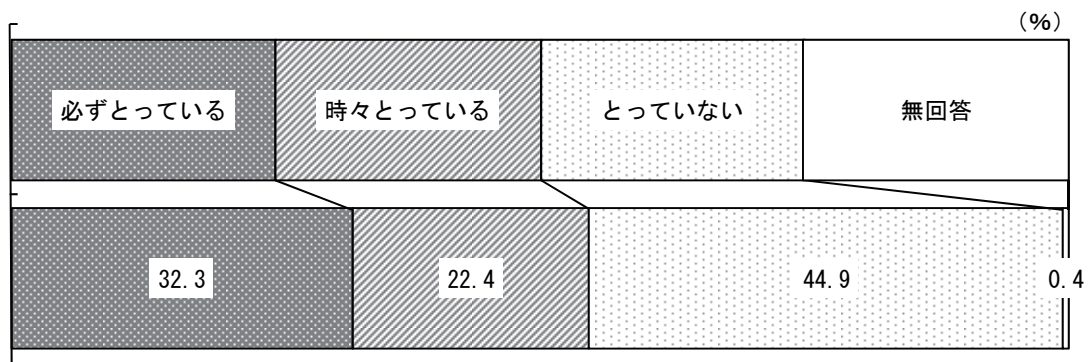
その他の回答は、「土木建築会社」と「住宅改修専門業者」の2件であった。



n=245

問 14 住宅改修事業者選定に関して相見積りをとっていますか（〇は1つ）。

「必ずとっている」は32.3%、「時々とっている」は22.4%、「とっていない」は44.9%であった。

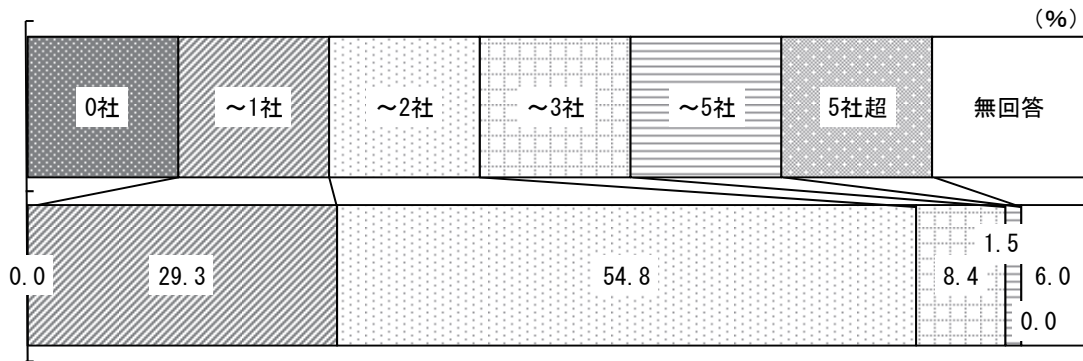


n=245



問 14-1 【問 14 で 1. または 2. とお答えの方にお聞きします】見積りを手配する場合、平均何社から取り寄せますか。数字をご記入ください。

平均 1.7 社、中央値が 2.0 社である。1 位は「～2 社」で 54.8%、2 位は「～1 社」で 29.3%、3 位は「～3 社」で 8.4%であった。



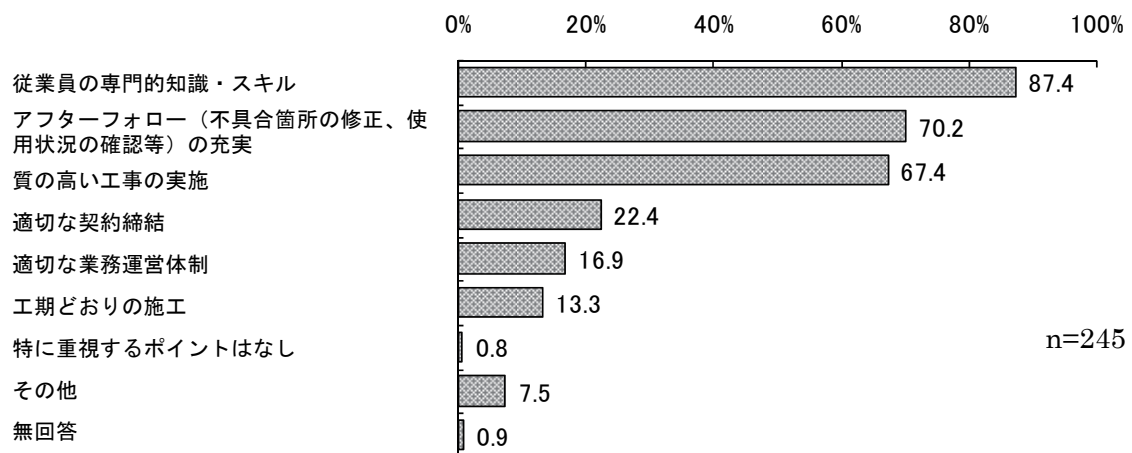
平均 (社)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
1.7	2.0	0.6	1.0	4.0

n=134

問 15 住宅改修事業者を選定する上で重視するポイントは何ですか。特に重視する事項に3つまで○をつけてください。(○は3つまで)。

1 位は「従業員の専門的知識・スキル」で 87.4%、2 位は「アフターフォロー（不具合箇所の修正、使用状況の確認等）の充実」で 70.2%、3 位は「質の高い工事の実施」で 67.4%であった。

その他の回答は、15 件であった。主な回答としては、値段、低価格など「費用」としたものと、「利用者や家族の意向を重視する」が 5 件であった。



n=245

問 16 介護保険制度による住宅改修の質の向上に向けて貴事業所で実施している事項について、以下にご記入ください（苦情相談窓口の設置、業務マニュアルの作成など）。

回答は 80 件あった。最も多い回答は「苦情相談窓口の設置」で 40 件、次いで「マニュアル作成」が 9 件であった。

施工後に「モニタリングやアフターフォローを行う」8 件、事前相談時に利用者、家族の意向や身体状況の難易度動作を確認するため、「利用者宅を訪問する」5 件、及び、日常生活にどのように反映するか、利用者の身体状況、利用状況、家族の意向を実際に確認し、自立支援の向上につなげることを重視する回答が 13 件あった。

また、事業所内で「事例検討、情報交換する」7 件、外部の「勉強会、研修会に参加する」6 件と、知識の向上、情報の共有を図る回答が 13 件あった。

### 自立支援の向上につなげることを重視する回答

#### 1. 施工後に「モニタリングやアフターフォローを行う」

- ・アフターフォロー 3 件
- ・モニタリング 2 件
- ・住宅改修後、必ずご自宅を訪問し、使用状況の確認（動作確認等）
- ・設置後の使い勝手等について、定期的なモニタリングを行っている。
- ・利用者、家族の意向通り（全体的に評価したうえで）に、竣工されているか使用状況等の評価を行う。

#### 2. 事前相談時「利用者宅を訪問する」

- ・本人の ADL、IADL のアセスメント。本人、家族の生活向上への意向確認。
- ・現場確認、本人の動作確認を事業者を含め、必ず行う。
- ・施工前、PT 等から意見を聞いたり、本人、家族の意見を十分にマネジメントする。
- ・必ずケアマネジャーが同行し、事前見積り、アセスメント、カンファレンスを行う。
- ・事前調査、情報の収集

### 知識の向上を図る回答

#### 1. 「事例検討、情報交換する」

- ・事業所内のケアマネジャーが住宅改修を行う時に良い情報があれば共有している。
- ・事例検討を行い、適切であったかを検討している。
- ・事業所内勉強会
- ・症例を参考にする。

- ・プランにそった期間での、評価や利用者よりの苦情の対応等、書類を保存。
  - ・業者についての情報交換
  - ・質のよい事務所の情報交換を事務所内で行う。
2. 「勉強会、研修会に参加する」
- ・福祉用具、住宅改修の研修に参加3件
  - ・市の説明会への出席2件
  - ・業者が施工事例を写真で紹介して説明してくれる機会があり、勉強になる。
  - ・プランナー研修会にできるだけ参加。

問 17 住宅改修による動作や生活の変化について、改修後に評価を行っていますか。昨年度の改修事例全体についてそれぞれ最も近いものに○をつけてください（○はそれぞれ1つ）。

「立ち上がり」「歩行」など生活動作の容易性や安全性の変化

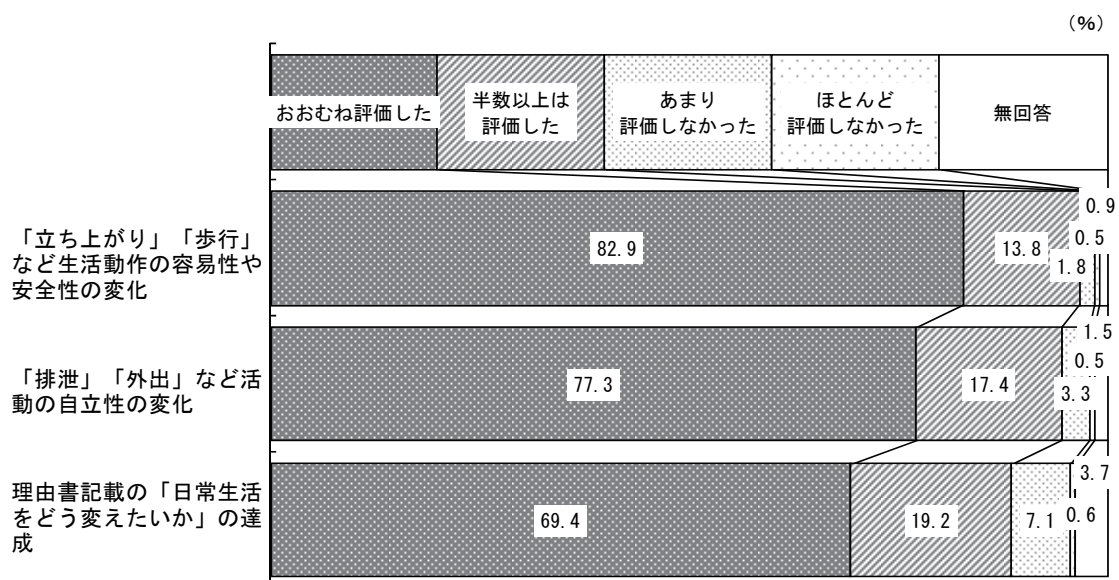
「おおむね評価した」は82.9%、「半数以上は評価した」は13.8%、あわせて96.7%であった。

「排泄」「外出」など活動の自立性の変化

「おおむね評価した」は77.3%、「半数以上は評価した」は17.4%、あわせて94.7%であった。

理由書記載の「日常生活をどう変えたいか」の達成

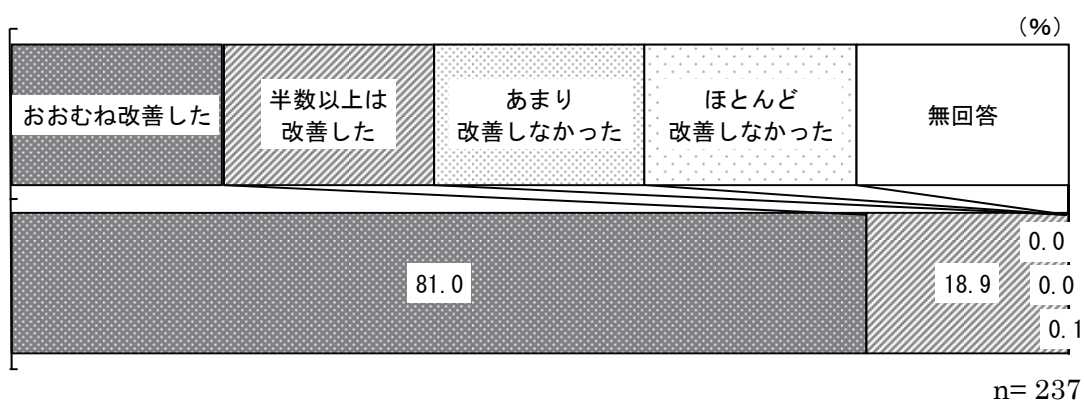
「おおむね評価した」は69.4%、「半数以上は評価した」は19.2%、あわせて88.6%であった。



n=245

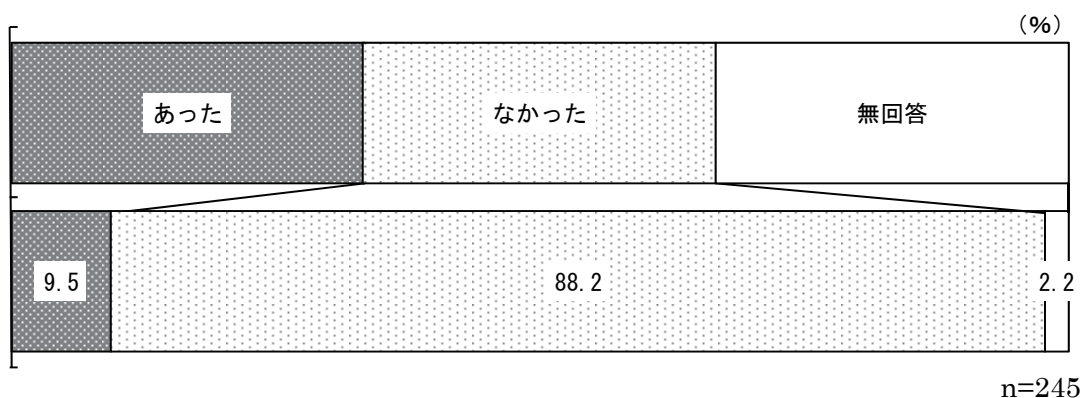
問 17-1 【問 17 の「『立ち上がり』『歩行』など生活動作の容易性や安全性の変化」について 1 または 2 とお答えの方にお聞きします】昨年度の改修事例全体では、住宅改修の結果、生活動作の容易性や安全性は改善しましたか（○は 1 つ）。

「おおむね改善した」は 81.0%、「半数以上は改善した」は 18.9%、あわせて 99.9%であった。



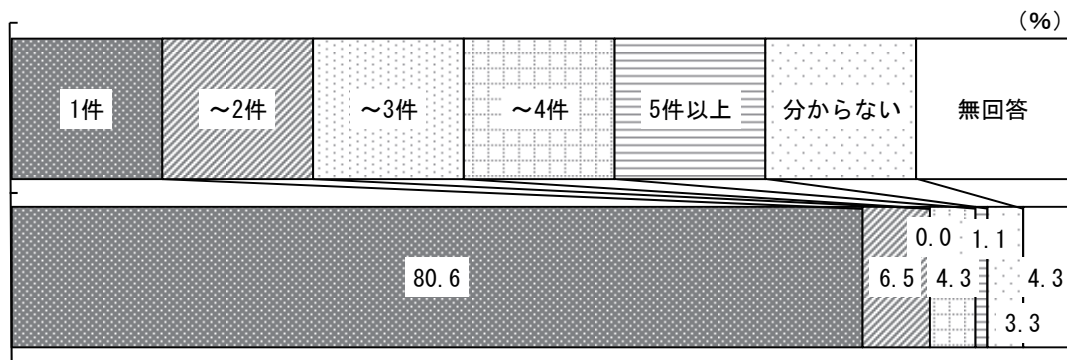
問 18 昨年度、貴事業所に事前相談あるいは理由書作成を行った住宅改修に関して、施工状況等についての利用者からの苦情はありましたか（○は 1 つ）。

「あった」は 9.5%、「なかった」は 88.2%であった。



問 18-1 【問 18 で 1. とお答えの方にお聞きします】昨年度の苦情件数は何件  
 でしょうか。数字をご記入ください。お分かりにならない場合は 2 に○を  
 つけてください。

平均 1.3 件、中央値は 1.0 件である。1 位は「1 件」で 80.6%、2 位は「～2 件」で  
 6.5%、3 位は「～4 件」で 4.3%。



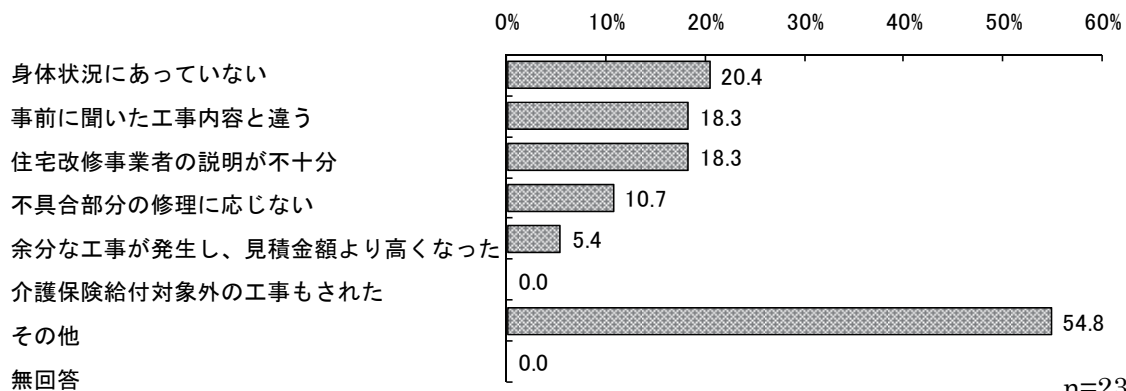
n=23

平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
1.3	1.0	0.8	1.0	5.0

問 18-2 【問 18 で 1. とお答えの方にお聞きします】多い苦情内容はどのよう  
 な内容でしょうか。特に多いものに 3 つまで○をつけてください (○は 3  
 つまで)。

1 位は「身体状況にあっていない」で 20.4%、2 位は「事前に聞いた工事内容と違う」  
 と「住宅改修事業者の説明が不十分」で 18.3%であった。

その他の回答は 10 件であった。主な回答としては、剥がれ、接着不十分など「工事  
 の質が悪い」とした回答が 4 件、書類手続きの遅れなどで「工期の遅れ」とした回答が  
 3 件であった。

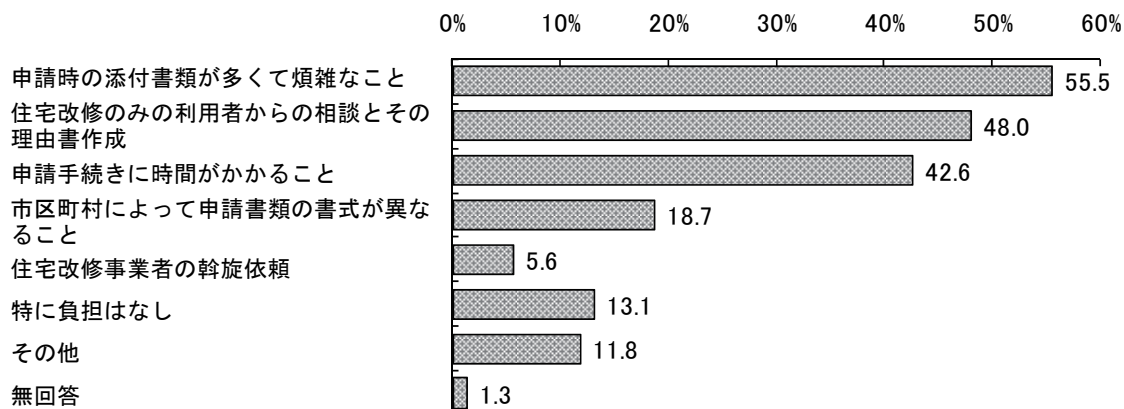


n=23

問 19 介護保険制度による住宅改修に関する手続きの中で負担が大きいものは何ですか。特に負担が大きいものに3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「申請時の添付書類が多くて煩雑なこと」で55.5%、2位は「住宅改修のみの利用者からの相談とその理由書作成」で48.0%、3位は「申請手続きに時間がかかること」で42.6%であった。

その他の回答は、22件であった。住宅改修事業者が、「介護保険制度を理解していないため、説明すること」が14件と最も多かった。そのうち、5件は、「利用者や家族が指定した事業者の場合」であった。

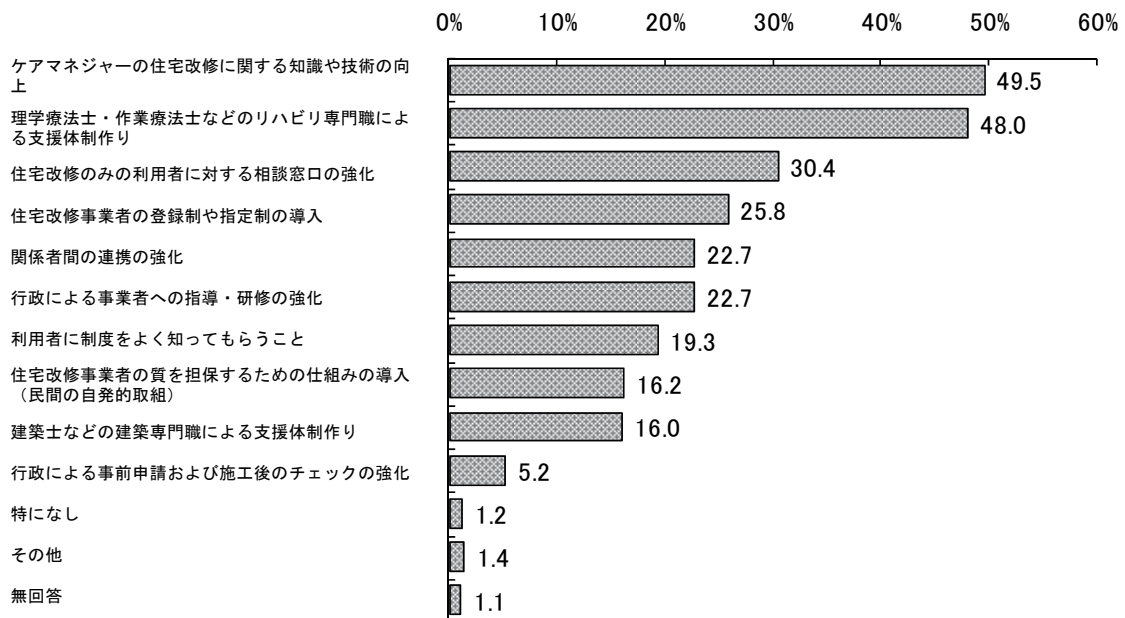


n=245

問 20 介護保険制度による住宅改修の質の向上に向けてどのようなことが必要だと思いますか。特に必要と思うものを3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「ケアマネジャーの住宅改修に関する知識や技術の向上」で49.5%、2位は「理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職による支援体制作り」で48.0%、3位は「住宅改修のみの利用者に対する相談窓口の強化」で30.4%であった。

その他の回答は、「改修後の評価をフィードバックさせる」、「実際の費用より上乗せする改修事業者もあるため、内容を把握し、検討する」、「改修事業者の専門性向上」の3件であった。



n=273

## 自由意見

### 1. 「住宅改修相談への対応」

申請手続きの煩雑さなどの負担や医療や住宅改修の知識の少ないことからケアマネジャーの仕事からはずして欲しいという意見が見られた。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・PTに依頼するには時間調整もかかるし、ケアマネジャーにとっては専門外である為、医療知識と住宅のノウハウをもった（兼ねた）専門職、住宅改修専門の業者（福祉住環境コーディネーター2級の取得者）に任せた方が良い。
- ・住宅改修の事前相談や立会い、理由付けは、担当者会議で決定するのは当然であるが、それに関わる諸手続きや理由書作成は業者側がすべき
- ・高額な負担（事業者の利益）や手続きの煩雑さ（行政の業務）の行程に立会い関与するのは本来の「介護」とは違うような気がする。ケアマネジャーの業務量が多すぎるため負担感は大きい。
- ・ケアマネジャーの仕事からはずして、福祉住環境コーディネーターのいる業者に任せたい。
- ・理由書は本来良く知っているケアマネジャーが書くのが良いが、記入への手間、書類の確認等にかかなりの時間がかかり負担である。
- ・福祉住環境コーディネーター2級に理由書を作成していただけると、業者負担の軽減がはかれる。

### 2. 「負担に感じること」

改修事業者の介護保険に対する住宅改修の経験不足・制度の理解不足から生じる負担が多いという意見が多く寄せられた。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・福祉用具貸与事業者以外は、1回で事前申請がすむことはない。介護保険の住宅改修を理解していないと何度も見積り、写真の段階で修正が必要となる。
- ・一般の大工に家の方から頼まれた場合、何度も打ち合わせが必要で、手を取られる。
- ・家族が近所の大工へ依頼を希望されるが、工事前の写真に日付が無かったり、必要などが上手く写っていないこともあり、スムーズにいかない。
- ・なじみの大工に依頼したいという希望も多く、住宅改修の制度や工程の流れからすべて説明も必要となり大きな負担となっている。
- ・本人、家族の希望で知り合いの大工さんで行うことがありますが、制度の説明や前後の写真を撮ったり、業務が増え困る。
- ・利用者から指定された工務店は、知識が不足し、利用者が希望する所に何でも手すりを取り付けようとする。工事に時間がかかり、病院は入院期間が決定し、工事が済んでなくても退院させようとするので、困った。



- ・時間の余裕もないまま、すぐ申請して工事がしたいとの依頼が多い。慣れない業者に指定された場合、理解してもらうのに時間がかかる。

### 3. 「現状での問題点」

「実際の生活とはそぐわない改修もある」、「適正価格が分らない」という問題点も指摘された。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・実際の生活とはそぐわない面が多々ある。生活面からみた住宅改修を考えて欲しい。
- ・利用者の身体状況・介護状況の確認をしなかったり、改修費用を制度限度まで工事内容にかかわらず使うといったことがあるため、チェック機能が必要。
- ・専門家によるアドバイスと利用者や家族の希望の相違により、本来必要と思われる改修ができない場合もあって、悩む。
- ・個人の大工さんなど、不必要と思われる部分まで、改修をすすめることが多い。
- ・「ついでに、ここも直しておいたらどうか」とか、「いずれ子世代も年をとるから、今回直しておいたら」等すすめて、家族も同意させられることがあり、修正するのに労力がある。
- ・1割負担だと利用者側も安易に改修を行う傾向がある。
- ・手すり等、簡単な改修を介護保険で安く利用したい為、特に必要でない軽度者が認定を受ける。
- ・手すりの値段や工事が高いと思う。適正価格が分らない。
- ・工事業者によって金額の差が大きい。
- ・料金が不明瞭。
- ・工事は同じではないが、指針となるもの、目安がないと、高いか安いかなど、比べようがない。
- ・工事がその金額で妥当なものであるか、見積りをとっても判断しにくい。行政的なガイドラインがあってもよい。
- ・統一した価格があるといい。工賃などの違いが大きい。

### 4. 「質の向上につながるために必要なこと」

質の向上には身体状況の変化を予測した「利用者の身体状況の確認」と「専門職との連携や協力体制」が大切であるとの意見があった。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・「住宅改修」は長期を見越し必要性を評価していく、身体状況の変化を予測していくことが大切。
- ・「テキスト通りに、物理的にバリアフリーにすることだけ」考えていてはダメで、「身体状況の把握」の中には「病気の進行を考えておく」ということも入る。
- ・定期的な確認、研修、ケアマネジャーとの密な連携がないとスムーズにいかない。
- ・PT、OTの在宅訪問指導など、協力体制の強化。

## 5. 「登録・指定制度」について

施工業者の介護保険の住宅改修の経験不足・制度の理解不足から生じる負担を解消するために、「登録・指定制度」を望む意見も多かった。

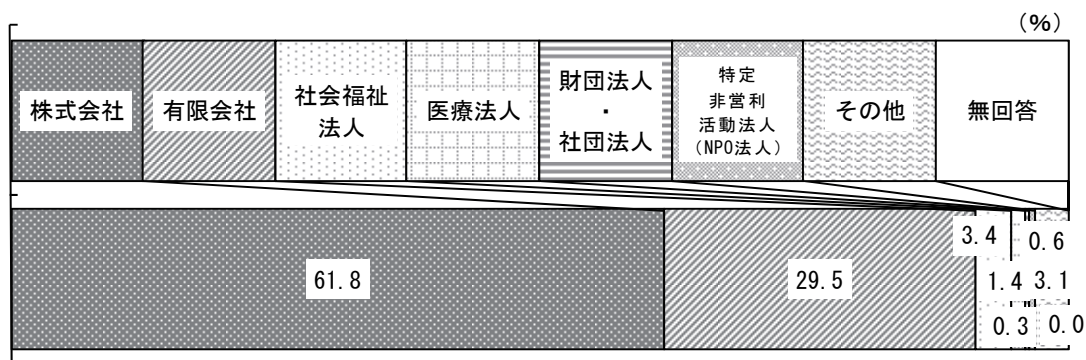
### ○主な意見（抜粋）

- ・利用者からの相談は、顔馴染みの業者をお願いしたい、という声が多い。身近な存在ゆえに「お任せ」で、細かい所までは相談しない。何か質を担保する仕組みがあれば良い。
- ・勉強をされている（福祉用具購入（販売）業者等）所と、平面図等もあまり記入したことがない業者とでは改修までかなりの時間差とケアマネジャーの負担差がある。できれば住宅改修も指定制度にして欲しい。
- ・施工業者が介護保険の住宅改修に詳しくない場合、見積書、写真等全てケアマネジャーが担い、大変なので指定された（市等の）方が良い。
- ・行政により指導と、指定制を導入してもらいたい。指定の際は、見積書作成等、研修を必修項目にしてもらいたい。
- ・個人の大工や、工務店の場合、見積書とか写真など、後から困ることがある。指定された業者を利用することが良い。
- ・住宅改修業者の登録制、指定制。申請書の書き方などの指導もキチンとしてほしい。
- ・住宅改修業者の登録制や指定制の導入、行政による事業者への指導・研修の強化。
- ・優良業者などわかると有り難い。
- ・住宅改修業者の指定制を希望。
- ・事業者の登録、指定制は是非導入してもらいたい。慣れていない工務店の対応には、書類をきちんと作成してもらえず、時間がかかったり、工事施工の段階で工事内容を変更したり、本当に困る。

## アンケート集計結果—福祉用具貸与事業所

問1 貴事業所の法人の種類をお答えください（○は1つ）。

「株式会社」が最も多く61.8%、次いで「有限会社」29.5%、「社会福祉法人」3.4%、「医療法人」1.4%であった。



n=356

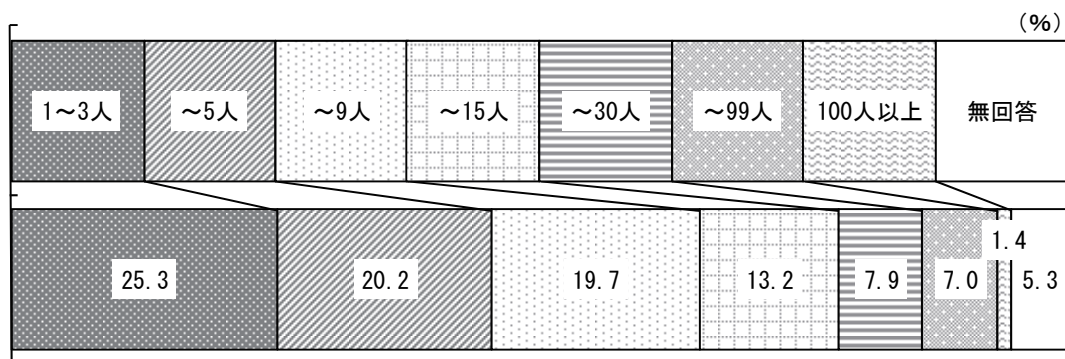
問2 貴事業所の所在地をお答えください（○はそれぞれ1つ）。

<集計略>

問3 貴事業所の職員は何人ですか。そのうちで福祉・住宅関連資格等取得者は何人ですか。勤務形態等を問わずに実際的人数でお答えください。なお、2.～5.の資格を複数取得している方は、それぞれの資格者の人数に加えて記入してください（例：2.と3.両方の資格を取得している方が1人おられる場合は、2.と3.それぞれに1人を加算して記入）。

### 1. 全体の職員数

平均12.7人、中央値が6.0人である。1位は「1～3人」で25.3%、2位は「～5人」で20.2%、3位は「～9人」で19.7%であった。

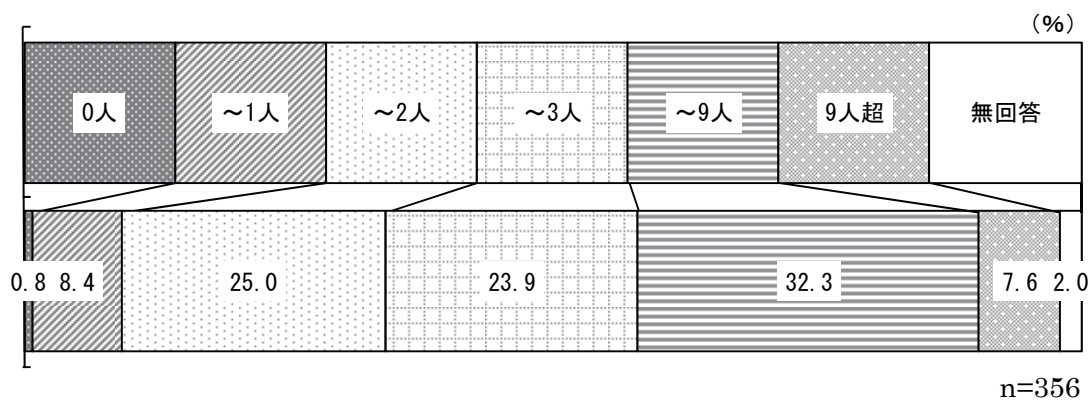


平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
12.7	6.0	22.7	2.0	200.0

n=356

## 2. 福祉用具専門相談員

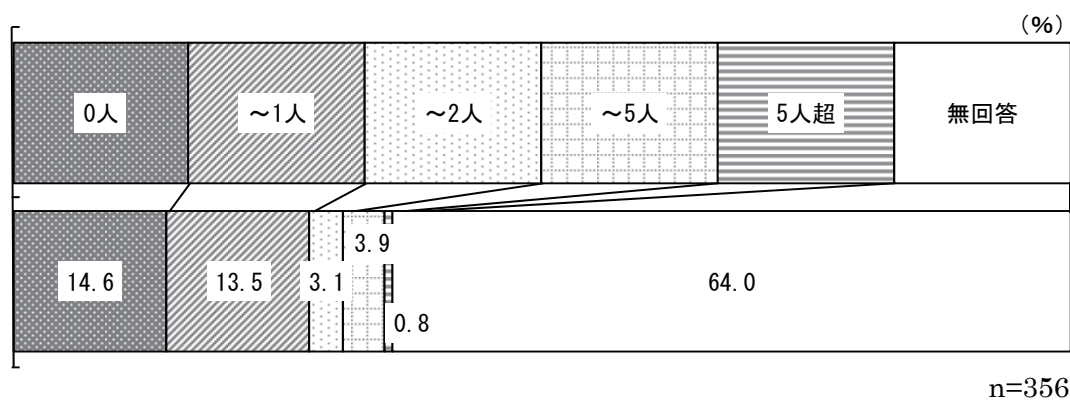
平均 4.4 人、中央値が 3.0 人である。1 位は「～9 人」で 32.3%、2 位は「～2 人」で 25.0%、3 位は「～3 人」で 23.9%であった。



平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
4.4	3.0	4.6	0.0	54.0

## 3. 福祉用具プランナー

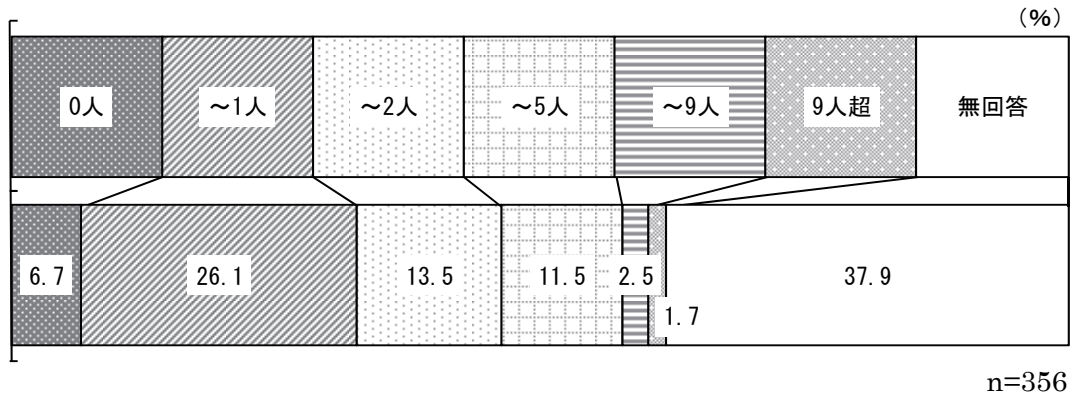
平均 1.1 人、中央値が 1.0 人である。1 位は「0 人」で 14.6%、2 位は「～1 人」で 13.5%、3 位は「～5 人」で 3.9%であった。



平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
1.1	1.0	1.6	0.0	12.0

#### 4. 福祉住環境コーディネーター（1級・2級）

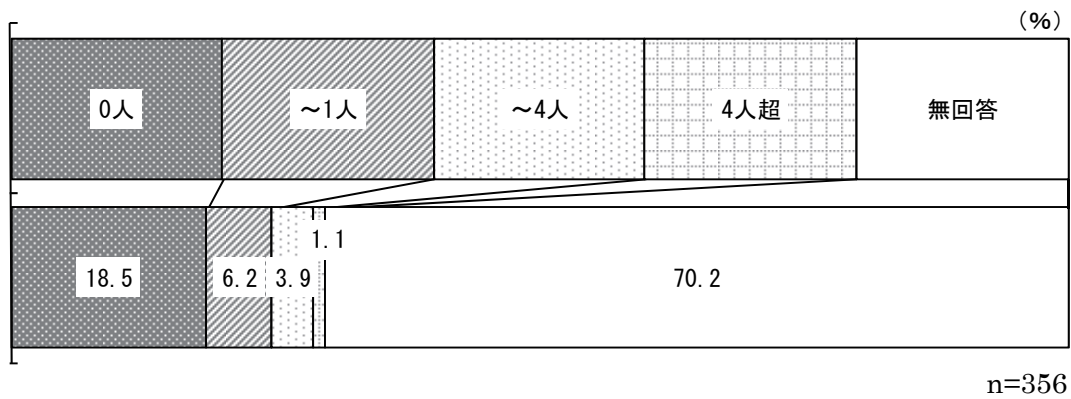
平均 2.2 人、中央値が 1.0 人である。1 位は「～1 人」で 26.1%、2 位は「～2 人」で 13.5%、3 位は「～5 人」で 11.5%であった。



平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
2.2	1.0	3.1	0.0	27.0

#### 5. 増改築相談員

平均 0.8 人で、中央値が 0.0 人である。1 位は「0 人」で 18.5%、2 位は「～1 人」で 6.2%、3 位は「～4 人」で 3.9%であった。

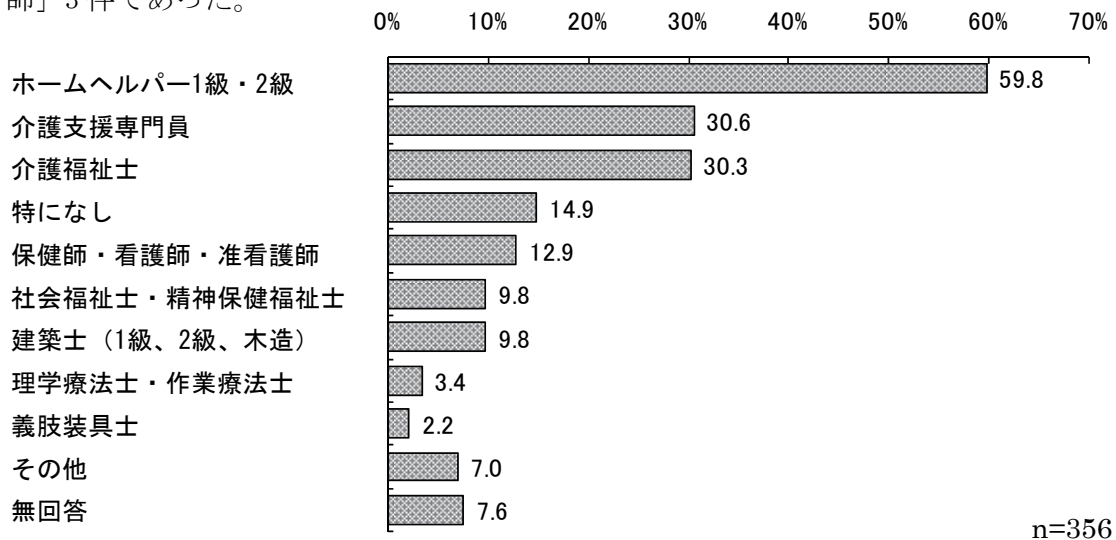


平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
0.8	0.0	1.8	0.0	14.0

問4 問3でお答えいただいた有資格者のほかに、貴事業所の従業員が所有している資格等についてお答えください（〇はいくつでも）。

1位は「ホームヘルパー1級・2級」で59.8%、2位は「介護支援専門員」で30.6%、3位は「介護福祉士」で30.3%であった。

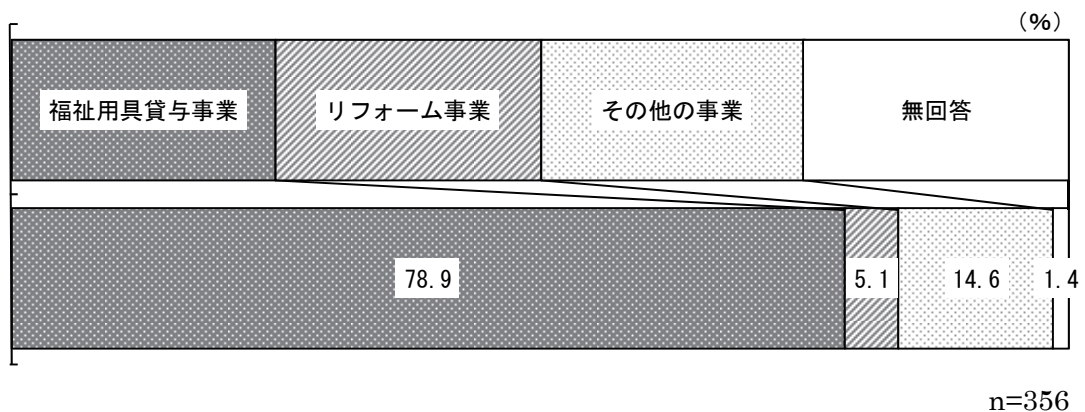
その他の回答は、25件であった。主な回答としては、「建築施工管理士」6件、「薬剤師」3件であった。



問5 貴事業所は、福祉用具貸与事業・リフォーム事業あるいはその他の事業のいずれが中心の事業となっていますか。実施件数で最も大きいものでお答えください（〇は1つ）。

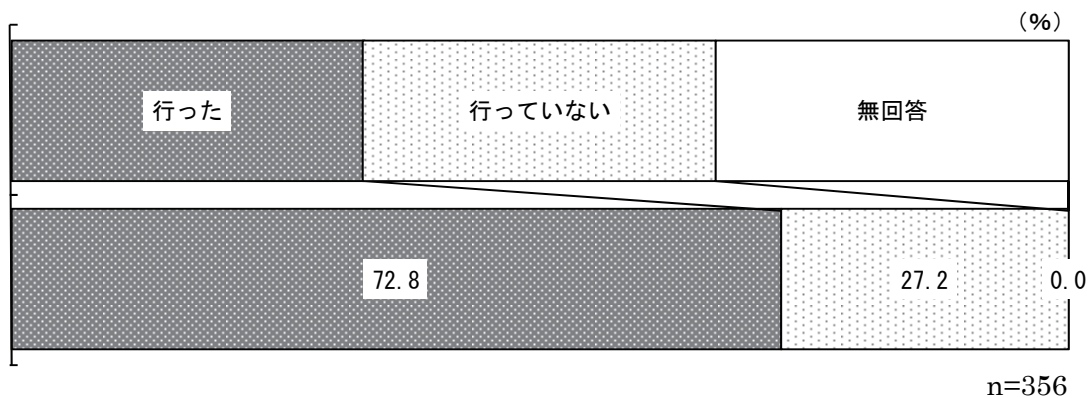
「福祉用具貸与事業」は78.9%、「リフォーム事業」は5.1%であった。

その他の回答は、52件であった。主な回答としては、「訪問介護事業」9件、「福祉用具販売業」7件、「通所介護事業」6件、「医療機器卸売業」が5件であった。



問6 昨年度、貴事業所で介護保険制度による住宅改修を行いましたか（○は1つ）。

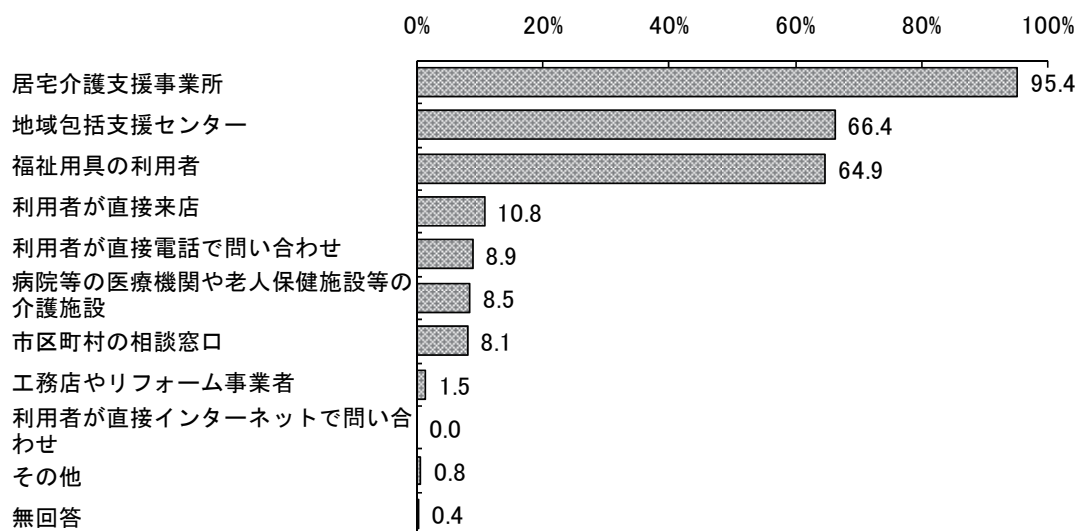
「行った」は72.8%、「行っていない」は27.2%であった。



問7 介護保険制度による住宅改修についての貴事業所への依頼は、主にどのようなところを通して来ていますか。特に多いものを3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「居宅介護支援事業所」で95.4%、2位は「地域包括支援センター」で66.4%、3位は「福祉用具の利用者」で64.9%であった。

その他の回答は、「訪問介護の利用者」と「福祉用具販売店」の2件であった。



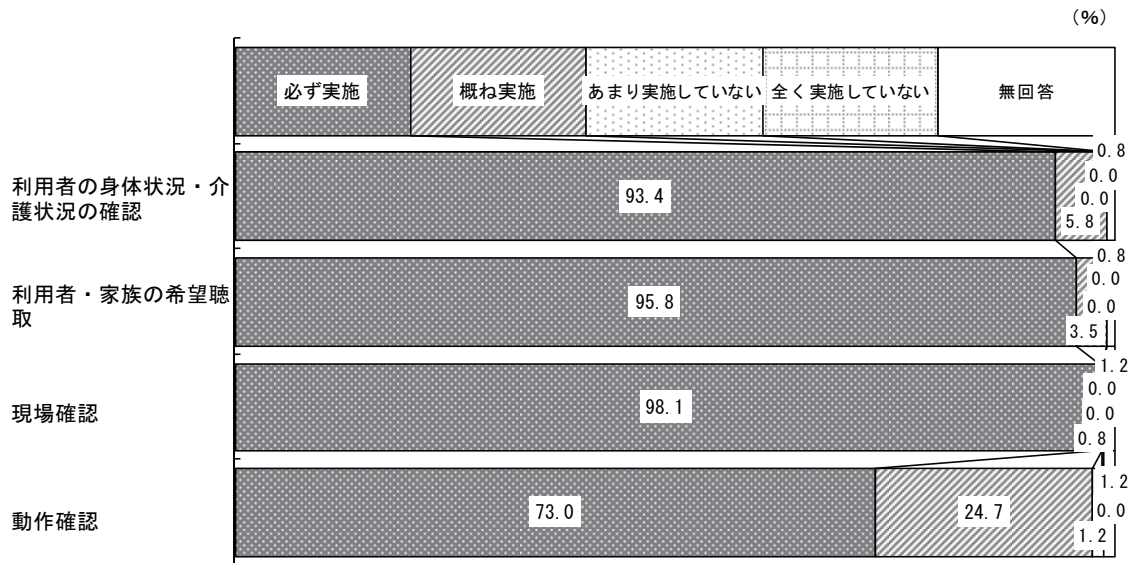
n=259



問8 貴事業所で介護保険制度による住宅改修に関する以下の業務等を行っていますか。それぞれ最も近いものに○をつけてください（○はそれぞれ1つ）。

I. 事前相談

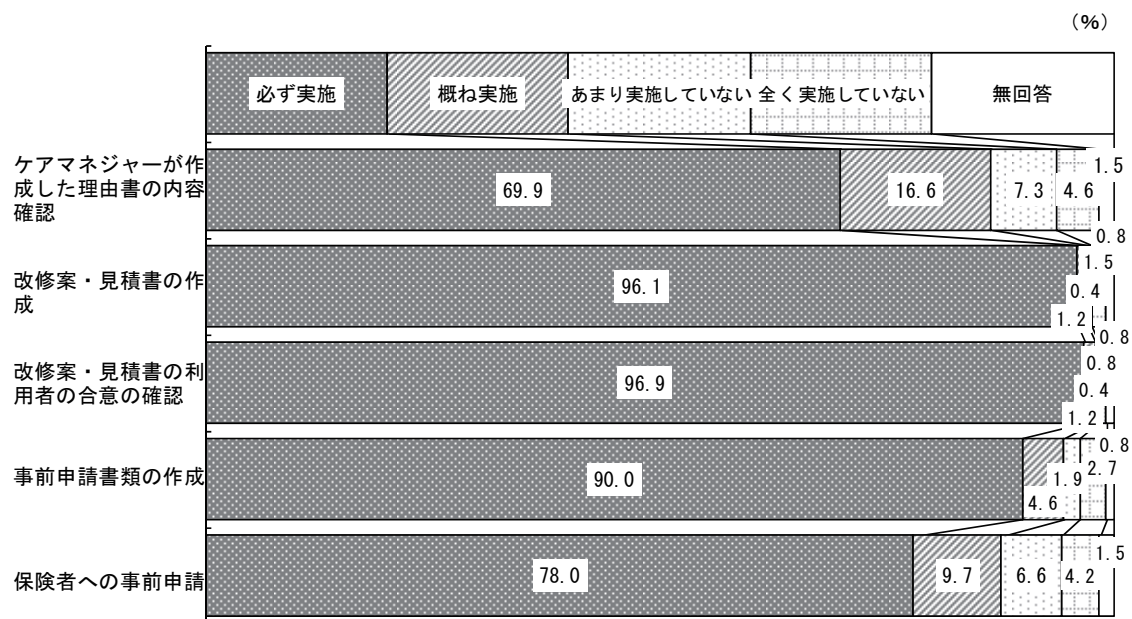
動作確認を除いて「必ず実施」の割合が90%台と高かった。「動作確認」を「必ず実施」しているのは73.0%と他の項目に比べてやや低い。



n=259

## II. 事前申請

実施割合が最も高いのは「改修案・見積書の利用者の合意の確認」で、「必ず実施」の割合が 96.9%であった。「改修案・見積書の作成」「改修案・見積書の利用者の合意の確認」「事前申請書類の作成」は「必ず実施」が 90%台である。「ケアマネジャーが作成した理由書の内容確認」は「必ず実施」の割合が 69.9%、「保険者への事前申請」は「必ず実施」の割合が 78.0%であった。

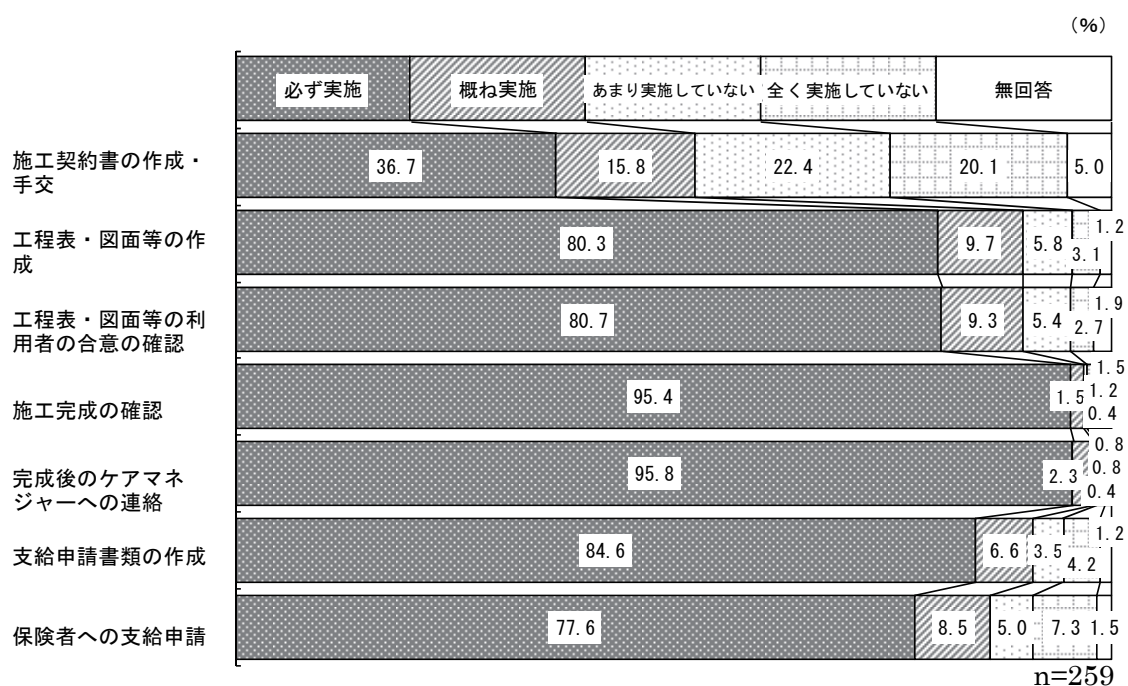


n=259

### Ⅲ. 施工関係

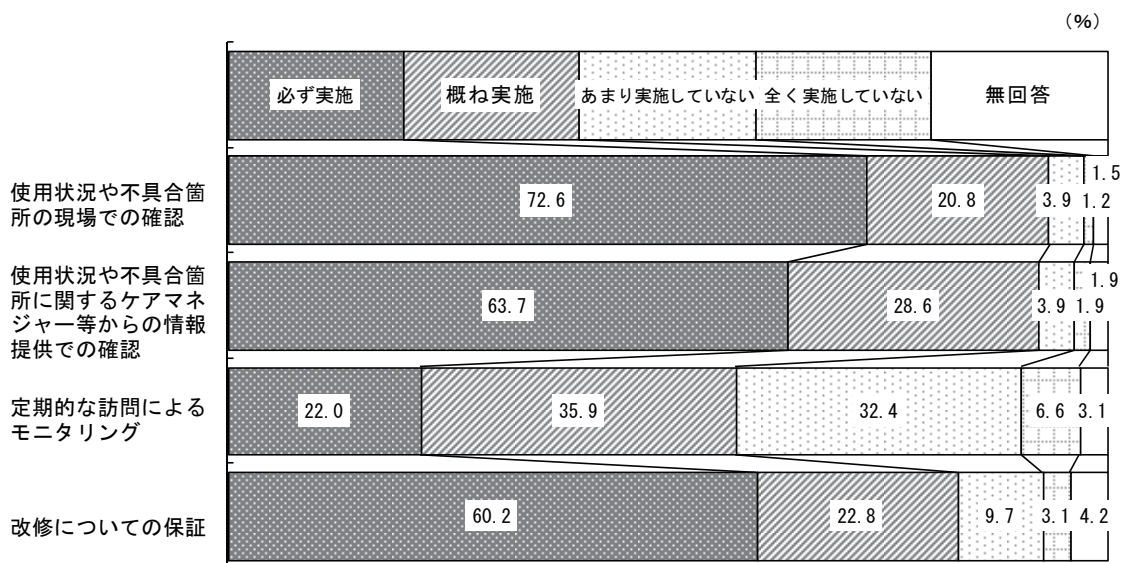
実施割合が最も高いのは「完成後のケアマネジャーへの連絡」で、「必ず実施」の割合が95.8%、次いで「施工完成の確認」で「必ず実施」の割合は95.4%であった。「工程表・図面等の作成」および「工程表・図面等の利用者の合意の確認」は、「必ず実施」の割合がそれぞれ80.3%、80.7%である。

実施割合が最も低いのは、「施工契約書の作成・手交」で「必ず実施」、「概ね実施」をあわせても52.5%であった。



#### IV. アフターフォロー

いずれの項目も実施割合がⅠ～Ⅲに比べて低かった。なかでも「定期的な訪問によるモニタリング」が最も低く、「必ず実施」しているのは 22.0%で、「必ず実施」、「概ね実施」をあわせても 57.9%であった。「使用状況や不具合箇所の現場での確認」は「必ず実施」が 72.6%で最も高かった。



n=259

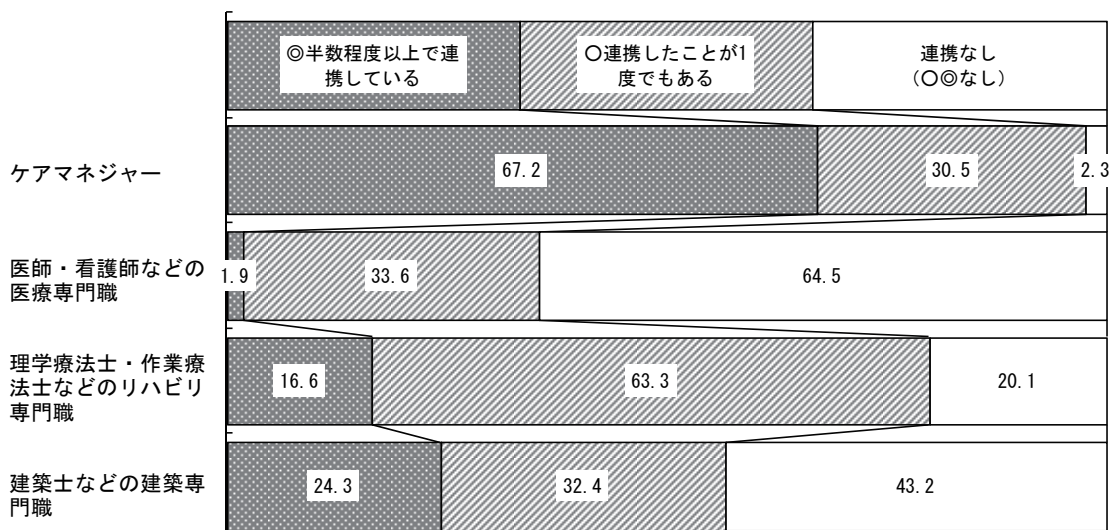
問8-1 【問8の業務に関連してお聞きします】「業務の詳細」に記載の「Ⅰ. 事前相談」「Ⅱ. 事前申請」「Ⅲ. 施工関係」「Ⅳ. アフターフォロー」の4つのステップのいずれかにおいて、専門職と連携して業務を行うことはありますか。昨年度の改修事例について、以下の専門職と連携したことが1度でもあれば○、半数程度以上で連携していれば◎、連携していなければ5. に○をつけてください（○、◎はいくつでも）。

なお、「連携」とは利用者（施主）の住宅改修の質を高める目的で、それぞれの専門性を補い合い改修目的や方法を共有することで、具体的には現場への同行訪問や情報・意見交換などを指すものとします。

連携度合いが最も高いのは「ケアマネジャー」で、「半数程度以上で連携している」67.2%、「連携したことが1度でもある」をあわせて97.7%であった。次いで「理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職」で、「半数程度以上で連携している」16.6%、「連携したことが1度でもある」をあわせて79.9%であった。

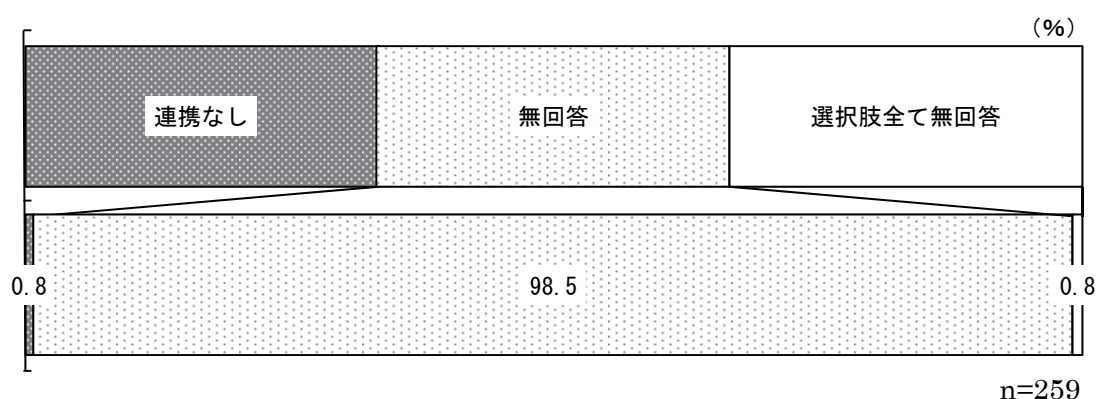
一方、最も低いのは「医師・看護師などの医療専門職」で、「半数程度以上で連携している」は1.9%、「連携したことが1度でもある」を合わせても35.5%であった。

(%)



n=259

なお、「専門職との連携をすることはなかった」と回答した事業者は0.8%であった。



問8-2【問8-1で、5.以外に○または◎をつけた方にお聞きします】その専門職との連携は、4つのステップのどの段階で行われましたか。連携したことのある専門職ごとに、該当する箇所に○をつけてください（○はいくつでも）。

#### ケアマネジャー

1位は「Ⅰ. 事前相談」で98.4%、2位は「Ⅱ. 事前申請」で62.1%、3位は「Ⅳ. アフターフォロー」で53.4%であった。

#### 医師・看護師などの医療専門職

1位は「Ⅰ. 事前相談」で93.5%、2位は「Ⅱ. 事前申請」と「Ⅳ. アフターフォロー」で各10.9%であった。

#### 理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職

1位は「Ⅰ. 事前相談」で94.2%、2位は「Ⅳ. アフターフォロー」で19.3%、3位は「Ⅲ. 施工関係」で14.0%であった。

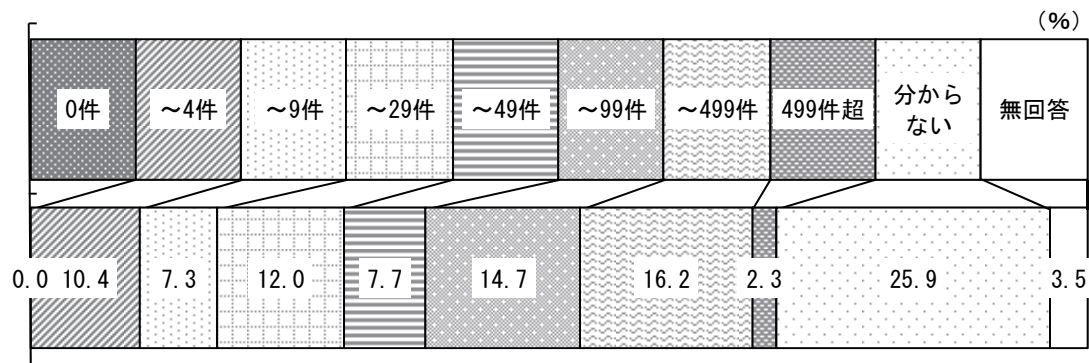
#### 建築士などの建築専門職

1位は「Ⅰ. 事前相談」で81.0%、2位は「Ⅲ. 施工関係」で74.1%、3位は「Ⅳ. アフターフォロー」で46.3%であった。

	合計	I. 事前相談	II. 事前申請	III. 施工関係	IV. アフターフォロー	無回答
ケアマネジャー	253 100.0%	249 98.4%	157 62.1%	88 34.8%	135 53.4%	3 1.2%
医師・看護師などの医療専門職	92 100.0%	86 93.5%	10 10.9%	4 4.3%	10 10.9%	5 5.4%
理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職	207 100.0%	195 94.2%	25 12.1%	29 14.0%	40 19.3%	7 3.4%
建築士などの建築専門職	147 100.0%	119 81.0%	38 25.9%	109 74.1%	68 46.3%	4 2.7%

問9 昨年度の介護保険制度による住宅改修に関する事前相談の実施件数は何件でしょうか。数字をご記入ください。お分かりにならない場合は2. に○をつけてください。

事前相談の実施件数は平均 99.1 件、中央値が 36.0 件である。「分からない」25.9%を除くと、1位は「～499件」で16.2%。2位は「～99件」で14.7%、3位は「～29件」で12.0%であった。

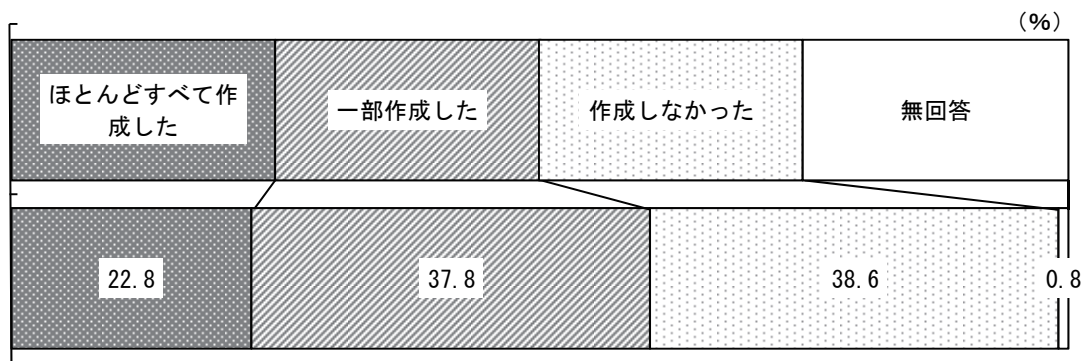


n=259

平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
99.1	36.0	204.8	1.0	2000.0

問10 昨年度、貴事業所で実施した介護保険制度による住宅改修のなかで、理由書を作成したものはありましたか (○は1つ)。

「ほとんどすべて作成した」は22.8%、「一部作成した」は37.8%、「作成しなかった」は38.6%であった。

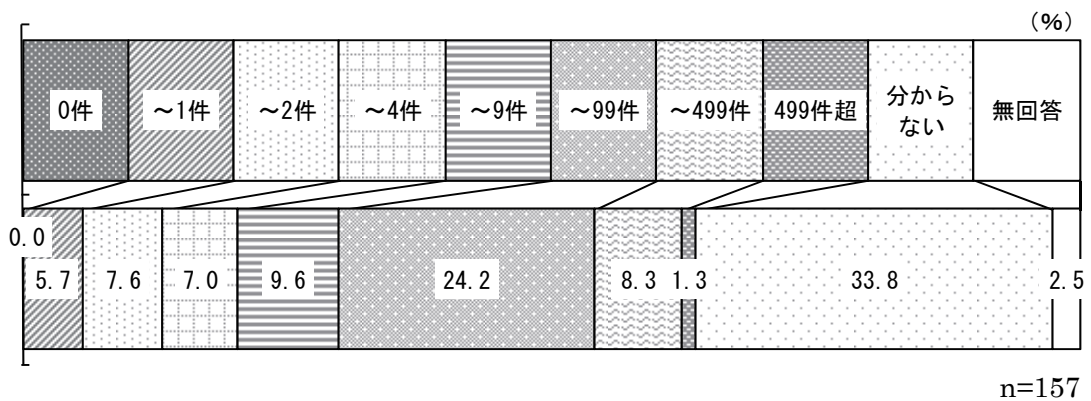


n=259



問 10-1 【問 10 で 1. または 2. とお答えの方にお聞きします】昨年度の市区町村に提出した住宅改修に関する理由書の作成件数は何件でしょうか。数字をご記入ください。お分かりにならない場合は 2. に○をつけてください。

平均 49.2 件、中央値が 10.0 件である。「分からない」33.8%を除くと、1 位は「～99 件」で 24.2%。2 位は「～9 件」で 9.6%、3 位は「～499 件」で 8.3%であった。



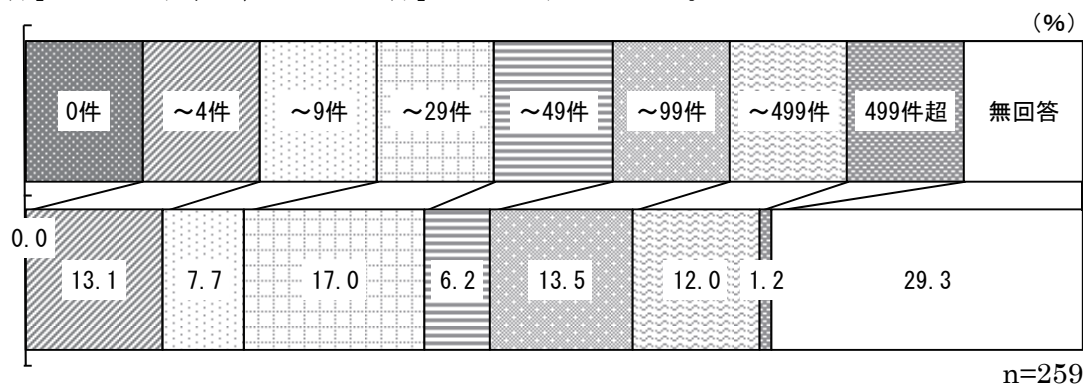
平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
49.2	10.0	104.3	1.0	650.0

問 11 貴事業所で行っている介護保険制度による住宅改修およびそれ以外のリフォーム全般についての昨年度の実績をお答えください。なお、介護保険制度による支給限度額 20 万円を超える工事については、件数、金額とも「介護保険制度による住宅改修」に加えないで、「支給限度額を超えた工事（介護保険を利用）」に加えてください。金額は消費税込みの売上ベース（給付額に自己負担を加えた金額）でお答えください。

<件数>

介護保険制度による住宅改修（支給限度額内）

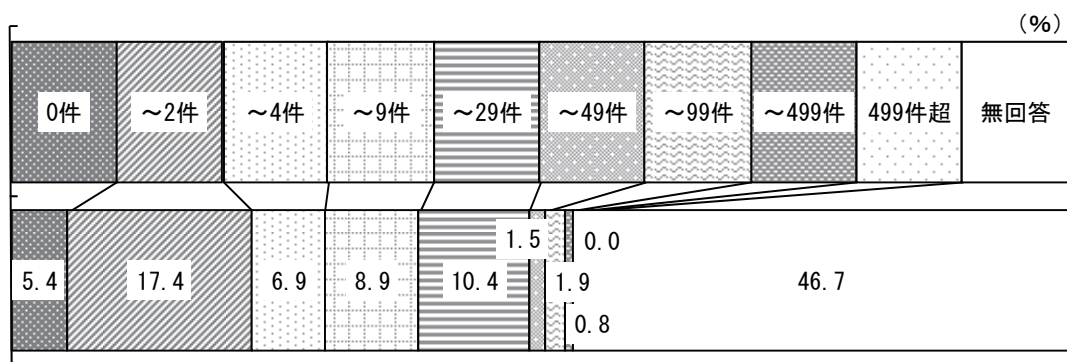
平均 71.2 件、中央値は 27.0 件である。1 位は「～29 件」で 17.0%。2 位は「～99 件」で 13.5%、3 位は「～4 件」で 13.1%であった。



平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
71.2	27.0	136.0	1.0	1200.0

支給限度額を超えた工事（介護保険を利用）

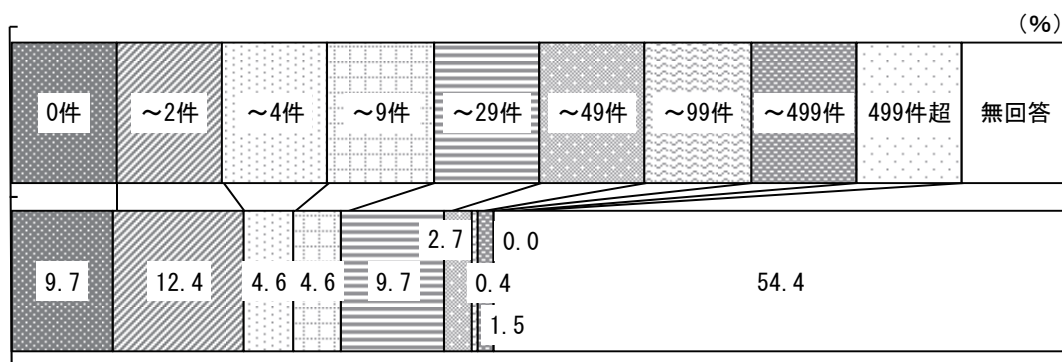
平均は 13.2 件、中央値が 3.5 件である。1 位は「～2 件」で 17.4%、2 位は「～29 件」で 10.4%、3 位は「～9 件」で 8.9%であった。



平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
13.2	3.5	39.8	0.0	400.0

## 介護保険制度は使っていないリフォーム

平均が 15.8 件で、中央値が 3.0 件である。1 位は「～2 件」で 12.4%、2 位は「0 件」と「～29 件」で各 9.7%であった。

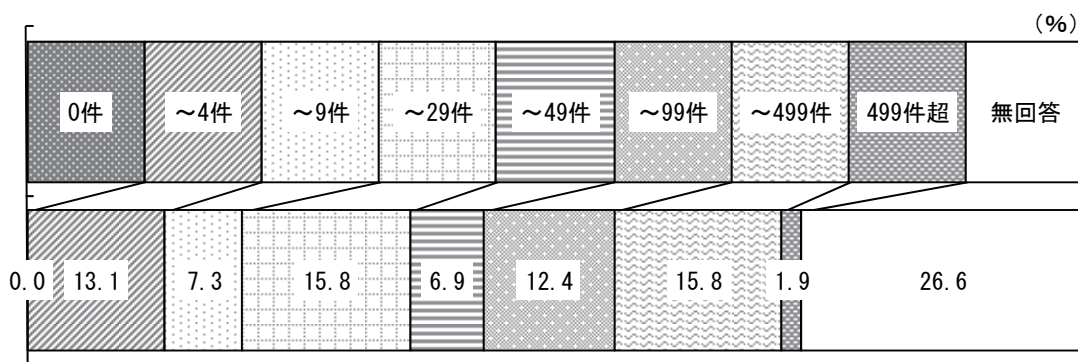


n=259

平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
15.8	3.0	48.1	0.0	350.0

## 合計

平均が 88.6 件で、中央値が 30.0 件である。1 位は「～29 件」と「～499 件」で各 15.8%、3 位は「～4 件」で 13.1%であった。

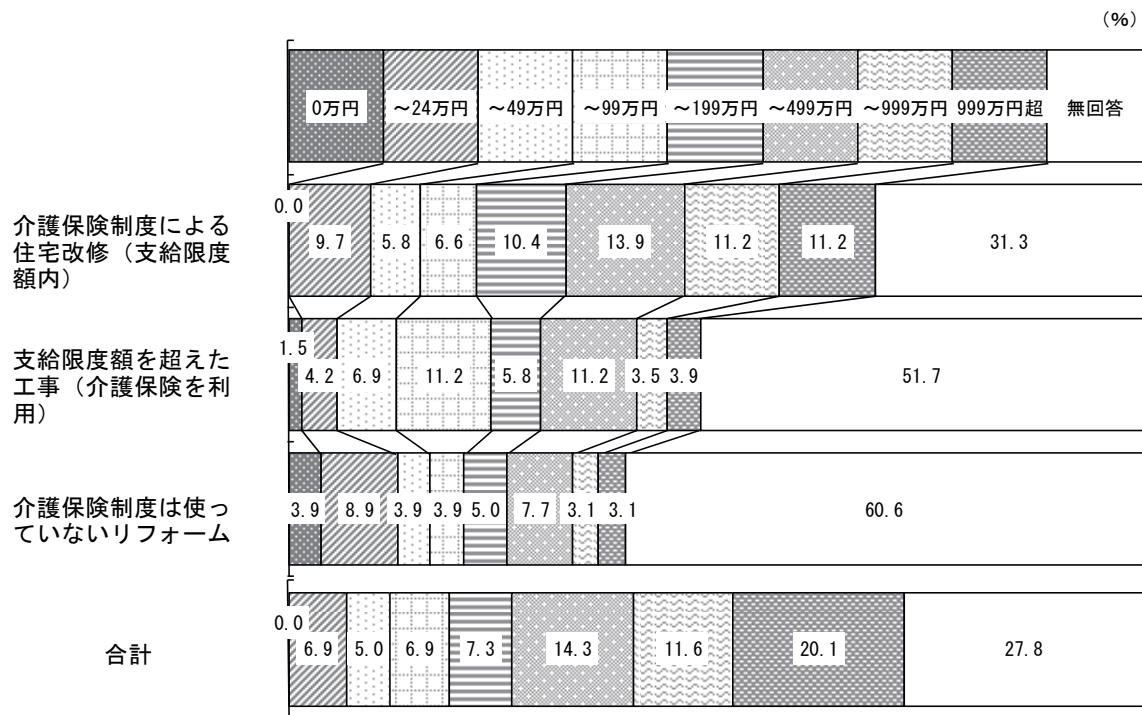


n=259

平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
88.6	30.0	187.9	1.0	1800.0

<金額>

「介護保険制度による住宅改修（支給限度額内）」では「～499万円」が13.9%と高く、平均612.1万円、中央値が226.0万円であった。「支給限度額を超えた工事（介護保険を利用）」では「～99万円」と「～499万円」が11.2%と高く、平均486.0万円、中央値が100.0万円であった。「介護保険制度は使っていないリフォーム」では「～24万円」が8.9%と高く、平均960.6万円、中央値が79.0万円であった。「合計」では「999万円超」が20.1%と高く、平均1,457.1万円、中央値が400.0万円であった。



n=259

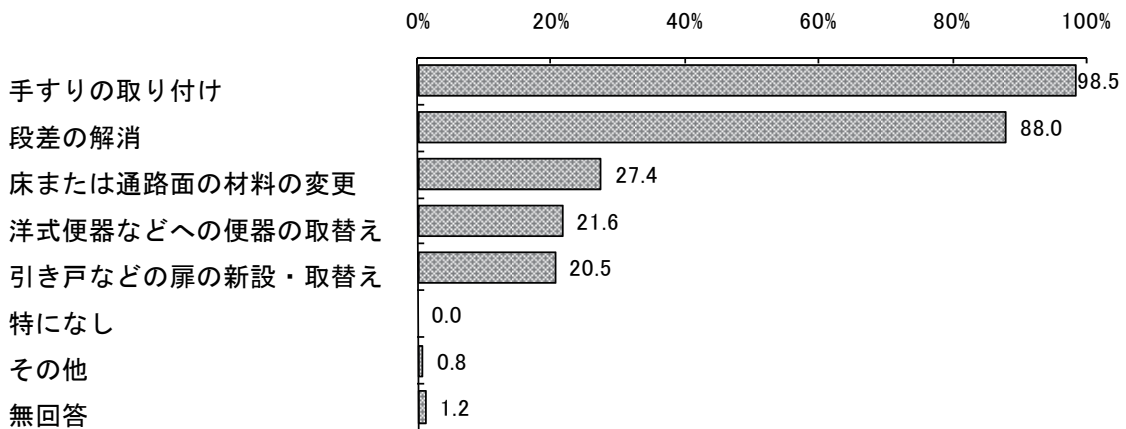
	平均 (万円)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
介護保険制度による住宅改修（支給限度額内）」	612.1	226.0	1239.1	4.0	10000.0
支給限度額を超えた工事（介護保険を利用）」	486.0	100.0	1875.0	0.0	20000.0
介護保険制度は使っていないリフォーム	960.6	79.0	3994.2	0.0	35600.0
合計	1457.1	400.0	4682.1	4.0	46000.0

問 12 貴事業所で実施している介護保険による住宅改修のうち、昨年度特に多かった工事内容と実施場所を上位3つまでお選びください（〇はそれぞれ3つまで）。

<工事内容>

1位は「手すりの取り付け」で98.5%、2位は「段差の解消」で88.0%、3位は「床または通路面の材料の変更」で27.4%あった。

その他の回答は、「既存戸をV戸車に変更」の1件であった。

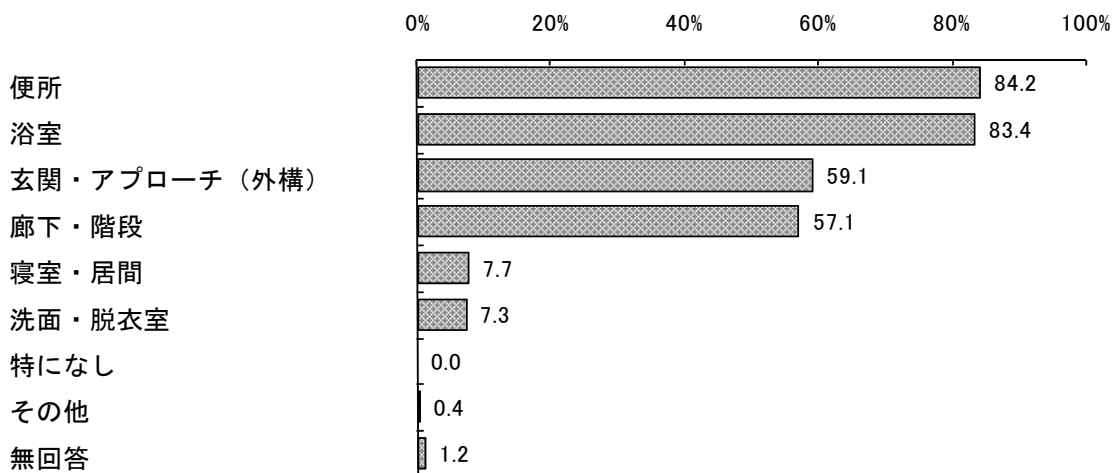


n=259

<工事場所>

1位は「便所」で84.2%、2位は「浴室」で83.4%、3位は「玄関・アプローチ（外構）」で59.1%であった。

その他の回答は、「屋外土間」の1件であった。

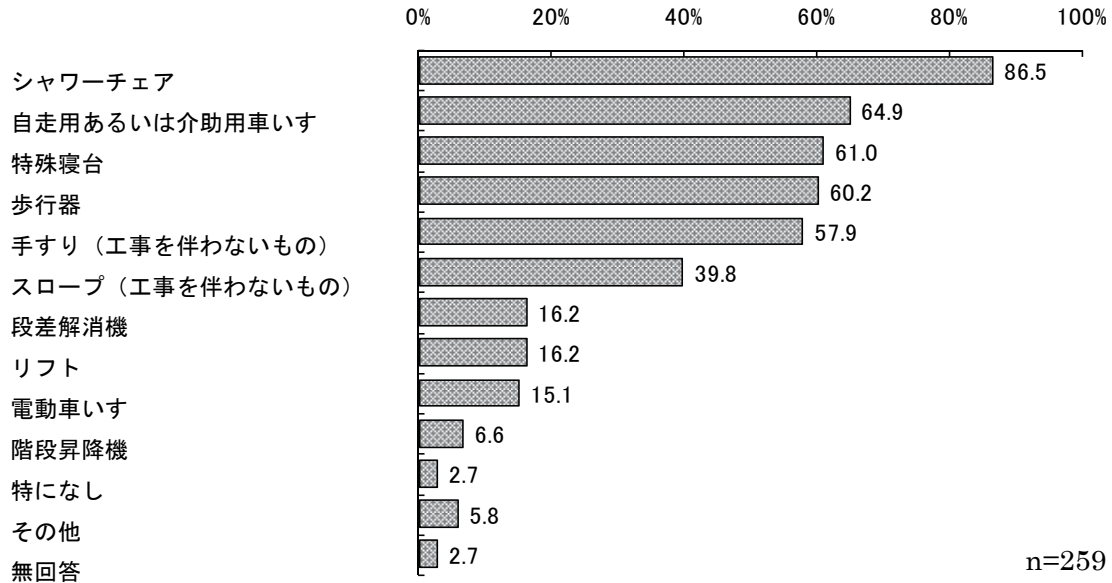


n=259

**問 13 昨年度、貴事業所で介護保険制度による住宅改修に併せて貸与もしくは販売した福祉用具は何ですか（〇はいくつでも）。**

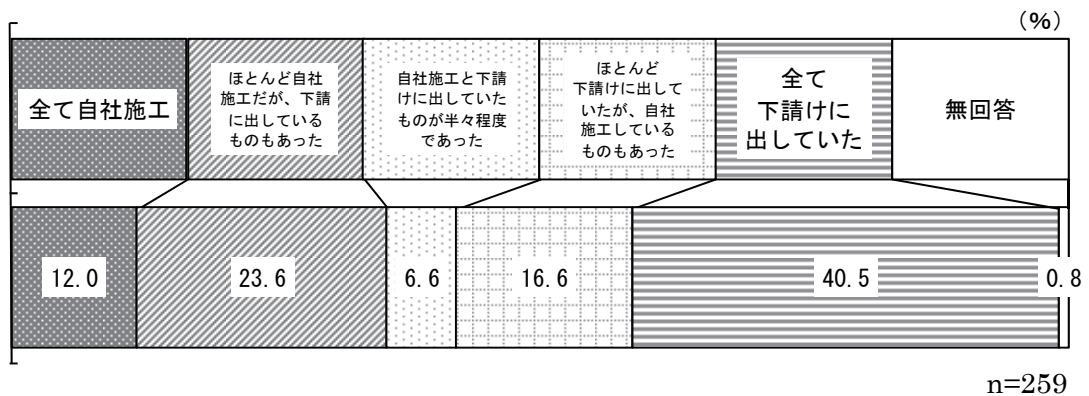
1位は「シャワーチェア」で86.5%、2位は「自走用あるいは介助用車いす」で64.9%、3位は「特殊寝台」で61.0%であった。

その他の回答は、15件であった。主な回答としては、「ポータブルトイレ」9件、「入浴補助用具」が4件であった。



**問 14 【自社施工が下請けに出しているかお聞きます】昨年度、介護保険制度による住宅改修を実施する際、実際の施工はどのようにしていましたか（〇は1つ）。**

1位は「全て下請けに出していた」で40.5%、2位は「ほとんど自社施工だが、下請けに出しているものもあった」は23.6%、3位は「ほとんど下請けに出していたが、自社施工しているものもあった」で16.6%であった。

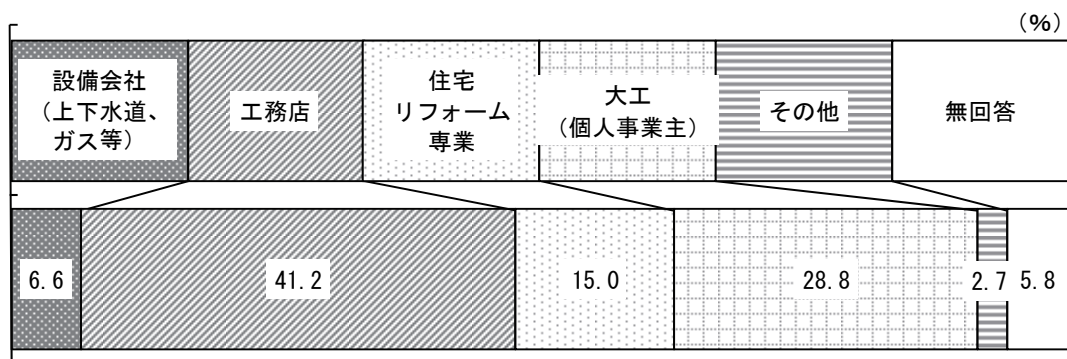




問 14-1 【問 14 で 1. 以外にお答えの方にお聞きします】下請け先として最も多い住宅改修事業者は以下のどれに該当しますか（○は1つ）。

1位は「工務店」で41.2%、2位は「大工（個人事業主）」が28.8%、3位は「住宅リフォーム専門」で15.0%であった。

その他の回答は、6件であった。「同業他社」が2件、「土木工事業者」「木材店」、「専門事業所」、未記入が各1件であった。

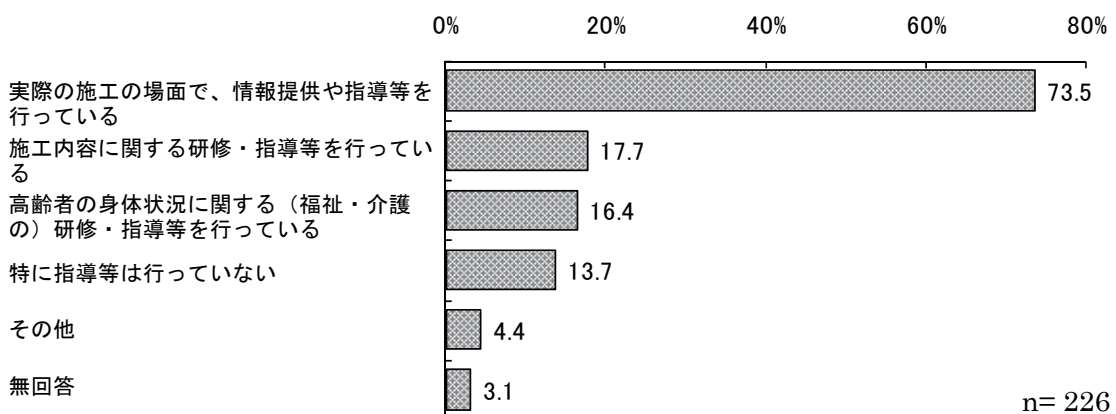


n= 226

問 14-2 【問 14 で 1. 以外にお答えの方にお聞きします】下請事業者への研修・指導等はどのようにしていますか（○はいくつでも）。

1位は「実際の施工の場面で、情報提供や指導等を行っている」で73.5%、2位は「施工内容に関する研修・指導等を行っている」で17.7%、3位は「高齢者の身体状況に関する（福祉・介護の）研修・指導等を行っている」で16.4%であった。

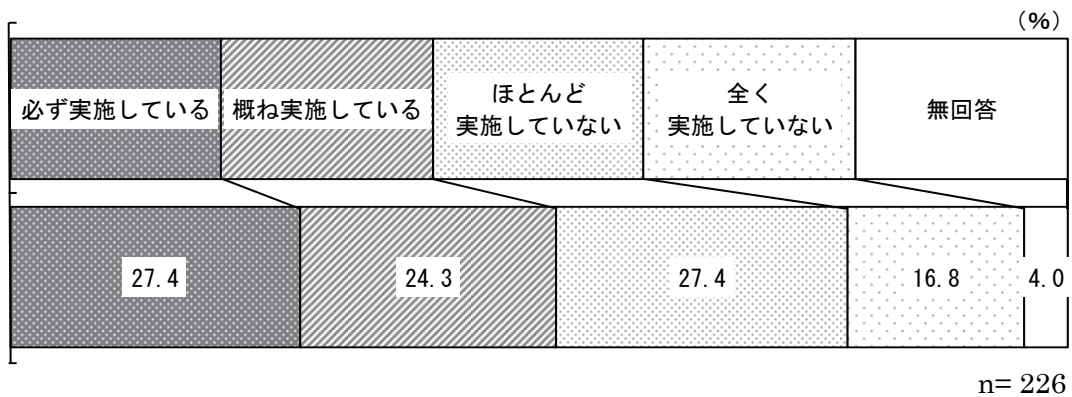
その他の回答は、10件であった。主な回答としては、「資格や知識のある所に依頼するので、指導等の必要がない」が6件であった。指導する場合は「細かく施工内容を表示する」、「共同で改修内容を検討する」という回答があった。



n= 226

問 14-3 【問 14 で 1. 以外にお答えの方にお聞きします】 下請事業者への理由書の提供・説明は行っていますか（○は1つ）。

「必ず実施している」は 27.4%、「概ね実施している」は 24.3%、「ほとんど実施していない」は 27.4%、「全く実施していない」は 16.8%であった。



問 15 貴事業所あるいは法人で、介護保険制度による住宅改修について以下の取り組みをしていますか（○はそれぞれ1つ）。

**従業員への教育・研修（外部研修も含む）**

「している」は 80.3%、「していない」は 15.1%であった。

**業務マニュアルの作成**

「している」は 52.9%、「していない」は 39.8%であった。

**苦情相談窓口の設置**

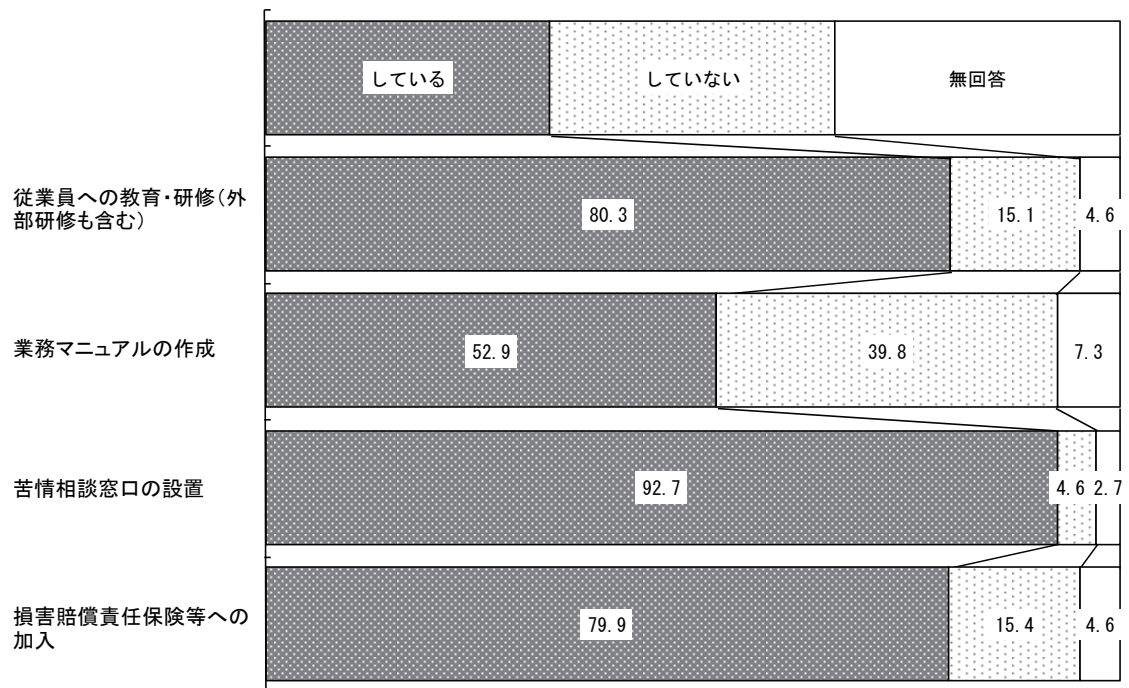
「している」は 92.7%、「していない」は 4.6%であった。

**損害賠償責任保険等への加入**

「している」は 79.9%、「していない」は 15.4%であった。



(%)



n=259

問 16 そのほか、介護保険制度による住宅改修の質の向上に向けて貴事業所で実施している事項について、以下にご記入ください。

回答は 80 件あった。最も多い回答は、新商品や新工法等の情報収集のため、外部の「勉強会、研修会に参加する」が 24 件、次いで、事業所内で事例集を作成し内部研修を行う、施工事例や困難事例の情報共有化を目的とする「事例検討、情報交換」が 20 件と、技術や知識の向上を図る回答が半数以上の 44 件あった。

また、自立支援の向上につながることを重視する回答として、事前相談時に、利用者の身体状況、利用状況、家族の意向を実際に確認し、日常生活にどのように反映するか、動作を確認するために「利用者の状況確認、訪問」が 13 件、施工後に「モニタリングやアフターフォローを行う」が 4 件、とあわせて 17 件あった。

「利用者の状況確認、訪問」の際に「理学療法士、作業療法士の指導、意見を参考にする」、「他職種との円滑な連携を行なうことに留意する」という回答もみられた。

## 技術や知識の向上を図る回答

1. 「勉強会、研修会に参加する」
  - ・ HCR、新商品などの展示会の見学 8 件
  - ・ 住宅改修部材メーカーと講習会 6 件
  - ・ 勉強会やセミナー等への参加 6 件
  - ・ 定期的に住宅改修に関する講義を受けている。
  - ・ 新商品や新工法等の情報収集
  - ・ 便利な住宅改修部品が発売されたとの周知
  - ・ 同業者への相談
2. 「事例検討、情報交換する」
  - ・ 事例集を作成し、会議の中で意見を交換 7 件
  - ・ 社内研修による資質向上 4 件
  - ・ 住宅改修委員会を設置し、施工事例、研修等の実施
  - ・ ミーティングでのプラン作成シミュレーション
  - ・ クレーム内容等の共有
  - ・ 困難事例の事業所職員全員の情報共有
  - ・ 職員間での事例検討などで情報の共有
  - ・ ケースによる意見交換、情報収集
  - ・ 定期的に自社ケアマネジャーとの研修
  - ・ 施工に関しての反省
  - ・ 疾病や障害における ADL の変化等研修

## 自立支援の向上につなげることを重視する回答

### 1. 事前相談時「利用者宅を訪問する」

- ・理学療法士、作業療法士の指導、意見を参考に利用者本人の動き（動線）等を確認し利用者及家族様のご希望を含め、手すりの位置又、段差解消等を提案し理解頂いてから図面、見積りを作成、提示し了解を頂いて事前申請を行ない、工事をする。現場調査には必ず建築専門職が同席出来なければケアマネジャーにも同席してもらおう。
- ・利用者、家族構成、建物の状況、あらゆる問題点、必要とする重点項目を選定し利用者の自立に最小限度に必要と認識したものを提案し、利用者ご家族が了解したものの支援を実施。
- ・利用者個々のADLを把握し、残存能力を阻害しない住宅改修を実施するよう、利用者、家族、ケアマネジャー、関係事業者等で検討。
- ・利用者、家族の動線状況を把握し、他職種との円滑な連携を行なえるよう平面図を活用し、分かりやすく、家具、動線も含め記入。
- ・利用効果があらわれるように利用者の必要性に応じて改修を行う。
- ・利用者と家族の話をよく聞き、動きを見る。
- ・必ずケアマネジャー、利用者、家族と意見を出し、サンプルの手すりですべて具体的に説明している。
- ・利用者に合わせた高さや位置に、必ず手すりを設置する。工事前に見て頂き、納得して頂けるようにしている。
- ・仕様、取付位置の確認。
- ・材料の品質の向上、商品と利用者の適合性。
- ・事業所と利用者間で思い違いがないよう事前の説明と同意を得る。
- ・打合わせを多くして家族に納得してもらおう。

### 2. 「モニタリングやアフターフォロー」を行う

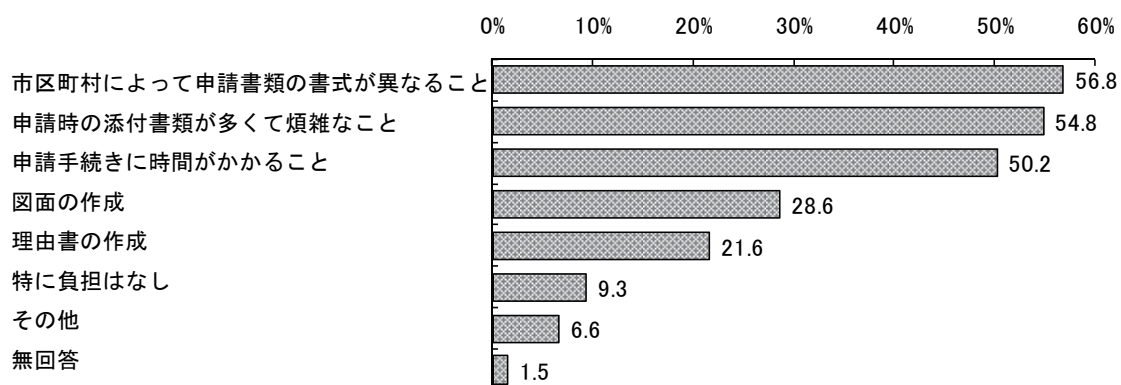
- ・モニタリングを実施。
- ・極端にわがままなケースを除いて、無料で変更・修正を行う。
- ・定期訪問。
- ・ハガキにて不具合等の調査。

(数字は同様の回答が複数あった場合の回答数)

問 17 介護保険制度による住宅改修に関する手続きの中で負担が大きいものは何ですか。特に負担が大きいものに3つまで○をつけてください(○は3つまで)。

1位は「市区町村によって申請書類の書式が異なること」で56.8%、2位は「申請時の添付書類が多くて煩雑なこと」で54.8%、3位は「申請手続きに時間がかかること」で50.2%であった。

その他の回答は、17件であった。主な回答としては「市町村により審査基準が違う」と「審査の時間がかかる」が各3件、「本人の身体状況等の確認」と「訪問回数が多い」が各2件であった。

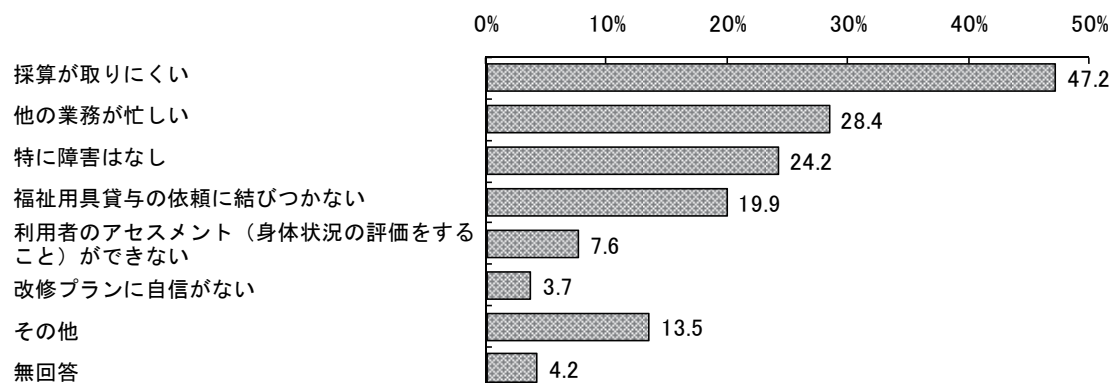


n=259

問 18 介護保険制度による住宅改修事業を行う上で障害となっているものは何ですか。障害が大きいと考えられるものに3つまで○をつけてください。(○は3つまで)。

1位は「採算が取りにくい」で47.2%、2位は「他の業務が忙しい」で28.4%、3位は「特に障害はなし」で24.2%であった。

その他の回答は、48件であった。主な回答としては、手続、立会など「手間がかかる」8件、書類が多いなど「申請手続き」7件、審査基準の違いなど「市町村の対応」が6件であった。

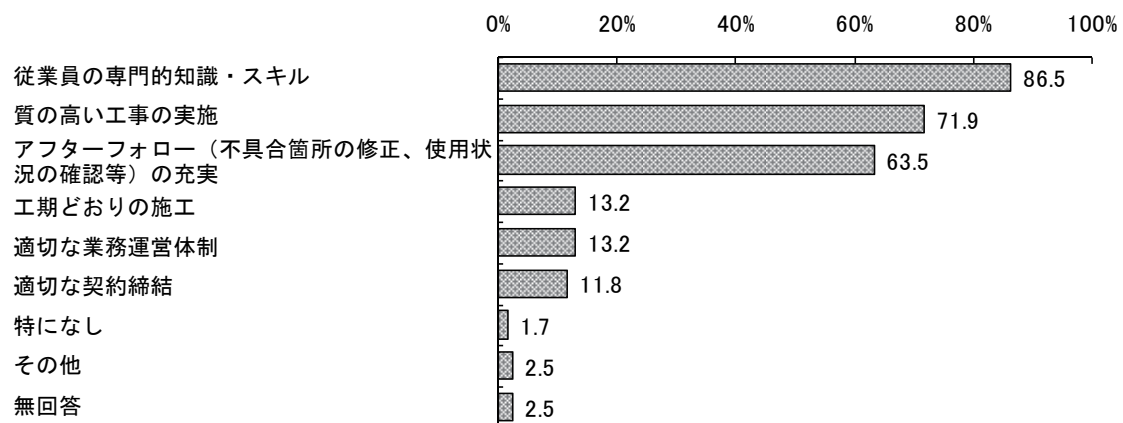


n=356

問 19 介護保険制度による住宅改修に関して福祉用具貸与事業者に求められるものは何だと思えますか。特に重要と考えられるものに3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「従業員の専門的知識・スキル」で86.5%、2位は「質の高い工事の実施」で71.9%、3位は「アフターフォロー（不具合箇所の修正、使用状況の確認等）の充実」で63.5%あった。

その他の回答は、9件であった。主な回答としては、「適切な価格の提示」、「利用者の身体状況に応じた適切な改修の提案」がそれぞれ3件であった。

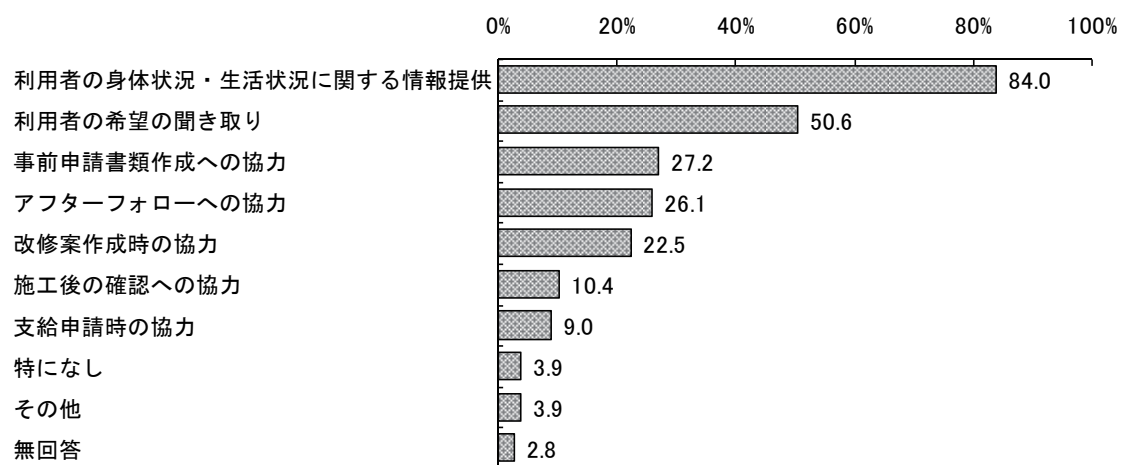


n=356

問 20 介護保険制度による住宅改修に関して居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）には何を求めますか。特に求めたい事柄を3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「利用者の身体状況・生活状況に関する情報提供」で84.0%、2位は「利用者の希望の聞き取り」で50.6%、3位は「事前申請書類作成への協力」で27.2%であった。

その他の回答は、14件であった。主な回答としては、「理由書の作成はケアマネジャーがする必要がある」4件、「20万円以内の範囲を指示しない」が3件であった。

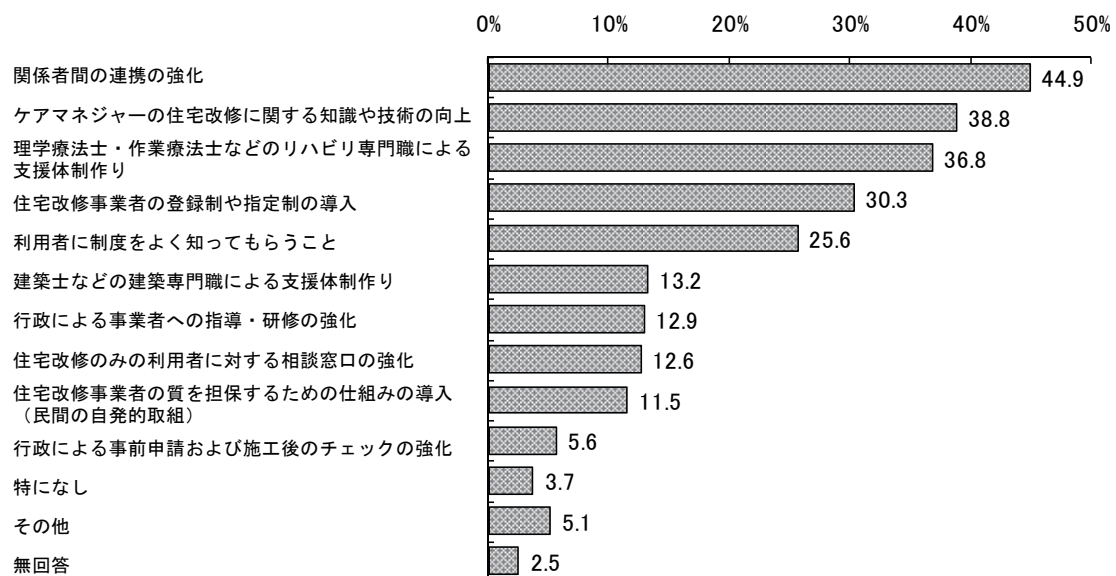


n=356

問 21 介護保険制度による住宅改修の質の向上に向けてどのようなことが必要だと思いますか。特に必要と思うものを3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「関係者間の連携の強化」で44.9%、2位は「ケアマネジャーの住宅改修に関する知識や技術の向上」で38.8%、3位は「理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職による支援体制作り」で36.8%であった。

その他の回答は、18件であった。主な回答としては、「行政担当者の質、知識の向上」が9件であった。



n=356



## 自由意見

### 1. 「住宅改修への対応」

ケアマネジャーの意識や指示により利用者の希望通りの住宅改修ができないという意見が見られた。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・住宅改修をすることによりADLが自立し、介護費や介護者の負担が軽減できると考えられるのに、ケアマネジャーがとどまり、住宅改修までに至らないケースがとでも多い。
- ・利用者本人の希望よりもケアマネジャーが20万円以内での工事をするように指示されることが多く、もう少し改修すれば便利になったり、安全性が増すことが多い。
- ・住宅改修がケアマネジャーのポイントとなくなってきた為、住宅改修への意識がケアマネジャーによる差が出ている。
- ・施工方法の詳細等が分からないケアマネジャーも多い、理由書の作成者を福祉住環境コーディネーター2級以上等にする事で円滑に住宅改修工事が行なえる。

### 2. 「負担に感じること」

申請手続きを簡素化、市町村の無意味と言える位の過度のチェックという意見が多いが、「行政の介護保険に対する現場の認識不足から負担が生じる」、「適正な施工内容の確認をして適正価格を判断してほしい」という意見も見られた。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・行政によって対応が違って、統一されている様でされていない。
- ・市区町村で異なる内容があると業者としては混乱してしまう。
- ・市区町村での受付担当によって基準がバラバラ。
- ・添付書類が、種類は適正と思うが内容の細部について不要な要求がどんどん増えている感じを持つ。担当者が身体のこと、建築のこと、利用者の生活のこと等を総合的に理解できる必要がある。
- ・事前相談の際、行政も立ち会って、保険・保険外の判断してほしい。
- ・各市町村での意見の違い。現場の認識不足。住宅改修について勉強不足。以上のことから、事前調査の時点での、同行を強く求めます。
- ・付随工事に関して、写真での判定が難しいときは現場視察をして判断するような体制を作してほしい。
- ・市町村は競争見積を実施し金額のみで安い業者を選ぶケースがあるが、適正な施工内容の確認を行ってほしい。
- ・行政がもっと勉強し、価格だけでなくそこまで行く過程を見て判断すること。

### 3. 「現状での問題点」

償還払いについて、「利用者の負担が大きく、一時金支払いが出来ないため、必要にもかかわらず、実施できないことがある」という問題点が指摘された。

○主な意見（抜粋）

- ・工事代金全額支払い後9割返す今の制度では、利用者の負担が大きく、一時金支払いが出来ない人がある。
- ・お金のない家では、前払いできるお金がない。支払い方法の改善が必要と思う。
- ・償還払いとなる為、負担できない利用者に対して必要にもかかわらず、実施できないことがある。

#### 4. 「質の向上につながるために必要なこと」

質の向上には現地調査による「利用者の身体状況の確認」と「利用者と家族の意思の尊重」が大切であるとの意見があった。

○主な意見（抜粋）

- ・利用者にとって、良い住宅改修ができるポイントは、現地調査が一番のポイント。現地調査時に、利用者、家族、ケアマネジャー（場合によってはPT、OTも交えて）とで、必要箇所、方法等を動作確認なども含めて、打合せられるのが一番。
- ・屋内での行き来（トイレ⇄居間⇄台所等）が多いと思われ、旧式の日本家屋での敷居等段差解消や、家具配置の提案が出来れば良いが、本人の意思の尊重を考えると「今までの生活を変えたくない。」「このままで。」になる傾向があり、難しい点もある。
- ・高さ、位置など利用者の動作を全く考えていない工事をしていることがみられる。
- ・利用者、ご家族様の視点に立ったアドバイスや施工が行なえる制度になることを期待している。

#### 5. 「登録・指定制度」について

利用者にとって適切なサービスが受けられるためには、「登録・指定制度」がよいという意見が多かった。

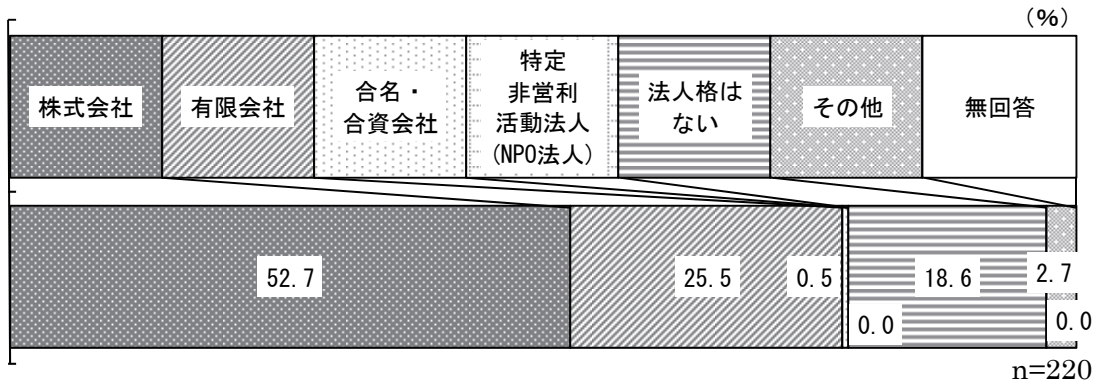
○主な意見（抜粋）

- ・金額でおかしな事例があっても、行政窓口には貸与等が必要な利用者は、連絡や出向くことが出来ず、泣き寝入り状態です。指導が入れる業者指定制度にするべき。
- ・犯罪歴のある事業者の排除、専門資格者の有無による指定制度。各専門職と連携が取れている事業所のみ指定。
- ・段差解消になっていないスロープ板など見たことがある、登録とか免許にされたらどうか。
- ・利用者の身体機能に合っていない施工内容や、手すりの取付高さが身体に合っていないなどが見受けられる。事業者の指定制を導入すれば、利用者にとって適切なサービスが受けられる。
- ・適切なサービスを行なう為には指定を受けた業者であることが望ましい。

## アンケート集計結果—リフォーム事業所

問1 貴事業所の法人の種類をお答えください（○は1つ）。

「株式会社」が最も多く、52.7%。次いで「有限会社」で25.5%、3位は「法人格はない」で18.6%であった。



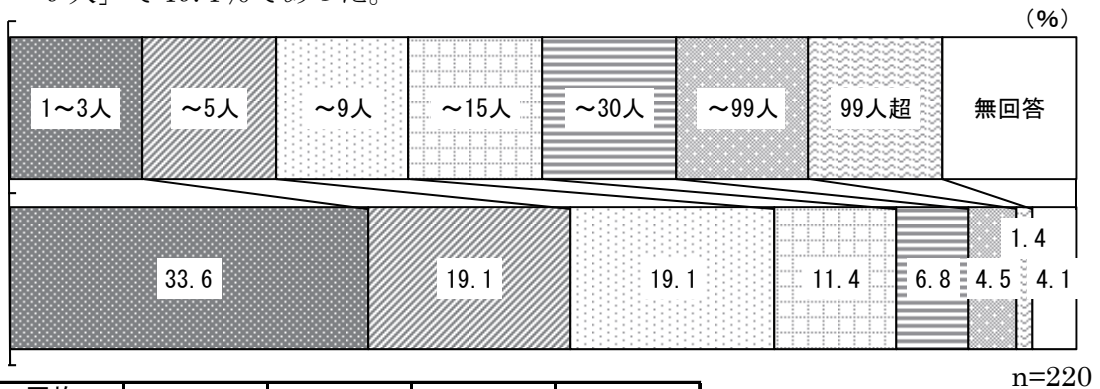
問2 貴事業所の所在地をお答えください（○はそれぞれ1つ）。

<集計略>

問3 貴事業所の職員は何人ですか。そのうちで福祉・住宅関連資格等取得者は何人ですか。勤務形態等を問わずに実際の数でお答えください。なお、2.～4.の資格を複数取得している方は、それぞれの資格者の人数に加えて記入してください（例：2.と3.両方の資格を取得している方が1人おられる場合は、2.と3.それぞれに1人を加算して記入）。

### 1. 全体の職員数

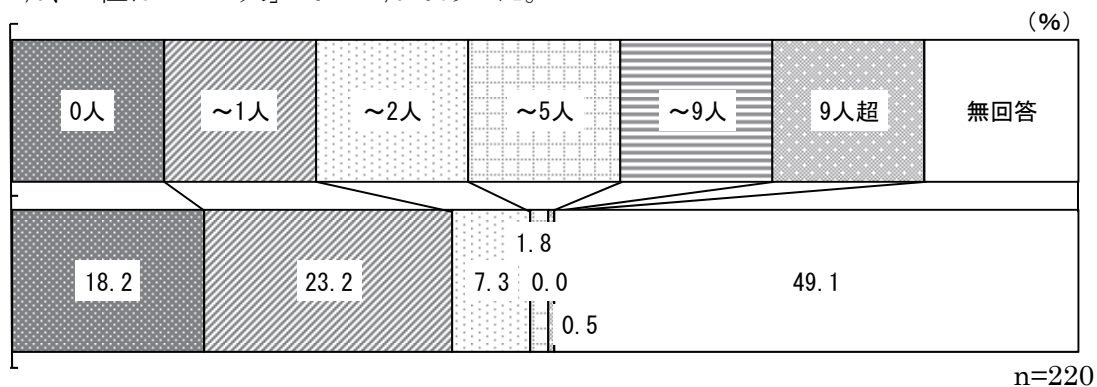
平均9.8人、中央値が5.0人である。1位は「1～3人」で33.6%、2位は「～5人」と「～9人」で19.1%であった。



平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
9.8	5.0	15.9	1.0	113.0

## 2. 福祉住環境コーディネーター（1級・2級）

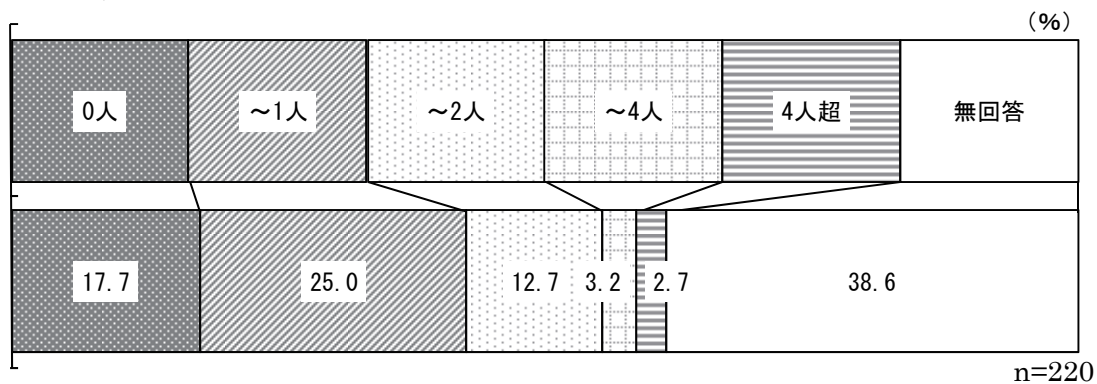
平均 1.0 人、中央値が 1.0 人である。1 位は「～1 人」で 23.2%、2 位は「0 人」で 18.2%、3 位は「～2 人」で 7.3%であった。



平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
1.0	1.0	1.3	0.0	11.0

## 3. 増改築相談員

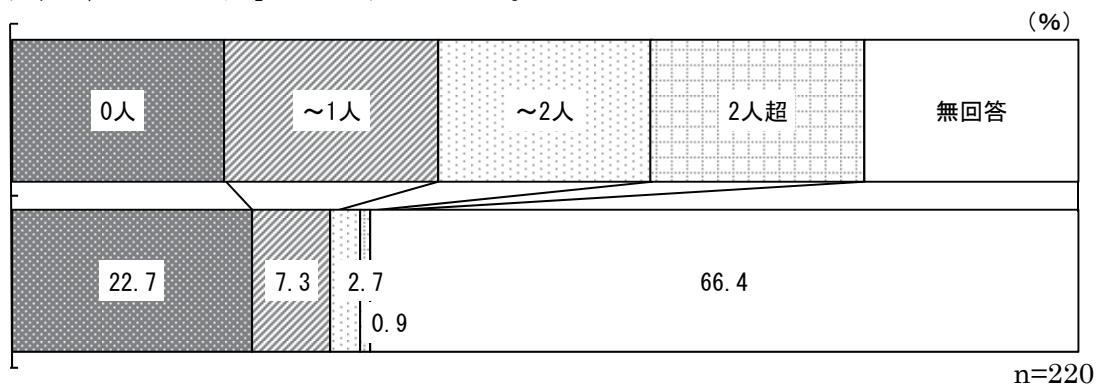
平均 1.2 人、中央値が 1.0 人である。1 位は「～1 人」で 25.0%、2 位は「0 人」で 17.7%、3 位は「～2 人」で 12.7%であった。



平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
1.2	1.0	1.3	0.0	8.0

#### 4. マンションリフォームマネジャー

平均 0.5 人、中央値は 0.0 人である。1 位は「0 人」で 22.7%、2 位は「～1 人」で 7.3%、3 位は「～2 人」で 2.7%であった。

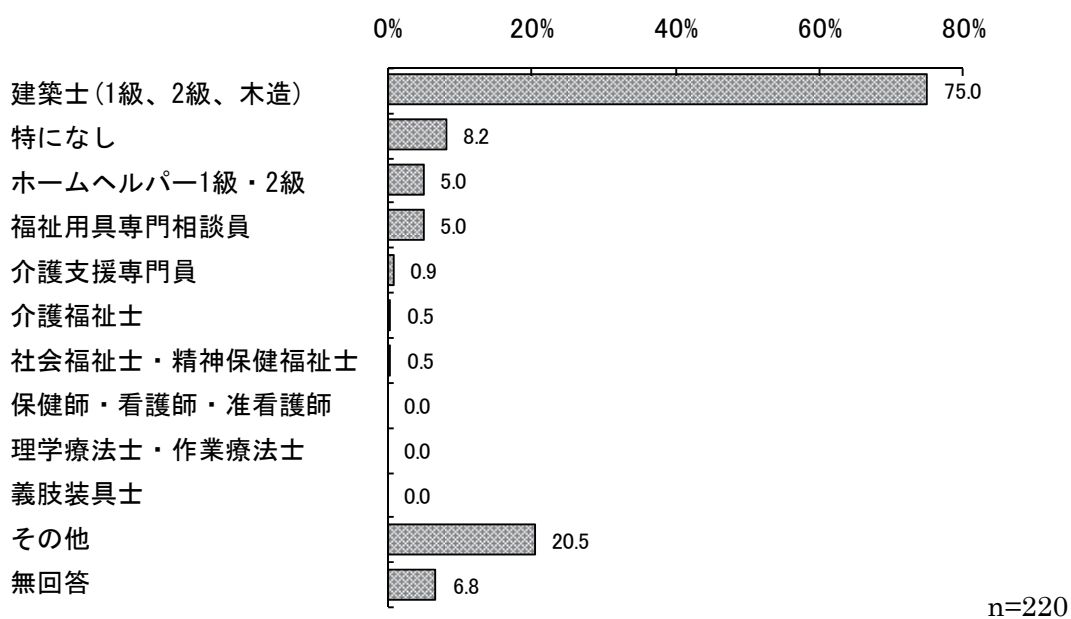


平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
0.5	0.0	1.1	0.0	8.0

問4 問3にお答えいただいた有資格者のほか、貴事業所の従業員が所有している資格等についてお答えください (〇はいくつでも)。

「特になし」8.2%を除くと、1位は「建築士(1級、2級、木造)」で75.0%。2位は「ホームヘルパー1級・2級」と「福祉用具専門相談員」で各5.0%であった。

その他の回答は、45件であった。主な回答としては、「建築施工管理技士」21件、「土木、造園」関係の資格と「給排水、管工事」関係の資格が各8件であった。

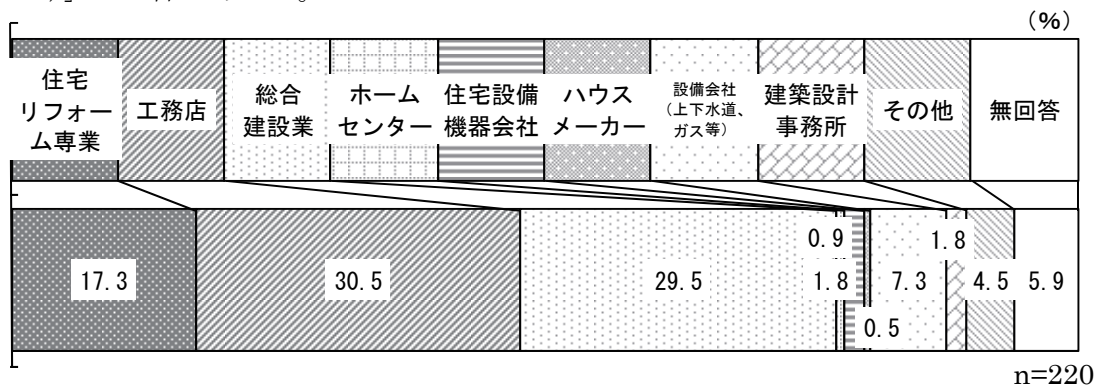


問5 貴事業所の業種は以下のどれに最も近いですか。最も近いものに○をつけてください。また、福祉用具貸与や販売等の介護保険事業所の指定をとっているかどうかお答えください（○はそれぞれ1つ）。

### 業種

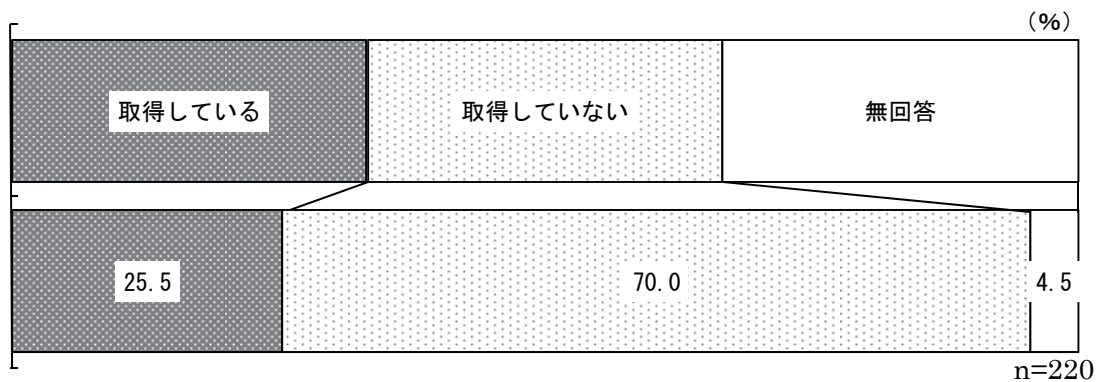
1位は「工務店」で30.5%、2位は「総合建設業」で29.5%、3位は「住宅リフォーム専業」で17.3%であった。

その他の回答は、10件であった。主な回答としては、「内装業」3件、「外構（エクステリア）」が2件であった。



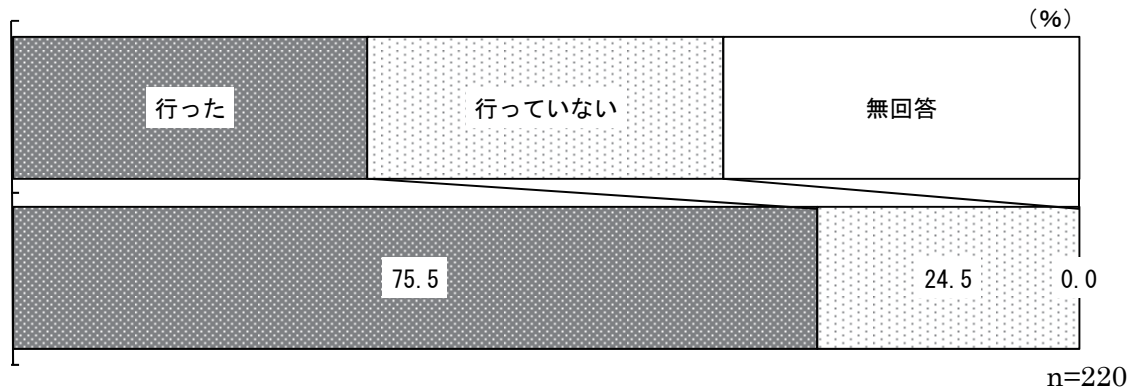
### 介護保険事業所の指定

「取得している」は25.5%、「取得していない」は70.0%であった。



問6 昨年度、貴事業所で介護保険制度による住宅改修を行いましたか（○は1つ）。

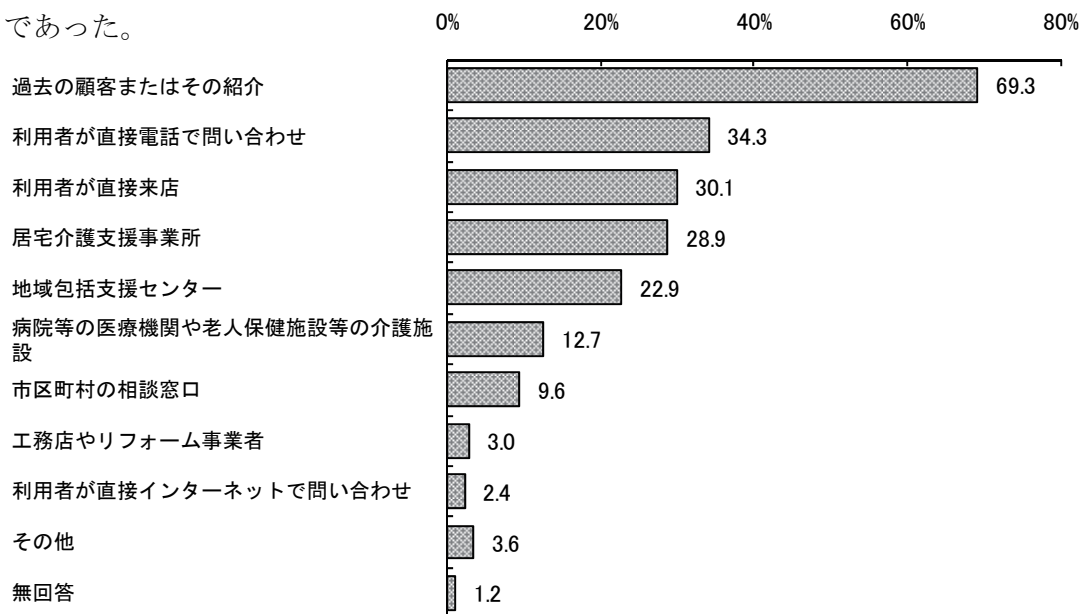
「行った」は75.5%、「行っていない」は24.5%であった。



問7 介護保険制度による住宅改修についての貴事業所への依頼は主にどのようなところを通じて来ていますか。特に多いものを3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「過去の顧客またはその紹介」で69.3%、2位は「利用者が直接電話で問い合わせ」で34.3%、3位は「利用者が直接来店」で30.1%であった。

その他の回答は、6件であった。主な回答としては、「福祉用具貸与事業所」が3件であった。



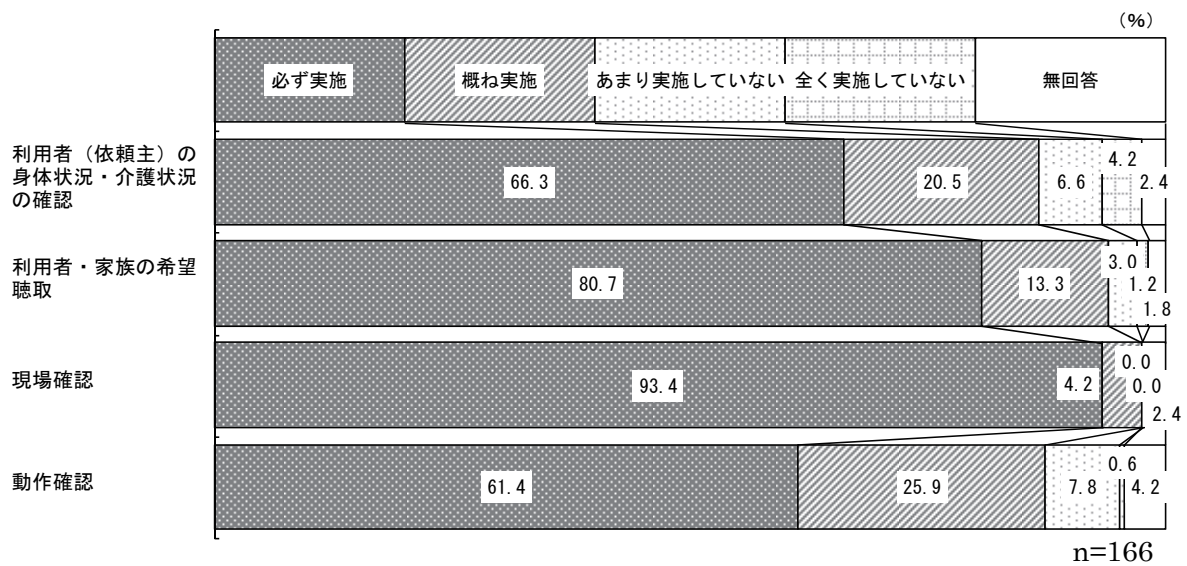
n=166



問 8 貴事業所で介護保険制度による住宅改修に関する以下の業務等を行っていますか。それぞれ最も近いものに○をつけてください（○はそれぞれ1つ）。

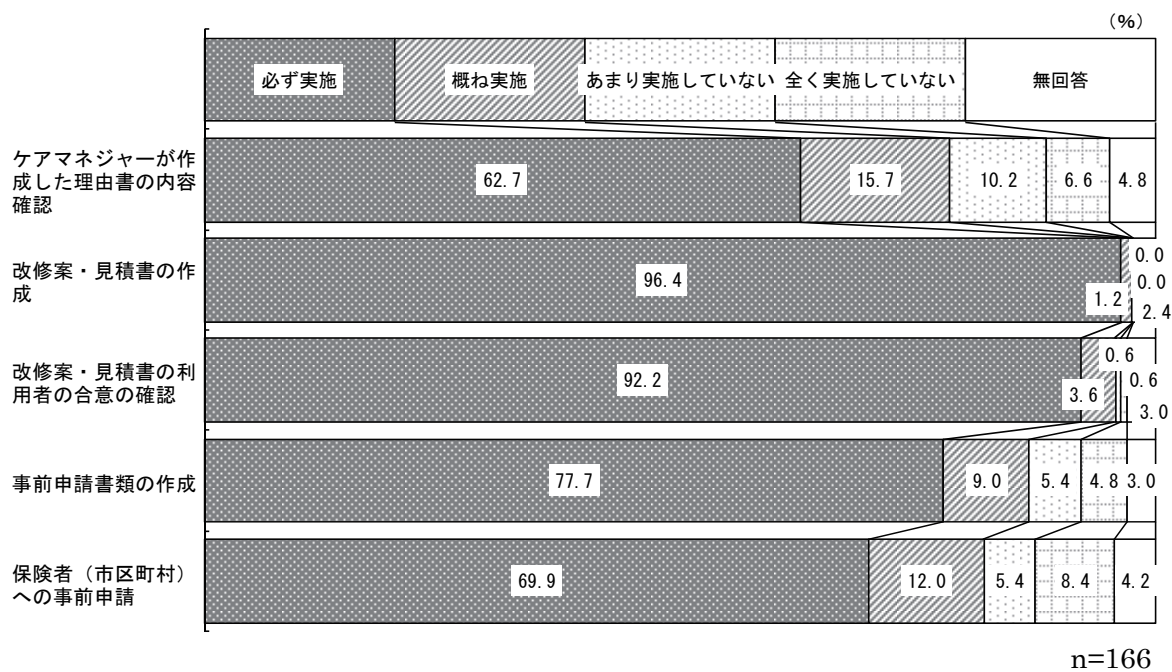
I. 事前相談

実施割合が最も高いのは「現場確認」で、「必ず実施」93.4%「概ね実施」4.2%をあわせて97.6%であった。次いで、「利用者・家族の希望聴取」で「必ず実施」80.7%、「概ね実施」13.3%をあわせて94.0%である。一方、最も低いのは、「利用者（依頼主）の身体状況・介護状況の確認」で、「必ず実施」「概ね実施」をあわせても86.8%であった。



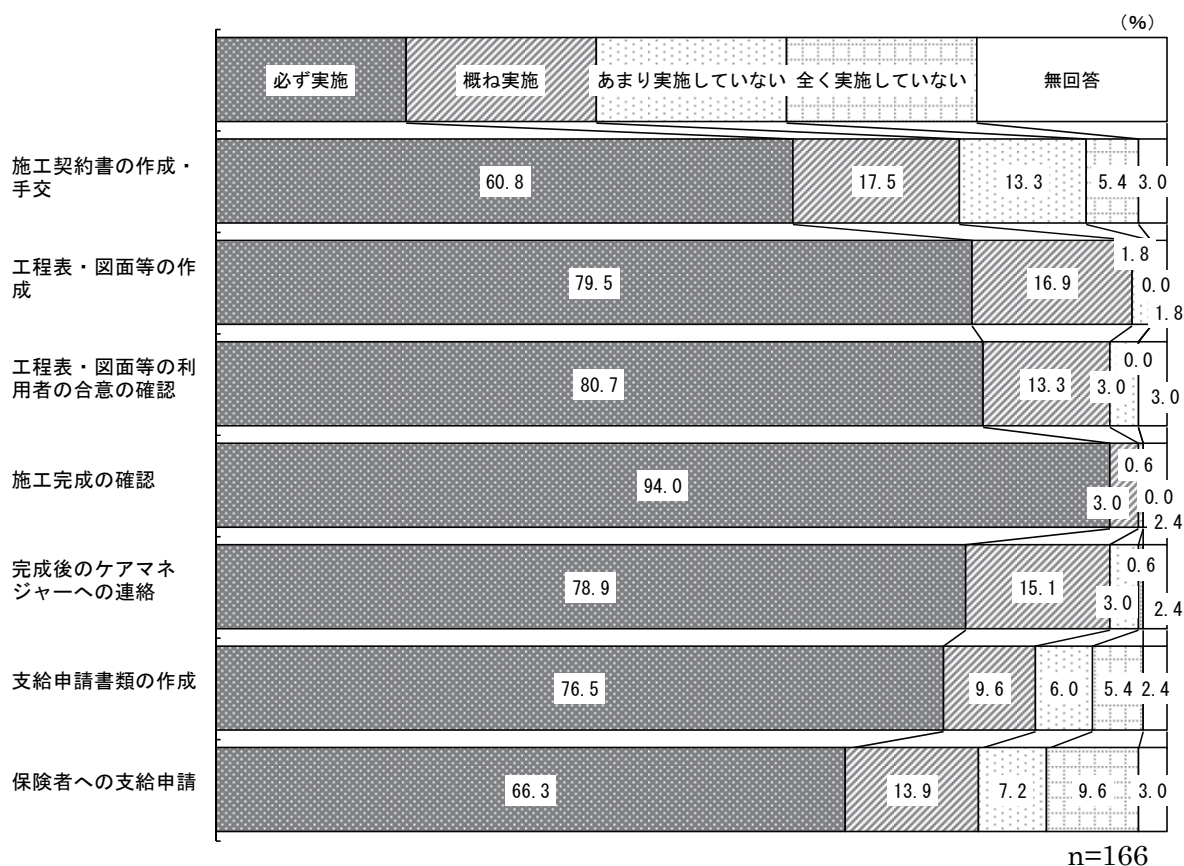
## II. 事前申請

実施割合が最も高いのは「改修案・見積書の作成」で「必ず実施」は 96.4%、次いで「改修案・見積書の利用者の合意の確認」で「必ず実施」が 92.2%であった。一方、最も低いのは、「ケアマネジャーが作成した理由書の内容確認」で「必ず実施」「概ね実施」をあわせても 78.4%であった。



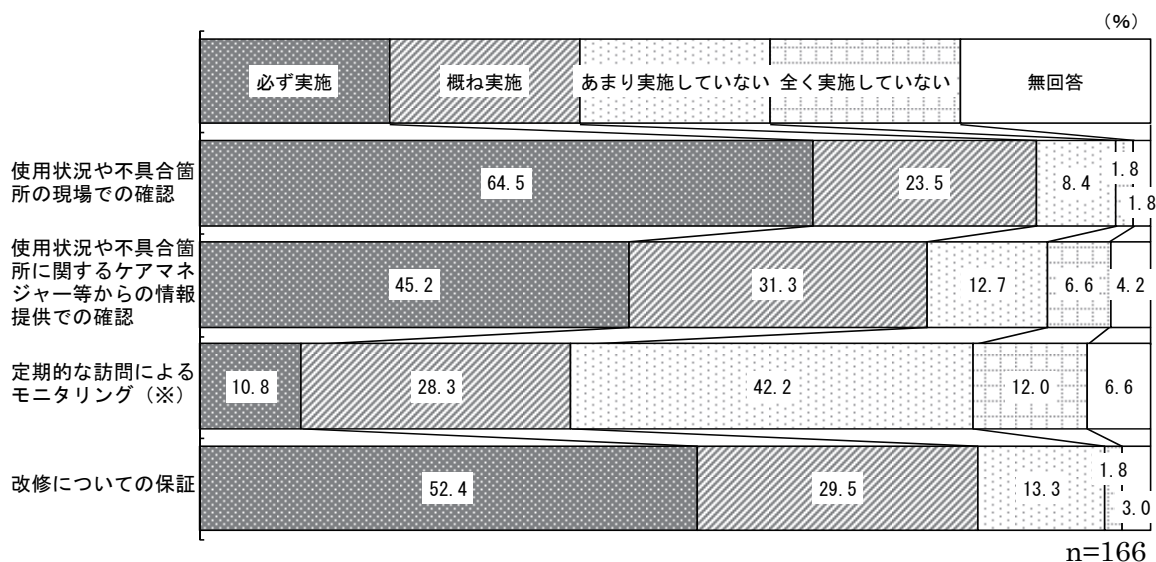
### Ⅲ. 施工関係

実施割合が最も高いのは「施工完成の確認」で「必ず実施」は 94.0%であった。次いで、「工程表・図面等の利用者の合意の確認」「工程表・図面等の作成」で「必ず実施」はそれぞれ 80.7%、79.5%である。一方、最も低いのは、「施工契約書の作成・手交」で「必ず実施」「概ね実施」をあわせても 78.3%であった。



#### IV. アフターフォロー

「使用状況や不具合箇所の現場での確認」は「必ず実施」が64.5%、「概ね実施」が23.5%をあわせて88.0%、次いで「改修についての保証」が「必ず実施」が52.4%、「概ね実施」が29.5%をあわせて81.9%である。一方、「定期的な訪問によるモニタリング」は「必ず実施」「概ね実施」をあわせても39.1%と半数に満たなかった。



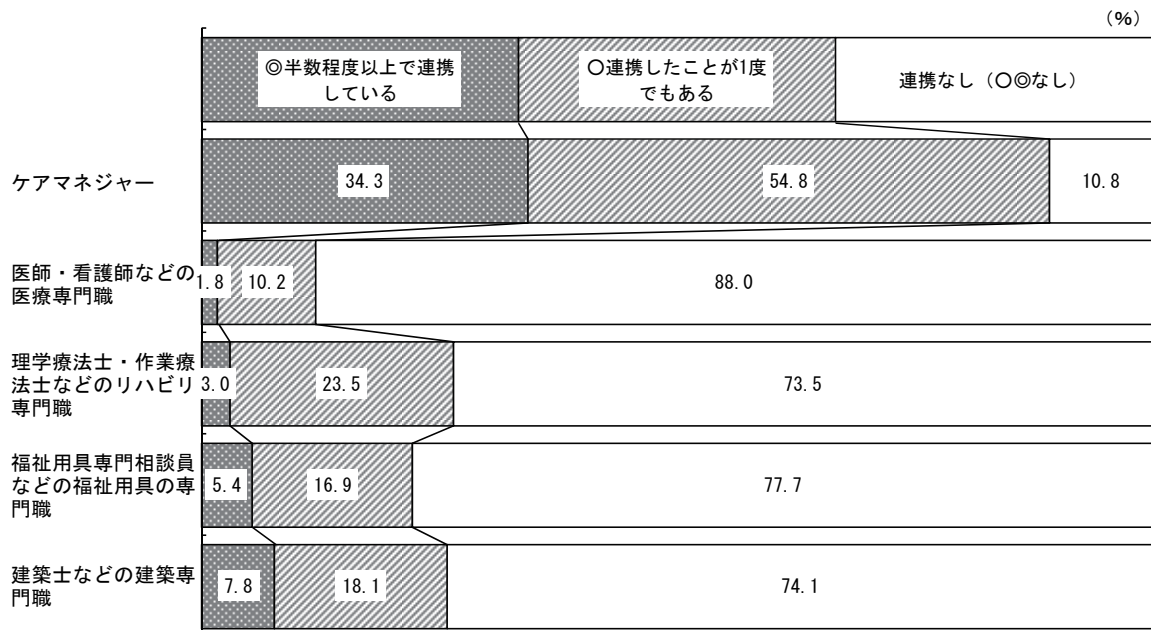
※点検、使用状況の確認、再調整・改良等

問8-1 【問8の業務に関連してお聞きします】「業務の詳細」に記載の「Ⅰ. 事前相談」「Ⅱ. 事前申請」「Ⅲ. 施工関係」「Ⅳ. アフターフォロー」の4つのステップのいずれかにおいて、専門職と連携して業務を行うことはありますか。昨年度の改修事例について、以下の専門職と連携したことが1度でもあれば○、半数程度以上で連携していれば◎、連携していなければ△。に○をつけてください（○、◎はいくつでも）。

なお、「連携」とは利用者（施主）の住宅改修の質を高める目的で、それぞれの専門性を補い合い改修目的や方法を共有することで、具体的には現場への同行訪問や情報・意見交換などを指すものとします。

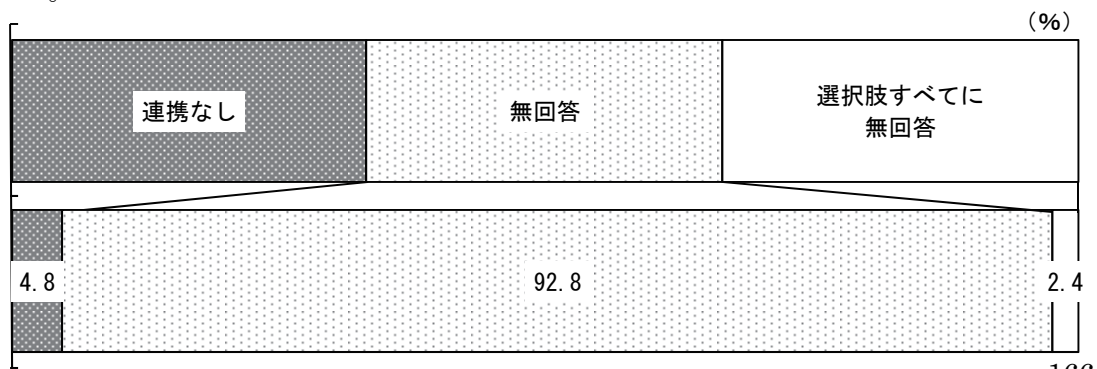
連携度合いが最も高いのは「ケアマネジャー」で、「半数程度以上で連携している」、「連携したことが1度でもある」をあわせて89.1%であった。次いで「理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職」で、「半数程度以上で連携している」、「連携したことが1度でもある」をあわせて26.5%であった。

一方、最も低いのは「医師・看護師などの医療専門職」で、「半数程度以上で連携している」は1.8%、「連携したことが1度でもある」をあわせても12.0%であった。



n=166

なお、上記の「専門職との連携をすることはなかった」と回答した事業者は4.8%であった。



n=166

問 8 - 2 【問 8 - 1 で、6. 以外に○または◎をつけた方にお聞きします】

その専門職との連携は、4つのステップのどの段階で行われましたか。連携したことのある専門職ごとに、該当する箇所に○をつけてください（○はいくつでも）。

**ケアマネジャー**

1位は「Ⅰ. 事前相談」で 93.2%、2位は「Ⅱ. 事前申請」で 58.8%、3位は「Ⅲ. 施工関係」で 42.6%であった。

**医師・看護師などの医療専門職**

1位は「Ⅰ. 事前相談」で 75.0%、2位は「Ⅱ. 事前申請」で 15.0%であった。

**理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職**

1位は「Ⅰ. 事前相談」で 86.4%、2位は「Ⅱ. 事前申請」、「Ⅲ. 施工関係」で 11.4%であった。

**福祉用具専門相談員などの福祉用具の専門職**

1位は「Ⅰ. 事前相談」で 83.8%、2位は「Ⅱ. 事前申請」で 24.3%、3位は「Ⅲ. 施工関係」で 21.6%であった。

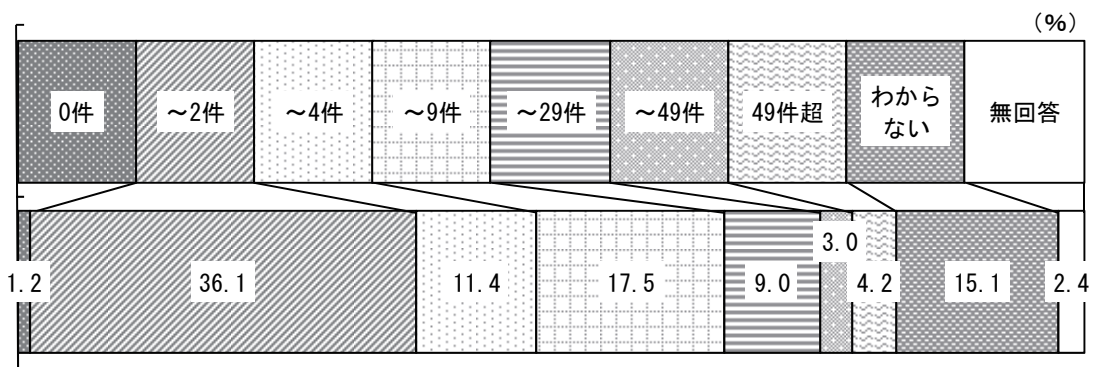
**建築士などの建築専門職**

1位は「Ⅰ. 事前相談」で 83.7%、2位は「Ⅲ. 施工関係」で 53.5%、3位は「Ⅱ. 事前申請」で 18.6%であった。

	合計	Ⅰ. 事前相談	Ⅱ. 事前申請	Ⅲ. 施工関係	Ⅳ. アフターフォロー	無回答
ケアマネジャー	148 100.0%	138 93.2%	87 58.8%	63 42.6%	47 31.8%	5 3.4%
医師・看護師などの医療専門職	20 100.0%	15 75.0%	3 15.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 15.0%
理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職	44 100.0%	38 86.4%	5 11.4%	5 11.4%	0 0.0%	3 6.8%
福祉用具専門相談員などの福祉用具の専門職	37 100.0%	31 83.8%	9 24.3%	8 21.6%	7 18.9%	4 10.8%
建築士などの建築専門職	43 100.0%	36 83.7%	8 18.6%	23 53.5%	7 16.3%	4 9.3%

問9 昨年度の介護保険制度による住宅改修に関する事前相談の実施件数は何件でしょうか。数字をご記入ください。お分かりにならない場合は2. に○をつけてください。

平均 19.2 件で中央値は 3.0 件である。1 位は「～2 件」で 36.1%、2 位は「～9 件」で 17.5%、3 位は「～4 件」で 11.4%であった。

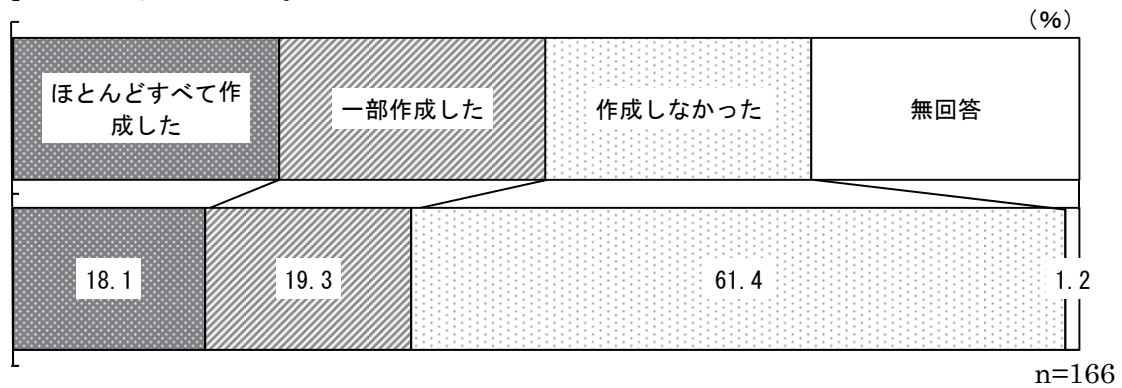


n=166

平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
19.2	3.0	81.3	0.0	700.0

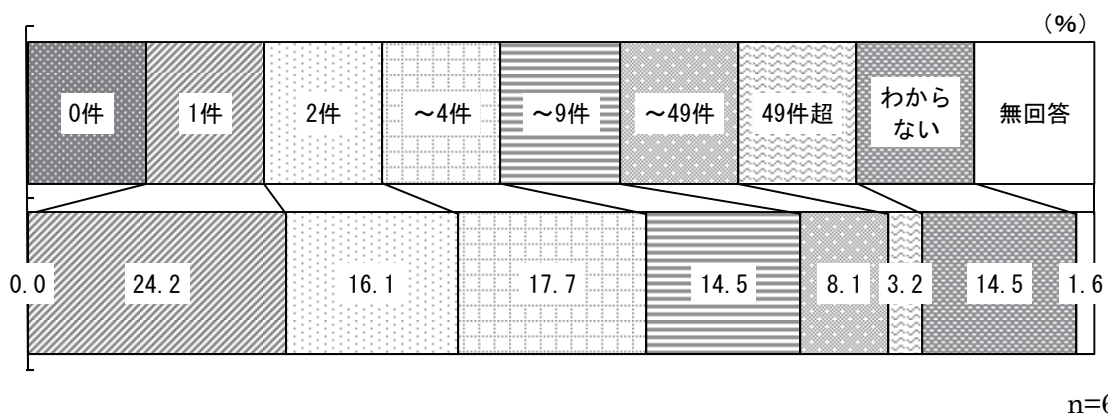
問 10 昨年度、貴事業所で実施した介護保険制度による住宅改修のなかで、理由書を作成したものはありましたか（○は1つ）。

「ほとんどすべて作成した」は 18.1%、「一部作成した」は 19.3%、「作成しなかった」は 61.4%であった。



問 10-1 【問 10 で 1. または 2. とお答えの方にお聞きします】昨年度の市区町村に提出した住宅改修に関する理由書の作成件数は何件でしょうか。数字をご記入ください。お分かりにならない場合は 2. に○をつけてください。

平均 6.8 件で中央値は 3.0 件である。1 位は「1 件」で 24.2%、2 位は「～4 件」で 17.7%、3 位は「2 件」で 16.1%であった。



平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
6.8	3.0	13.8	1.0	85.0

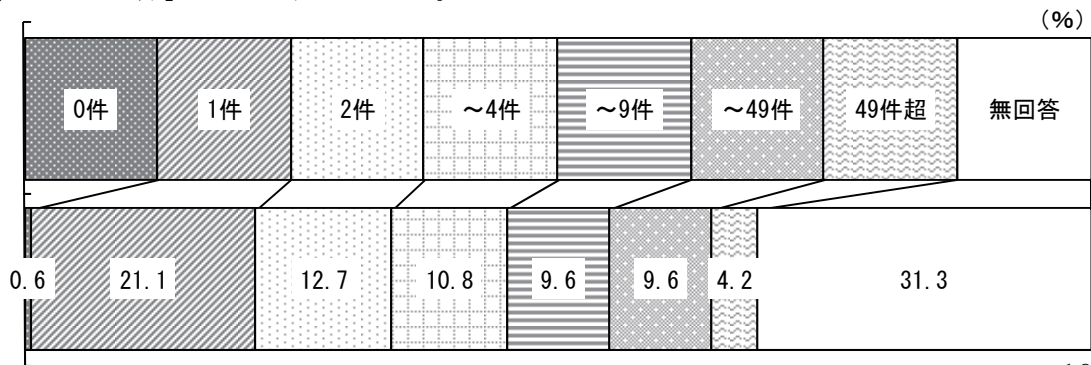


問 11 貴事業所で行っている介護保険制度による住宅改修およびそれ以外のリフォーム全般についての昨年度の実績をお答えください。なお、介護保険制度による支給限度額 20 万円を超える工事については、件数、金額とも「介護保険制度による住宅改修」に加えないで、「支給限度額を超えた工事（介護保険を利用）」に加えてください。金額は消費税込みの売上ベース（給付額に自己負担を加えた金額）でお答えください。

件数

介護保険制度による住宅改修（支給限度額内）

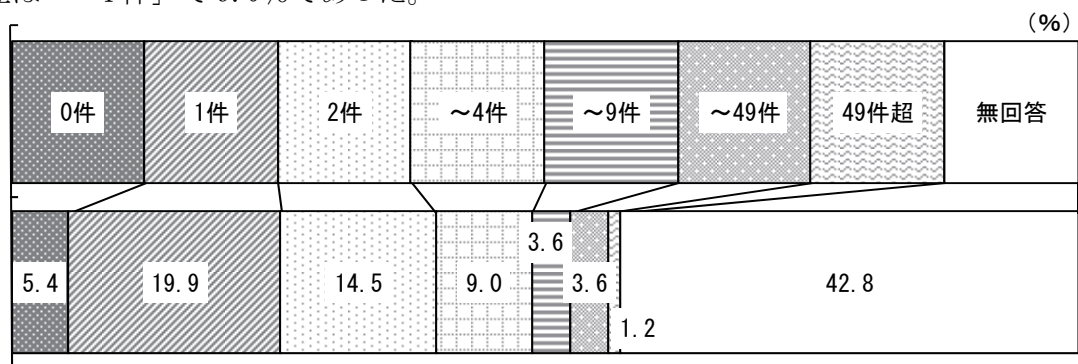
平均 18.5 件で中央値は 2.5 件である。1 位は「1 件」で 21.1%、2 位は「2 件」で 12.7%、3 位は「～4 件」で 10.8%であった。



平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
18.5	2.5	66.5	0.0	520.0

支給限度額を超えた工事（介護保険を利用）

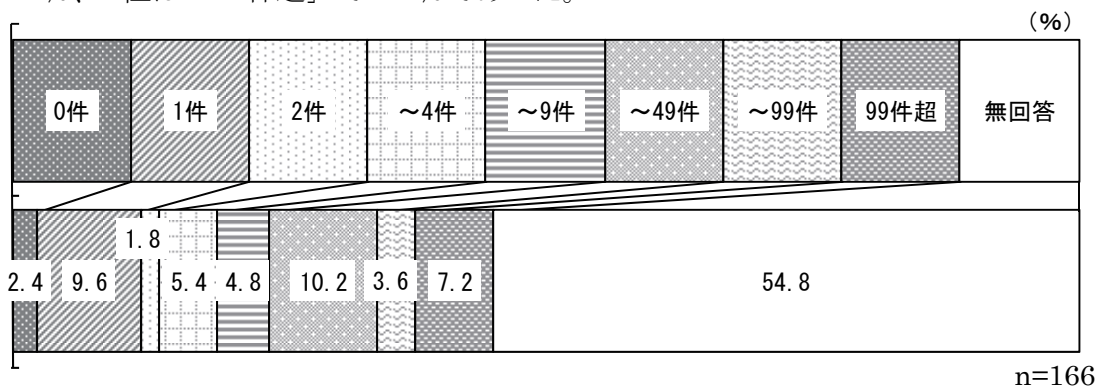
平均 4.4 件で中央値は 2.0 件である。1 位は「1 件」で 19.9%、2 位は「2 件」で 14.5%、3 位は「～4 件」で 9.0%であった。



平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
4.4	2.0	12.6	0.0	95.0

### 介護保険制度は使っていないリフォーム

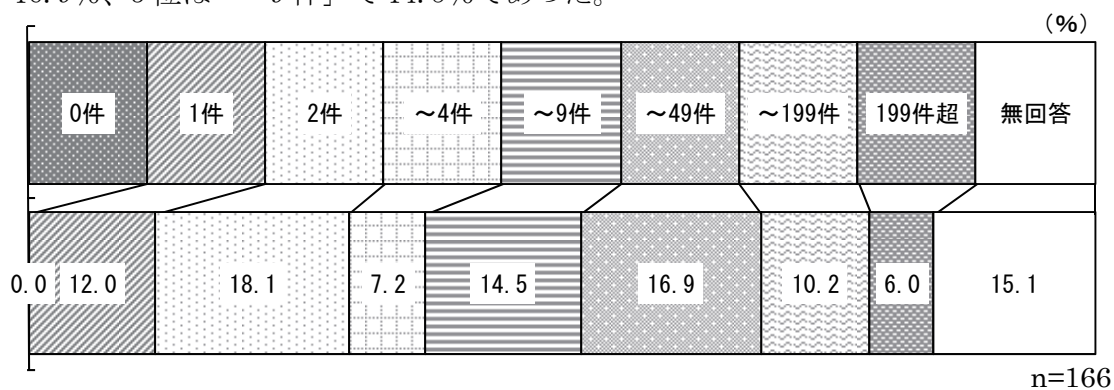
平均 56.9 件で中央値は 5.0 件である。1 位は「～49 件」で 10.2%、2 位は「1 件」で 9.6%、3 位は「99 件超」で 7.2%であった。



平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
56.9	5.0	131.8	0.0	788.0

### 合計

平均 66.3 件で中央値は 5.0 件である。1 位は「2 件」で 18.1%、2 位は「～49 件」で 16.9%、3 位は「～9 件」で 14.5%であった。

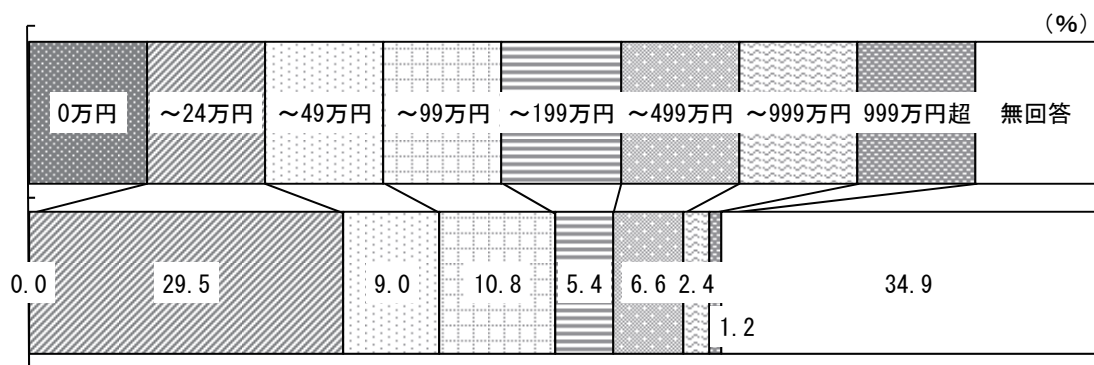


平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
66.3	5.0	192.5	1.0	1280.0

## 金額

### 介護保険制度による住宅改修（支給限度額内）

平均 137.5 万円、中央値が 32.5 万円である。1 位は「～24 万円」で 29.5%、2 位は「～99 万円」で 10.8%、3 位は「～49 万円」で 9.0%であった。

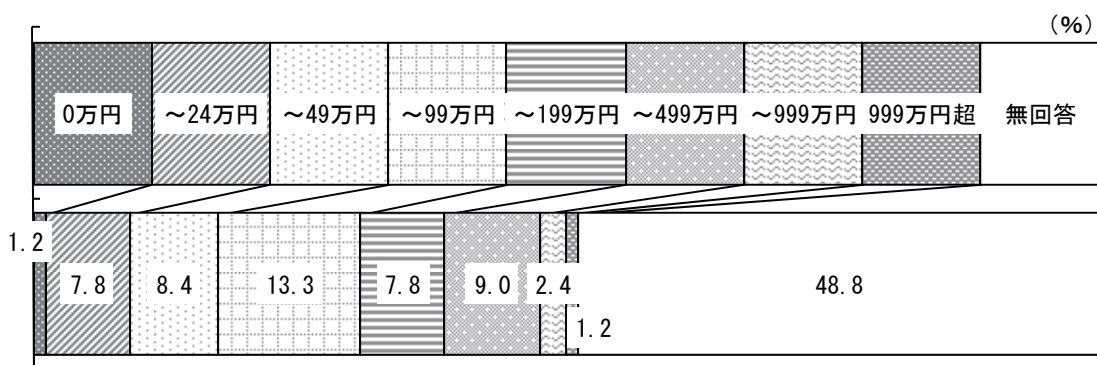


n=166

平均 (万円)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
137.5	32.5	391.7	2.0	3461.0

### 支給限度額を超えた工事（介護保険を利用）

平均 227.2 万円、中央値が 80.0 万円である。1 位は「～99 万円」で 13.3%、2 位は「～499 万円」で 9.0%、3 位は「～49 万円」で 8.4%であった。

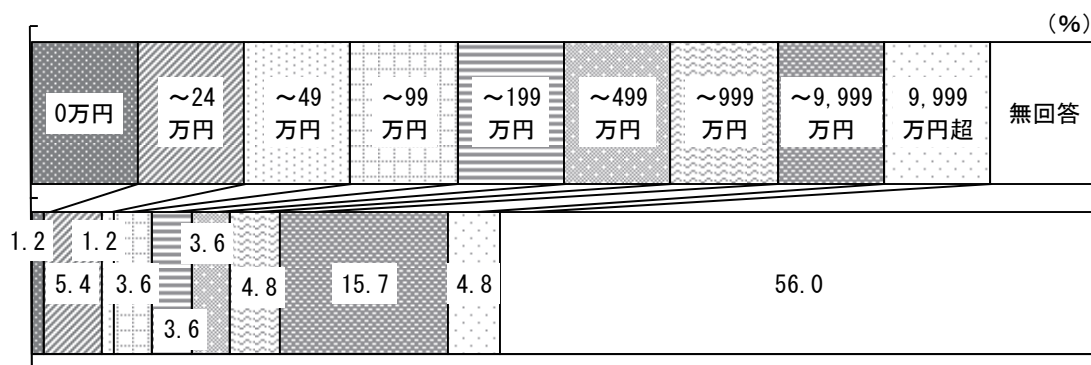


n=166

平均 (万円)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
227.2	80.0	749.9	0.0	6860.0

### 介護保険制度は使っていないリフォーム

平均 4,043.0 万円、中央値が 734.0 万円である。1 位は「～9,999 万円」で 15.7%、2 位は「～24 万円」で 5.4%、3 位は「～999 万円」と「9,999 万円超」で各 4.8%であった。

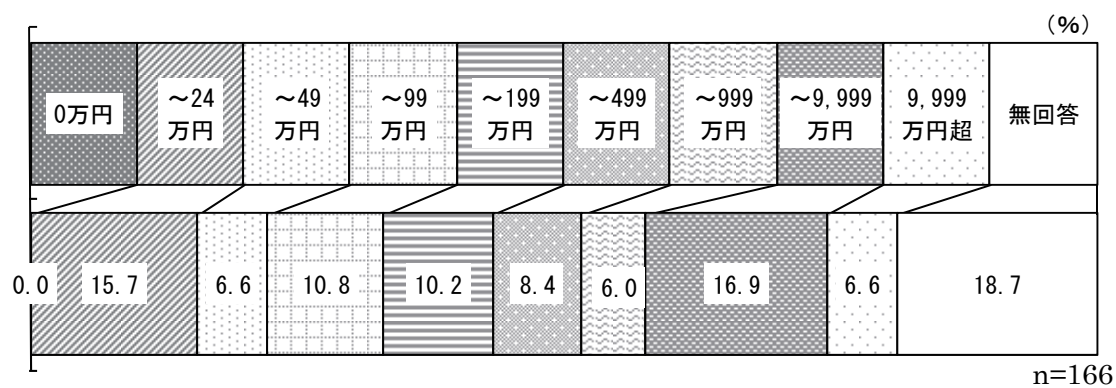


n=166

平均 (万円)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
4043.0	734.0	9001.9	0.0	48883.0

## 合計

平均 3,688.9 万円、中央値が 170.0 万円である。1 位は「～9,999 万円」で 16.9%、2 位は「～24 万円」で 15.7%、3 位は「～99 万円」で 10.8%であった。



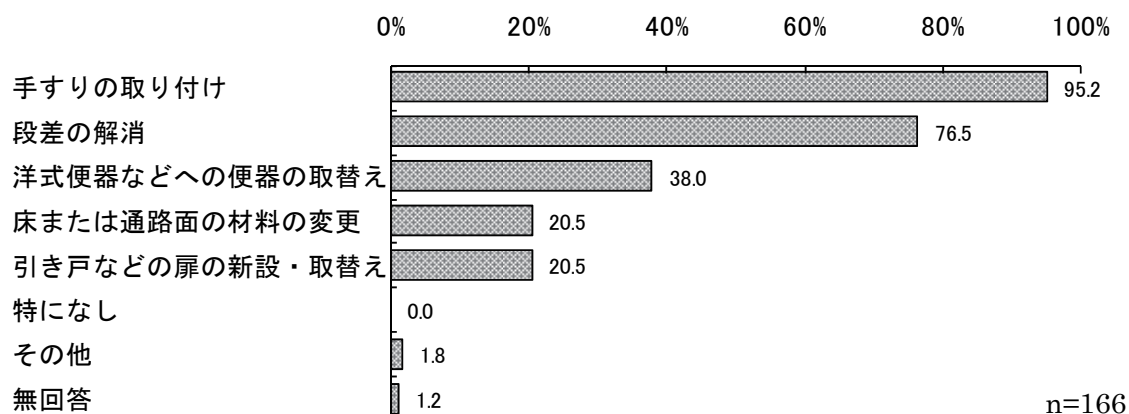
平均 (万円)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
3688.9	170.0	12175.7	4.0	88800.0

問 12 貴事業所で実施している介護保険による住宅改修のうち、昨年度特に多かった工事内容と実施場所を上位3つまでお選びください(〇はそれぞれ3つまで)。

### <工事内容>

1位は「手すりの取り付け」で95.2%、2位は「段差の解消」で76.5%、3位は「洋式便器などへの便器の取替え」で38.0%であった。

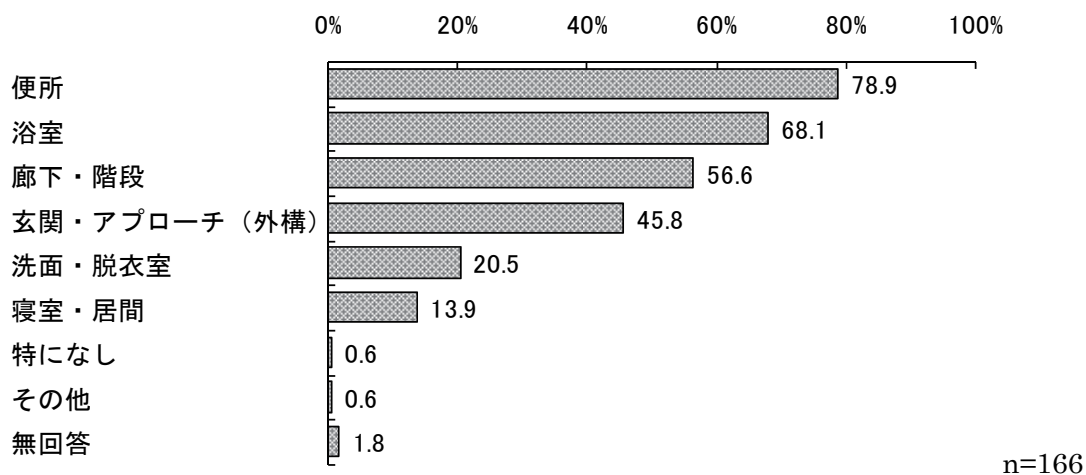
その他の回答は、「浴室改修」3件であった。



### <工事場所>

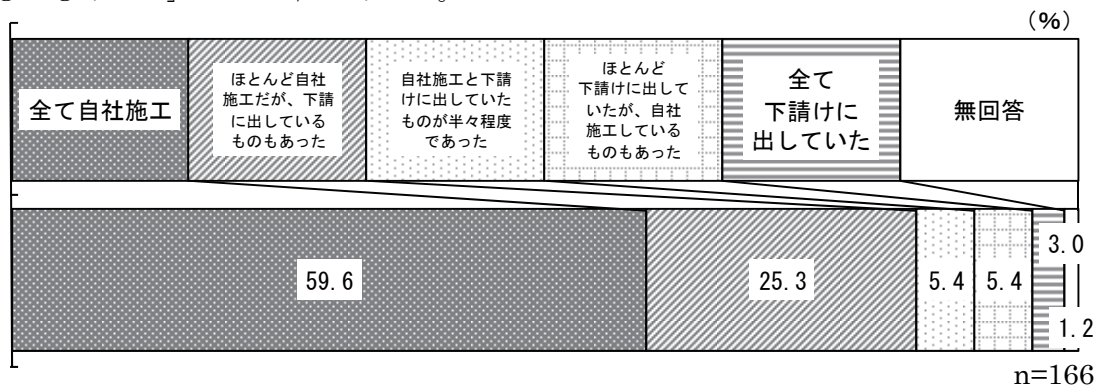
1位は「便所」で78.9%、2位は「浴室」で68.1%、3位は「廊下・階段」で56.6%であった。

その他の回答は、「利用者の生活動線に合わせた空間」1件であった。



問 13 【自社施工か下請けに出しているかお聞きします】昨年度、介護保険制度による住宅改修を実施する際、実際の施工はどのようにしていましたか（○は1つ）。

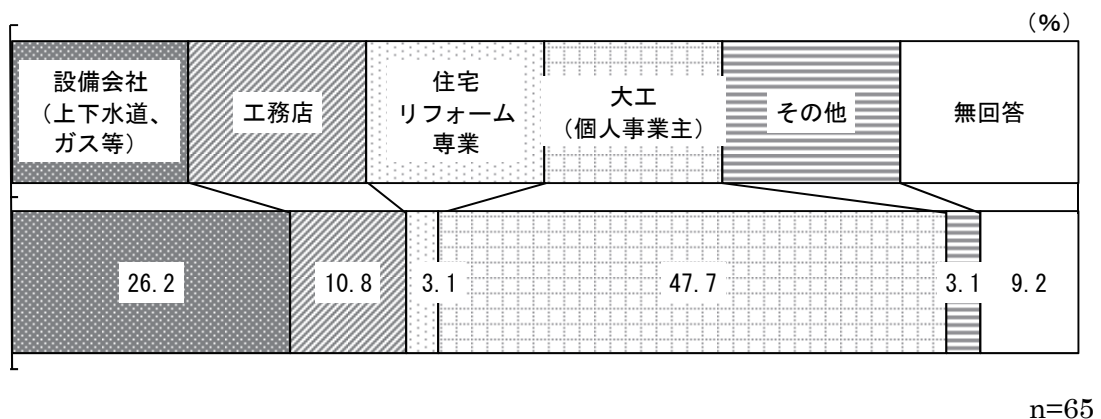
1位は「全て自社施工」で59.6%、2位は「ほとんど自社施工だが、下請けに出しているものもあった」で25.3%であった。



問 13-1 【問 13 で 1. 以外にお答えの方にお聞きします】下請け先として最も多い住宅改修事業者は以下のどれに該当しますか（○は1つ）。

1位は「大工（個人事業主）」で47.7%、2位は「設備会社（上下水道、ガス等）」で26.2%、3位は「工務店」で10.8%であった。

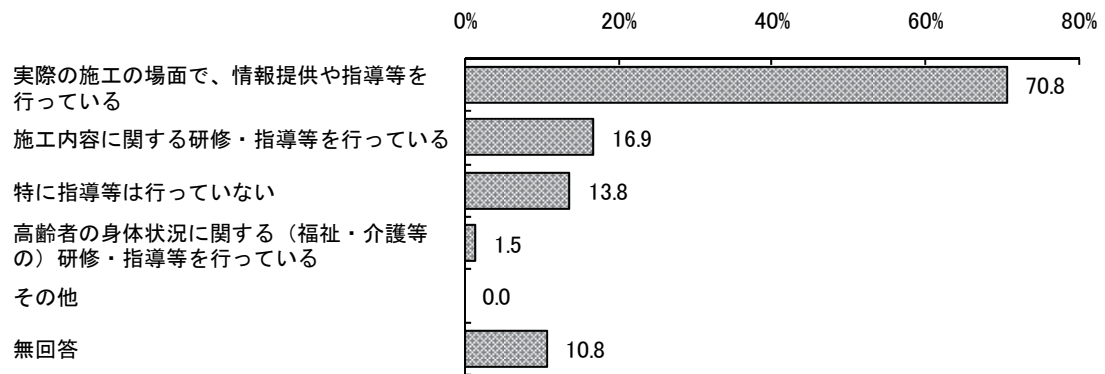
その他の回答は、「外構（エクステリア）」の2件であった。





問 13-2 【問 13 で 1. 以外にお答えの方にお聞きします】下請事業者への教育・指導体制を含む関係はどのようにしていますか（〇はいくつでも）。

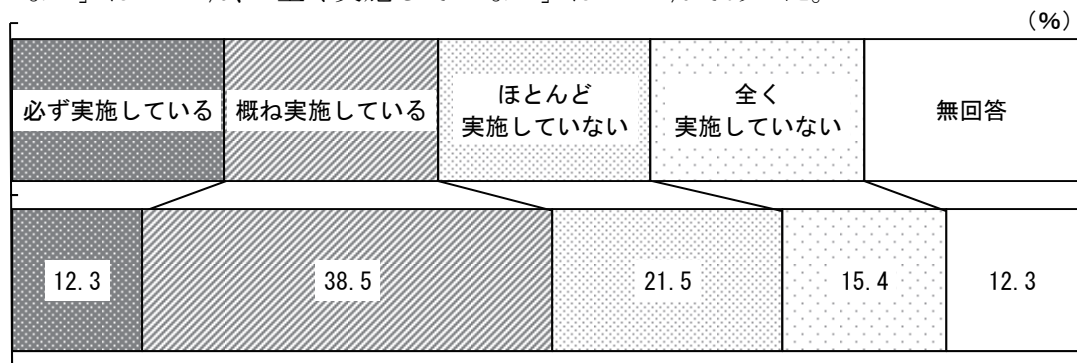
1 位は「実際の施工の場面で、情報提供や指導等を行っている」で 70.8%、2 位は「施工内容に関する研修・指導等を行っている」で 16.9%であった。



n=65

問 13-3 【問 13 で 1. 以外にお答えの方にお聞きします】下請事業者への理由書の提供・説明は行っていますか（〇は 1 つ）。

「必ず実施している」は 12.3%、「概ね実施している」は 38.5%、「ほとんど実施していない」は 21.5%、「全く実施していない」は 15.4%であった。

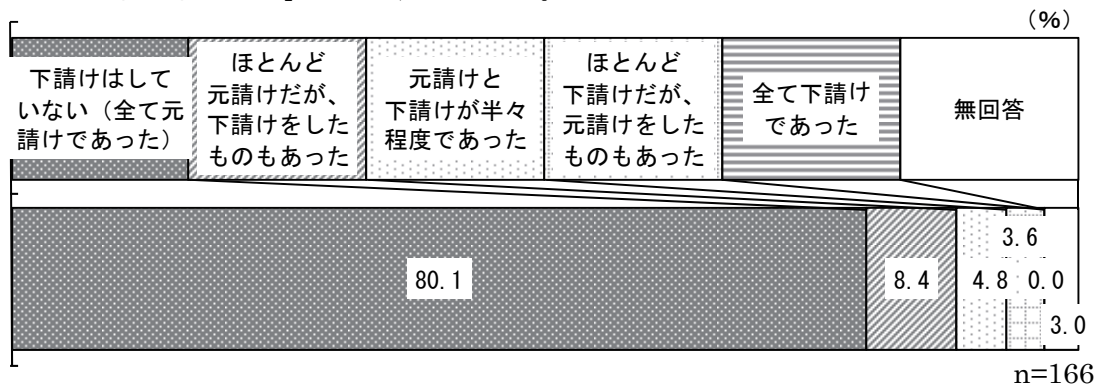


n=65



問 14 【下請けしているかお聞きします】昨年度、介護保険制度による住宅改修の  
施工業務を下請けしましたか（○は1つ）。

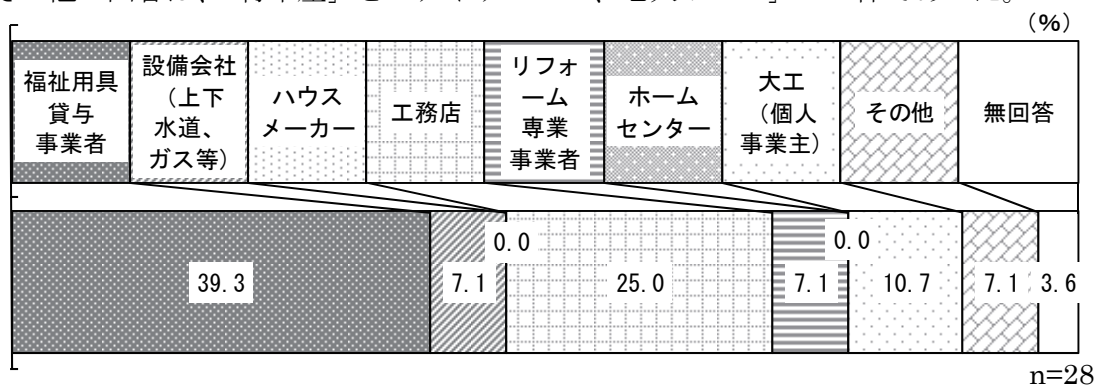
「下請けはしていない(全て元請けであった)」が80.1%、「ほとんど元請けだが、下  
請けをしたものもあった」が8.4%であった。



問 14-1 【問 14 で 1. 以外にお答えの方にお聞きします】元請けとして最も多  
い住宅改修事業者は以下のどれに該当しますか（○は1つ）。

1 位は「福祉用具貸与事業者」で39.3%、2 位は「工務店」で25.0%、3 位は「大工  
(個人事業主)」で10.7%であった。

その他の回答は、「材木屋」と「デイサービス、老人ホーム」の2件であった。



問 15 貴事業所あるいは法人で、介護保険制度による住宅改修について以下の取り組みをしていますか（○はそれぞれ1つ）。

**従業員への教育・研修（外部研修も含む）**

「している」は45.2%、「していない」は44.0%であった。

**業務マニュアルの作成**

「している」は16.3%、「していない」は69.9%であった。

**専任者（※）の配置**

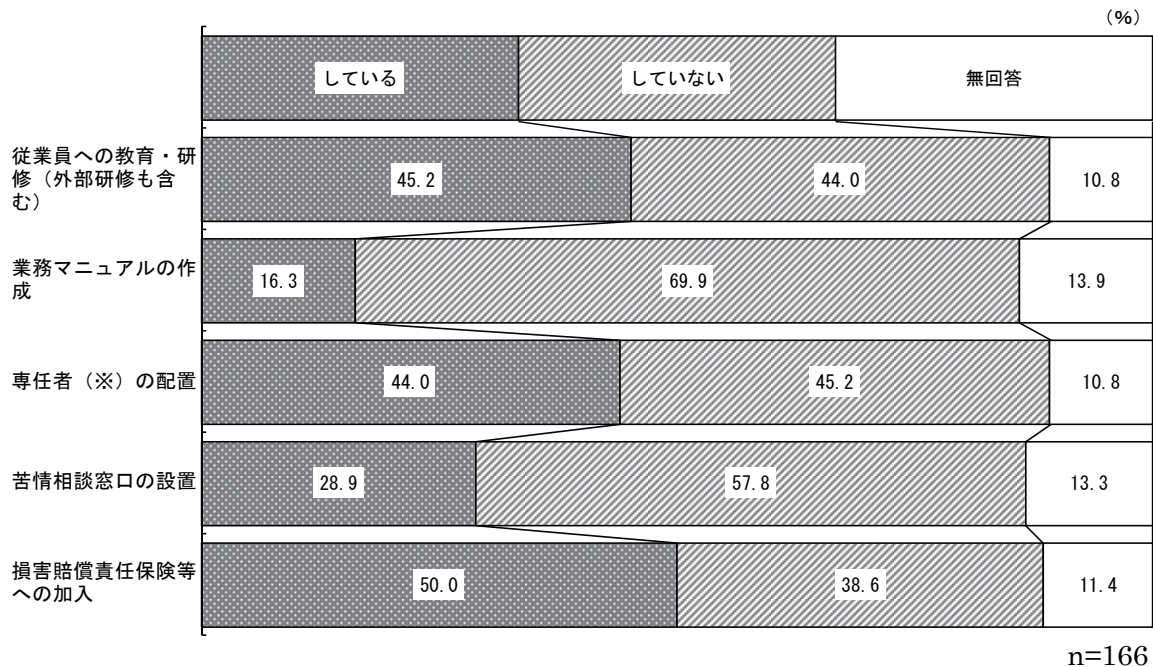
「している」は44.0%、「していない」は45.2%であった。

**苦情相談窓口の設置**

「している」は28.9%、「していない」は57.8%であった。

**損害賠償責任保険等への加入**

「している」は50.0%、「していない」は38.6%であった。



（※）介護保険制度による住宅改修の専任者のこと

問 16 そのほか、介護保険制度による住宅改修の質の向上に向けて貴事業所で実施している事項について、以下にご記入ください。

回答は 22 件あった。最も多い回答は知識の向上を図るため、「勉強会、研修会に参加する」で 7 件、次いで自立支援の向上につなげるため、「利用者の身体状況の確認、訪問」が 6 件であった。

#### 知識の向上を図る回答

- ・ 講習会等の積極的な参加
- ・ まちづくり協会等の講習会等、定期的に参加
- ・ バリアフリー展示会に参加。介護住宅改修工事関連企業組合の定期講習会に参加
- ・ 福祉用具など新商品調査。展示会参加
- ・ 市、町の研修会へ参加
- ・ 毎年、市町の業者講習会へ出席
- ・ 各市住宅改修事業者部会への参加（勉強会）

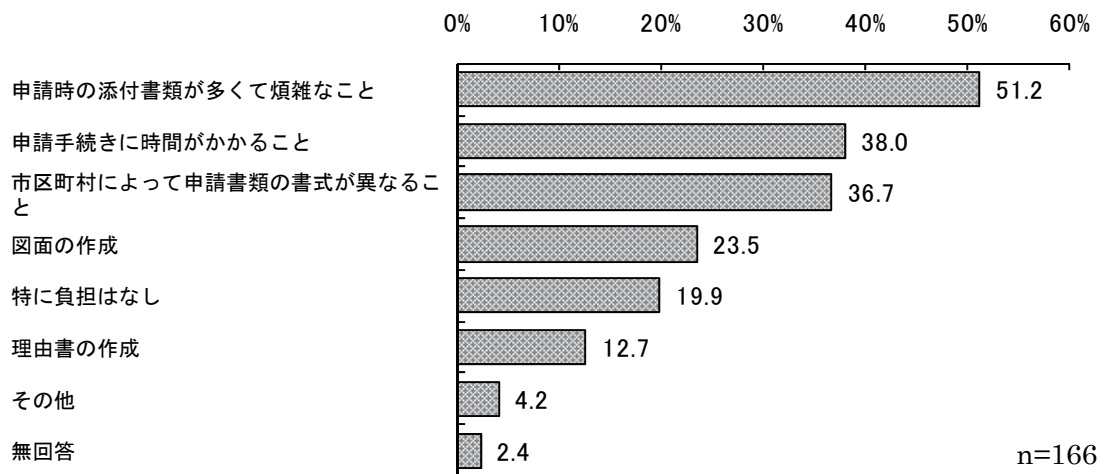
#### 自立支援の向上につなげることを重視する回答

- ・ 必ずご本人（利用者）の意見をきくこと。
- ・ 施工前の利用者への工事内容の確認、工事後の確認
- ・ 高齢者の立場で、工事を行うこと（手すりの設置場所等）。
- ・ 改修プランの作成時に、利用者様との打合せをしっかりとし、身体に合うよう手すりの高さ等、実際に確認し施工の説明もし、安全、適切な施工をする。
- ・ 要介護者の動作可能状況によって、手摺の設置などは違うので、マニュアルに関わらずに、個々で対処できる能力を磨く（要介護者、病気、病状をしっかりとみること）。
- ・ 介護保険住宅改修は被保険者本人の身体状態を知っている者でないとよい工事は出来ない。

問 17 介護保険制度による住宅改修に関して求められていることで負担が大きいものは何ですか。特に負担が大きいものに3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「申請時の添付書類が多くて煩雑なこと」で51.2%、2位は「申請手続きに時間がかかること」で38.0%、3位は「市区町村によって申請書類の書式が異なること」で36.7%であった。

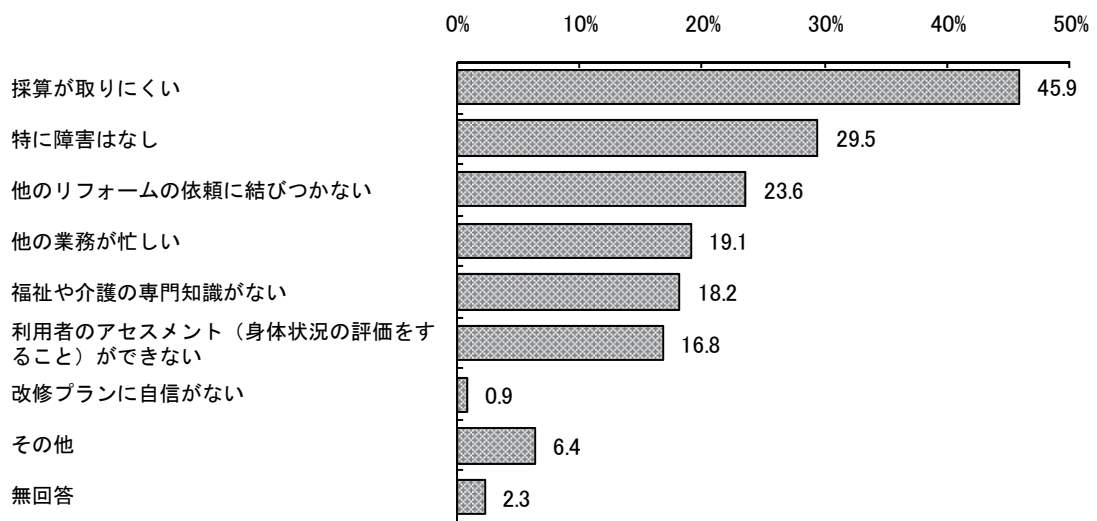
その他の回答は、7件であった。主な回答としては、「見積もりなどへ申請時に指示が多い」が3件、「市町村により、窓口の答えが違う」、「受注したものの、前日お亡くなりなどの、利用者様の身体変化による、やむを得ないキャンセルを受ける（資材が在庫となる）」という回答が各1件であった。



問18 介護保険制度による住宅改修事業を行う上で障害となっているものは何ですか。障害が大きいと考えられるものに3つまで○をつけてください。(○は3つまで)。

「特に障害はなし」29.5%を除くと、1位は「採算が取りにくい」で45.9%。2位は「他のリフォームの依頼に結びつかない」で23.6%、3位は「他の業務が忙しい」で19.1%であった。

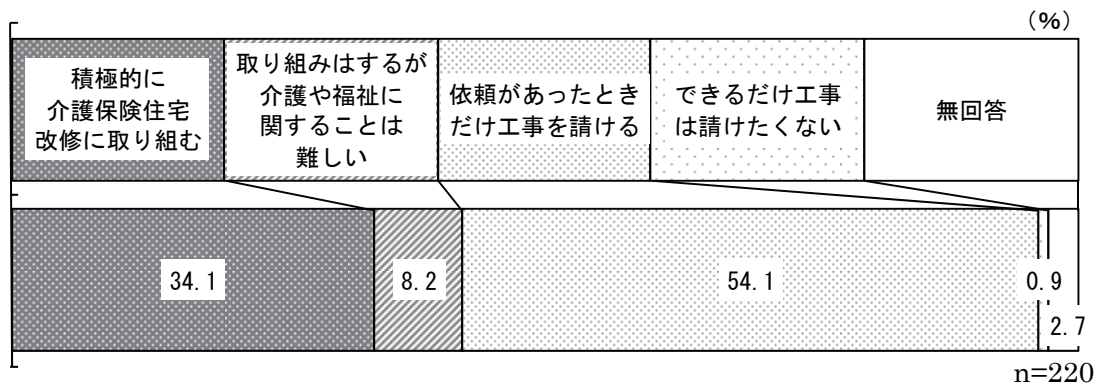
その他の回答は、14件であった。主な回答としては、「申請手続きが煩しい」6件、「依頼者が高齢の為、手続きや説明の理解までが大変」と「各専門職との連携が少ない」という回答が2件であった。



n=220

問 19 介護保険制度による住宅改修への今後の取り組み意向をお聞かせください  
(○は1つ)。

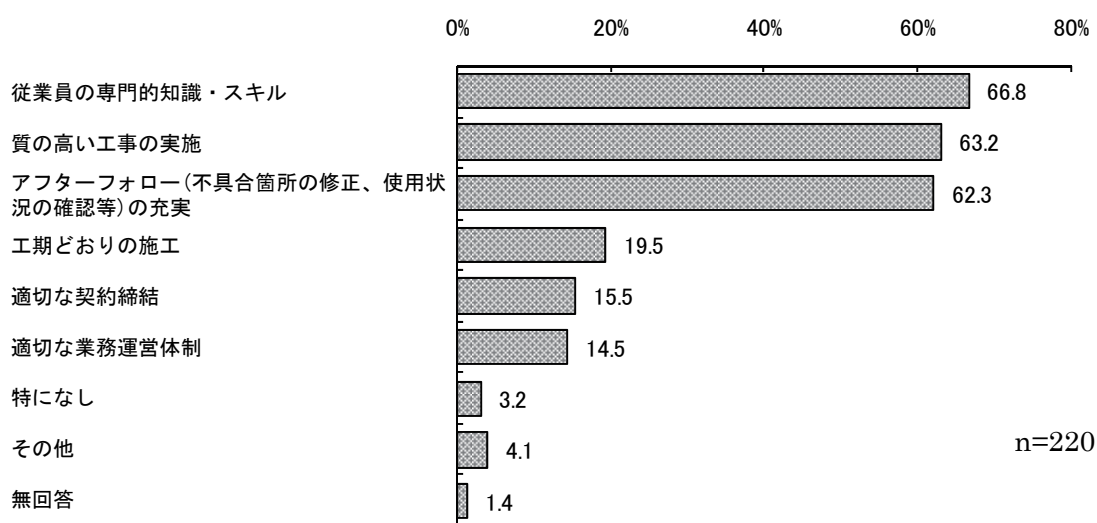
「積極的に介護保険住宅改修に取り組む」は34.1%、「取り組みはするが介護や福祉に関することは難しい」は8.2%、「依頼があったときだけ工事を請ける」は54.1%、「できるだけ工事は請けたくない」は0.9%であった。



問20 介護保険制度による住宅改修に関して施工事業者に求められるものは何だと思えますか。特に重要と考えられるものに3つまで○をつけてください(○は3つまで)。

1位は「従業員の専門的知識・スキル」で66.8%、2位は「質の高い工事の実施」で63.2%、3位は「アフターフォロー(不具合箇所の修正、使用状況の確認等)の充実」で62.3%であった。

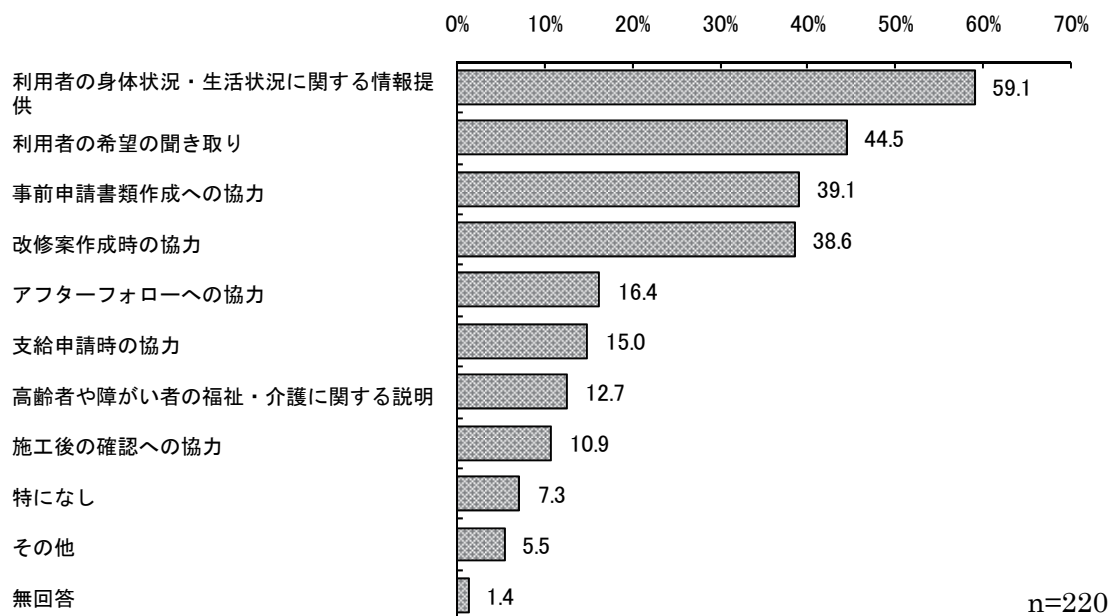
その他の回答は9件であった。主な回答としては、「利用者の身体状況、要望の確認」が4件、「利用者との信頼関係」2件であった。



問21 介護保険制度による住宅改修に関して居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)には何を求めますか。特に求めたい事柄を3つまで○をつけてください(○は3つまで)。

1位は「利用者の身体状況・生活状況に関する情報提供」で59.1%、2位は「利用者の希望の聞き取り」で44.5%、3位は「事前申請書類作成への協力」で39.1%であった。

その他の回答は12件であった。主な回答としては、「工事の内容等専門的知識を知らない人が多い」が4件。「サポートに徹してほしい」3件、「利用者の身体能力等改善へ向けた目標を適正に導入していただきたい」2件であった。

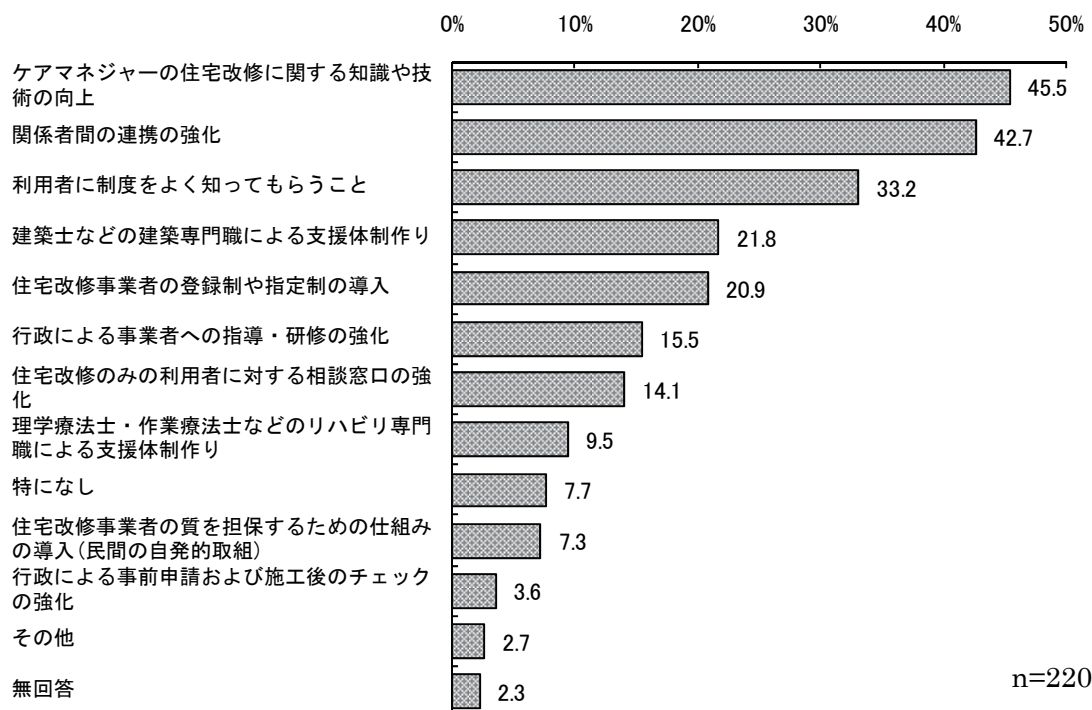




問22 介護保険制度による住宅改修の質の向上に向けてどのようなことが必要だと思いますか。特に必要と思うものを3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「ケアマネジャーの住宅改修に関する知識や技術の向上」で45.5%、2位は「関係者間の連携の強化」で42.7%、3位は「利用者に制度をよく知ってもらうこと」で33.2%であった。

その他の回答は6件であった。主な回答としては、「支給限差額の引き上げ」が2件、それ以外では「同等級において2回まで利用可とする」、「行政が工事費に口を挟まない」、「申請書の簡素化」、「居宅介護支援事業所への指導」があった。



## 自由意見

### 1. 「住宅改修への対応」

住宅改修はケアマネジャーの資質による部分が多いという意見が見られた。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・住宅改修の必要性はあっても、相談窓口がなかったり、ケアマネジャーの資質による部分が多い。
- ・ケアマネジャーに知識のない人が多い、また業者に丸投げして理由書もまともに書かない、書いてくれなかったことがある。もう少し建築士等の連携が必要。
- ・ケアマネジャーの住宅に対する知識や技術が向上しないと、書類が前に進まない。
- ・担当ケアマネを変えてもらったが、介護保険の利用はできないと言われたことが、利用できることになり改修工事ができた。ケアマネジャーの質に不満を感じた。
- ・ケアマネジャーにより導入率やプラン内容が大きく違う為、難しい面もある。

### 2. 「負担に感じること」

申請手続きを簡素化という意見が多いが、「行政担当者の工事内容の理解度の差が大きい」、「採算がとりにくいので経費も認めてほしい」という意見も見られた。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・市町村での申請書式、申請許可に要する期間、細かい内容についての認識の違い等、差が有りすぎて複雑で、手間がかかりすぎる。統一してほしい。
- ・申請書類も全く異なる為、毎回記入を迷う、全国统一してほしい。
- ・各市町村によって改修内容の是非に幅がある。
- ・市町村により行政担当者の工事内容の理解度の差が大きい。
- ・行政窓口の担当者も建築的な知識がほとんど無く、説明するのも一苦労。
- ・行政窓口の担当者は書類上の細かい指摘はするが、現場に出向いての確認は面倒ではない。
- ・補助で請求できる金額は、書類作りが含まれず、無料で何度も依頼主の現場とケアマネジャーの間を往復し、書類作りだけで、従業員1人がつきっきりになる。
- ・採算がとりにくいので経費も認めてほしい。
- ・事業の特性上、工事内容に対して利益をそう取れる事業ではないが、ケアマネジャーへの連絡や書類の行き来、事前申請時に添付する写真や図面作成等、省く事ができない手続きが多く感じる。書類作成経費に関して補助頂ければと思う。

### 3. 「現状での問題点」

償還払いについて、「内容により費用がかかる場合がある。20万円の上限ではおさまらないことが多い」という問題点が指摘された。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・要望の多い便器の取替は、ほとんど支給限度額20万円で収まらない。

- ・内容により費用がかかる場合がある。20 万円の上限ではおさまらないことが多く、利用者様の負担によることが多い。
- ・20 万円では、手摺工事のみしかできない。

#### 4. 「質の向上につながるために必要なこと」

「連携をとるための時間をつくるのが難しい」、「ケアマネジャーは受け持つ利用者が多すぎる」という意見があった。

##### ○主な意見（抜粋）

- ・ケアマネジャー、施主、業者間の連絡、打合わせ、話し合い、時間を合わせるのが難しい。
- ・地域包括の担当ケアマネジャーは受け持つ利用者が多すぎて、1 人 1 人に細かいケアが出来ずに、住宅改修のことまで手が回らない。

#### 5. 「登録・指定制度」について

利用者にとって適切なサービスが受けられるためには、「登録・指定制度」がよいという意見が多かった。

##### ○主な意見（抜粋）

- ・福祉用具販売やレンタル業者が住宅改修の窓口になって、利益を得るのは、利用者の負担が大きくなる。建築許可業者等に依頼できる体制を作ってほしい。そうすれば 20 万円の住宅改修で本人の希望が少しでも多くかなえられる。
- ・利用者から「どこに頼めばいいか判らない」とよく言われます。登録制などにし、行政から施工業者を紹介できる様にして欲しい。写真すらまともに撮れない業者まで工事に参入するので、ある程度行政の指導のもと登録制などに行ないとトラブルが減らない。
- ・「建設会社だから介護はわからない」とみなされてしまい、なかなか依頼されません。登録番号などあればと思います。
- ・増改築相談員の様に知識を身に付けた者でないと十分な活用が出来ない。専門的知識のもとでの施工が必要であり、一定の登録制や指定制などが必要と思われる。



## アンケート集計結果—市区町村

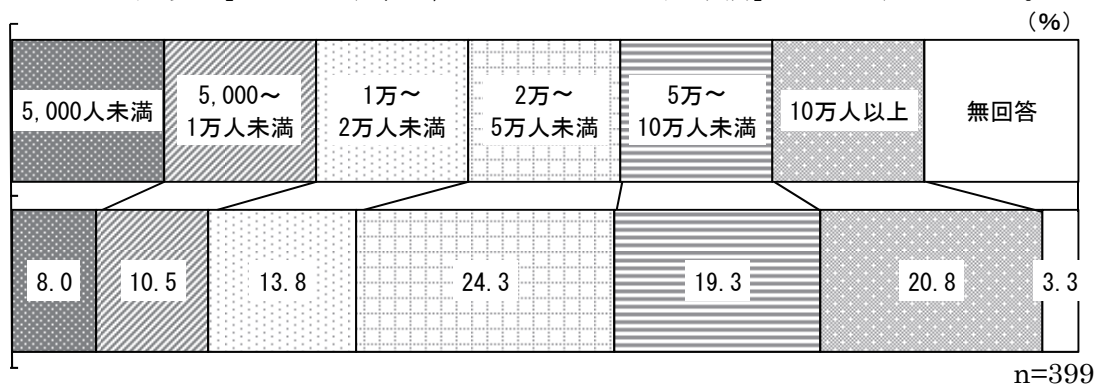
問1 貴自治体の所在地をお答えください（〇はそれぞれ1つ）。

<集計略>

問2 貴自治体の平成23年10月1日現在の人口、高齢者数、要介護認定者数、要支援認定者数をご記入ください。未判明の場合は直近のものをご記入ください。

### 人口

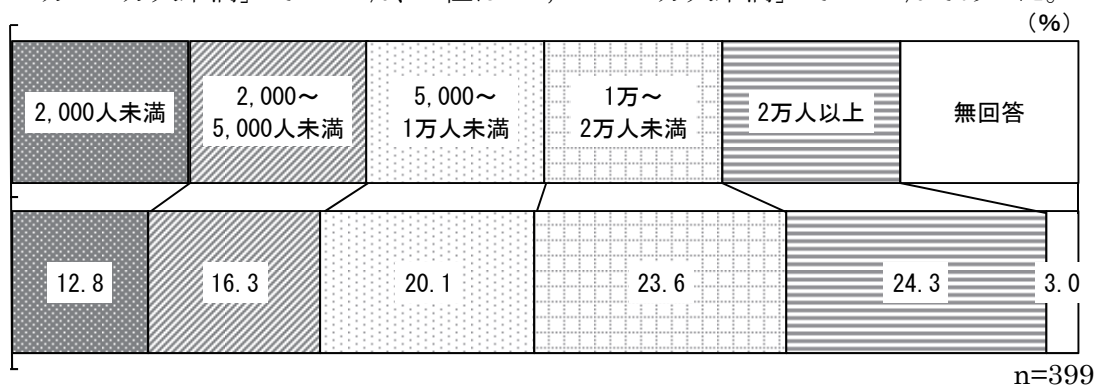
平均105,035.1人、中央値が36,547.0人である。1位は「2万～5万人未満」で24.3%、2位は「10万人以上」で20.8%、3位は「5万～10万人未満」で19.3%であった。



平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
105035.1	36547.0	291353.3	789.0	3692523.0

### 高齢者数

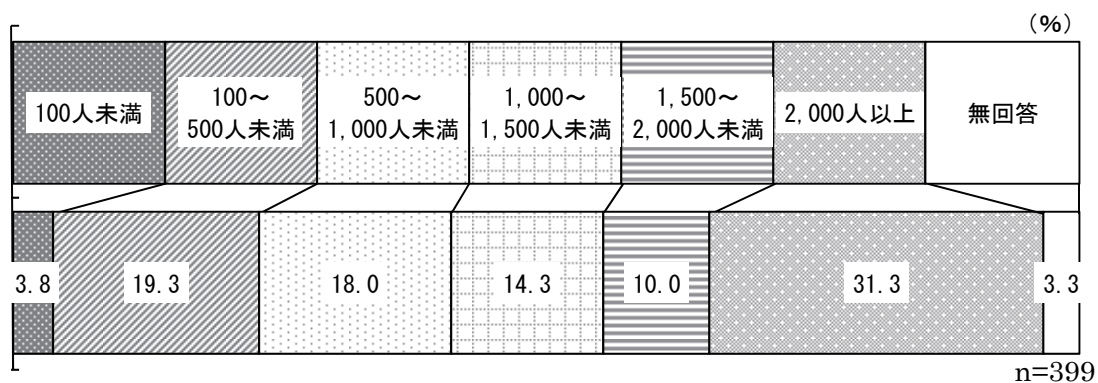
平均23,359.9人、中央値が9,797.0人である。1位は「2万人以上」で24.3%、2位は「1万～2万人未満」で23.6%、3位は「5,000～1万人未満」で20.1%であった。



平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
23359.9	9797.0	60890.8	210.0	738782.0

### 要介護認定者数

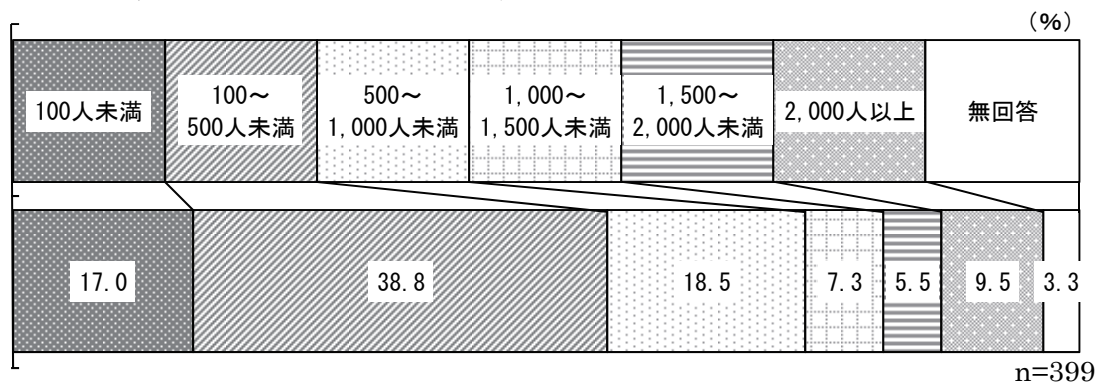
平均 3,019.1 人、中央値が 1,287.5 人である。1 位は「2,000 人以上」で 31.3%、2 位は「100~500 人未満」で 19.3%、3 位は「500~1,000 人未満」で 18.0%であった。



平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
3019.1	1287.5	7973.0	29.0	93082.0

### 要支援認定者数

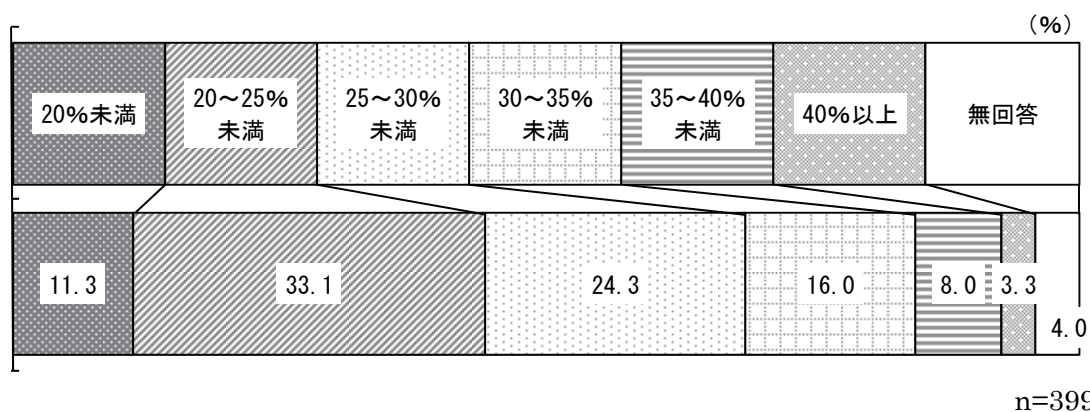
平均 1,149.9 人、中央値が 395.5 人である。1 位は「100~500 人未満」で 38.8%、2 位は「500~1,000 人未満」で 18.5%、3 位は「100 人未満」で 17.0%であった。



平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
1149.9	395.5	3446.0	3.0	43038.0

## 高齢化率

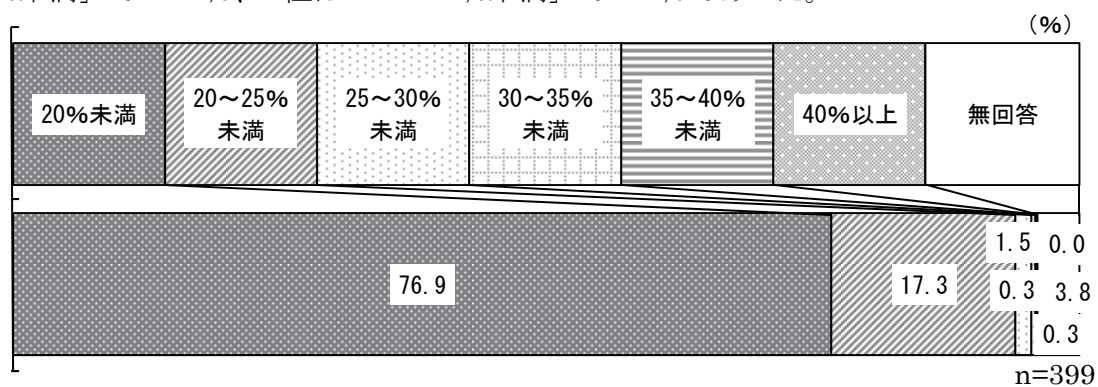
平均 26.7%、中央値が 25.8%である。1 位は「20～25%未満」で 33.1%、2 位は「25～30%未満」で 24.3%、3 位は「30～35%未満」で 16.0%であった。



平均 (%)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
26.7	25.8	6.4	13.5	49.6

## 要介護・要支援認定率

平均 17.6%、中央値が 17.2%である。1 位は「20%未満」で 76.9%、2 位は「20～25%未満」で 17.3%、3 位は「25～30%未満」で 1.5%であった。



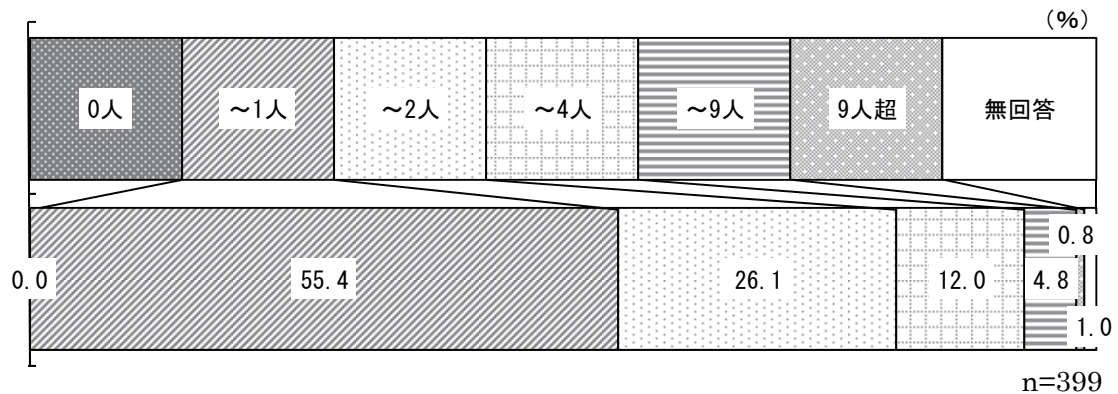
平均 (%)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
17.6	17.2	3.6	5.0	35.3



問3 介護保険制度による住宅改修を担当している職員数および当該業務で最も経験の長い方の年数（平成23年10月末時点）をご記入ください。

### 住宅改修を担当している職員数

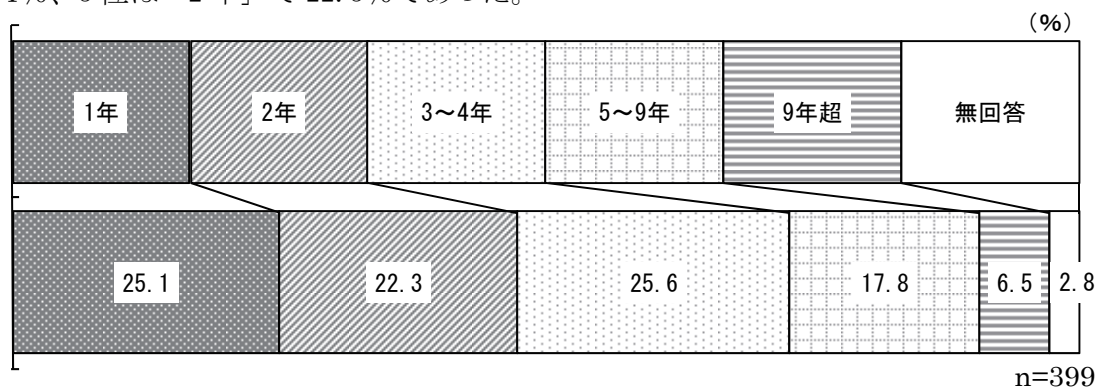
平均2.0人、中央値が1.0人である。1位は「～1人」で55.4%、2位は「～2人」で26.1%、3位は「～4人」で12.0%であった。



平均 (人)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
2.0	1.0	2.2	1.0	32.0

### 当該業務経験の最も長い方の年数

平均3.5年、中央値が3.0年である。1位は「3～4年」で25.6%、2位は「1年」で25.1%、3位は「2年」で22.3%であった。

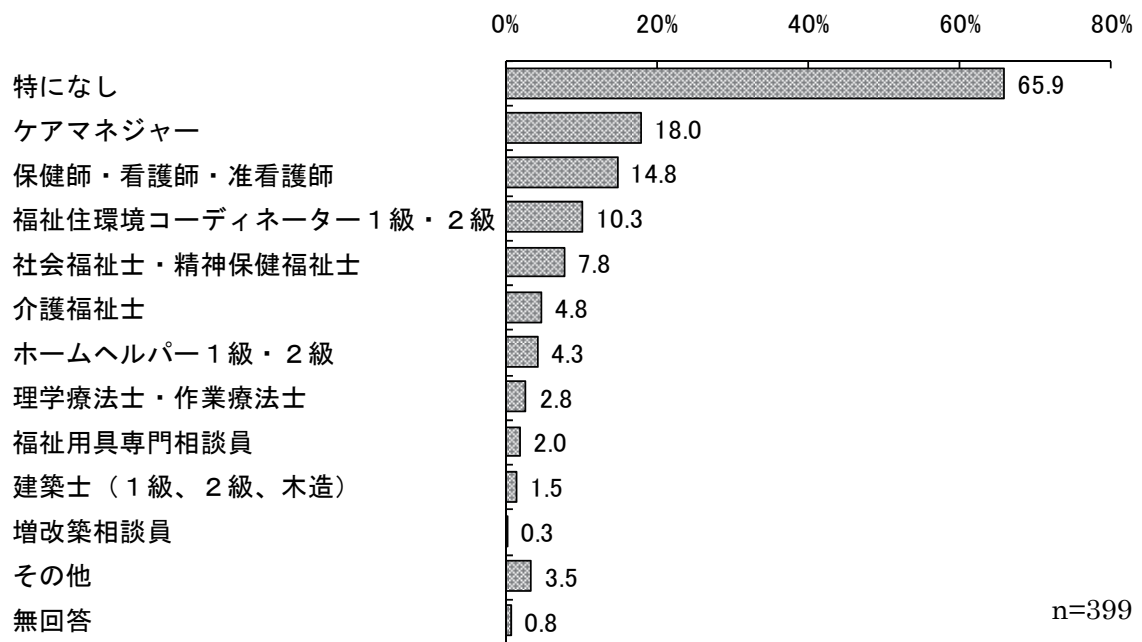


平均 (年)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
3.5	3.0	2.9	1.0	16.0

問4 住宅改修の審査業務に関わっている職員が所有している資格等についてお答えください（〇はいくつでも）。

「特になし」65.9%を除くと、1位は「ケアマネジャー」で18.0%、2位は「保健師・看護師・准看護師」で14.8%、3位は「福祉住環境コーディネーター1級・2級」で10.3%であった。

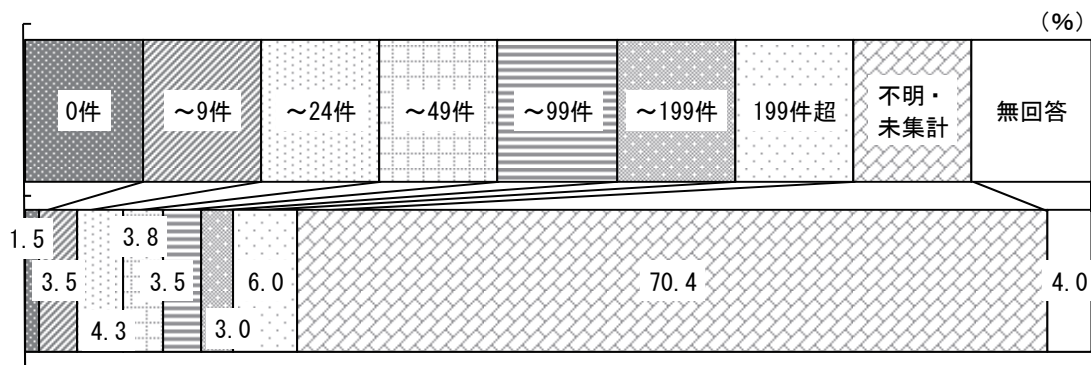
その他の回答は、14件であった。主な回答としては、「社会福祉主事」5件であった。



問5 貴自治体における住宅改修の実績についてお尋ねします。平成22年度における事前相談件数、事前申請受理件数、支給申請受理件数、給付実績（件数、給付金額）をご記入ください。お分かりにならないか集計されていない場合はイ. に○をつけてください。

### 事前相談件数

平均165.7件、中央値が44.5件である。1位は「199件超」で6.0%、2位は「～24件」で4.3%、3位は「～49件」で3.8%であった。

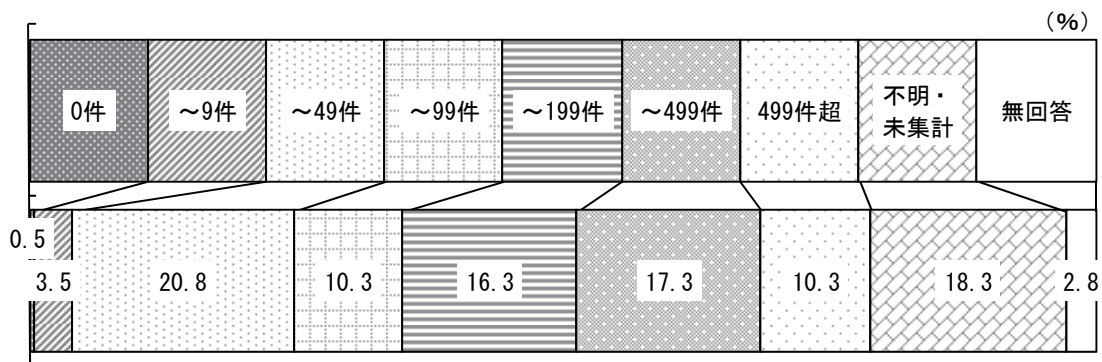


n=399

平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
165.7	44.5	364.7	0.0	2730.0

### 事前申請受理件数

平均 253.8 件、中央値が 125.0 件である。1 位は「～49 件」で 20.8%、2 位は「～499 件」で 17.3%、3 位は「～199 件」で 16.3%であった。

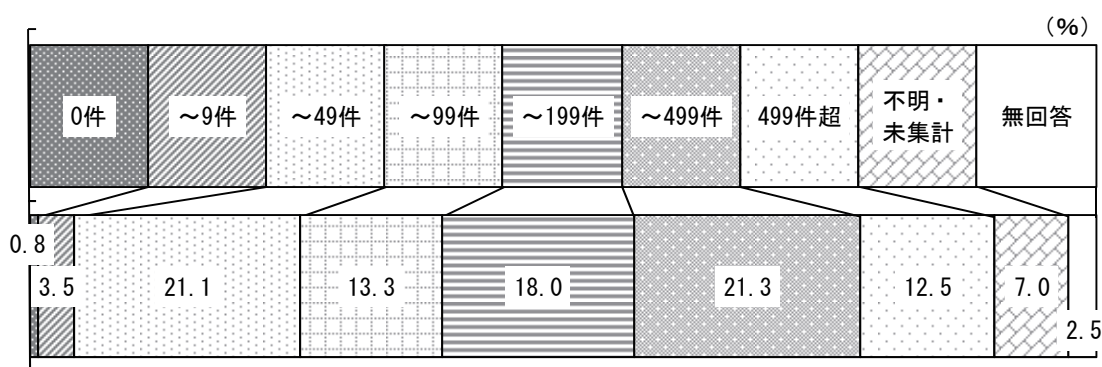


n=399

平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
253.8	125.0	419.1	0.0	4032.0

### 支給申請受理件数

平均 268.3 件、中央値が 130.0 件である。1 位は「～499 件」で 21.3%、2 位は「～49 件」で 21.1%、3 位は「～199 件」で 18.0%であった。



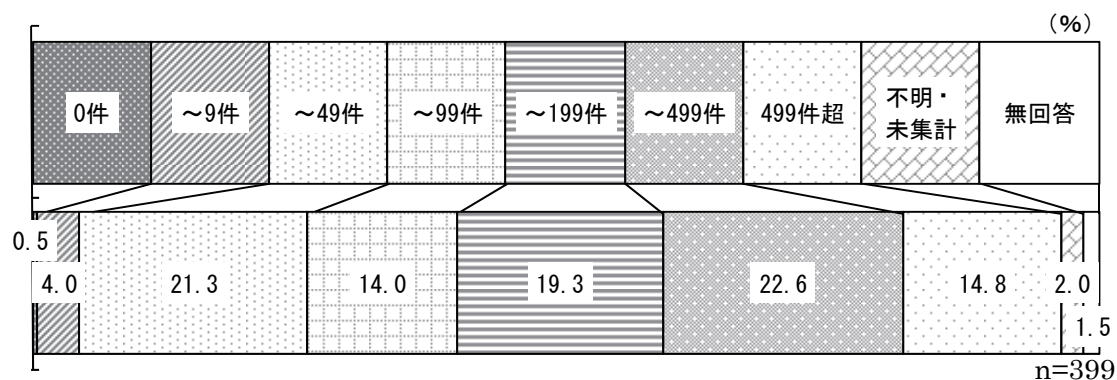
n=399

平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
268.3	130.0	455.0	0.0	4548.0

## 給付実績

### <件数>

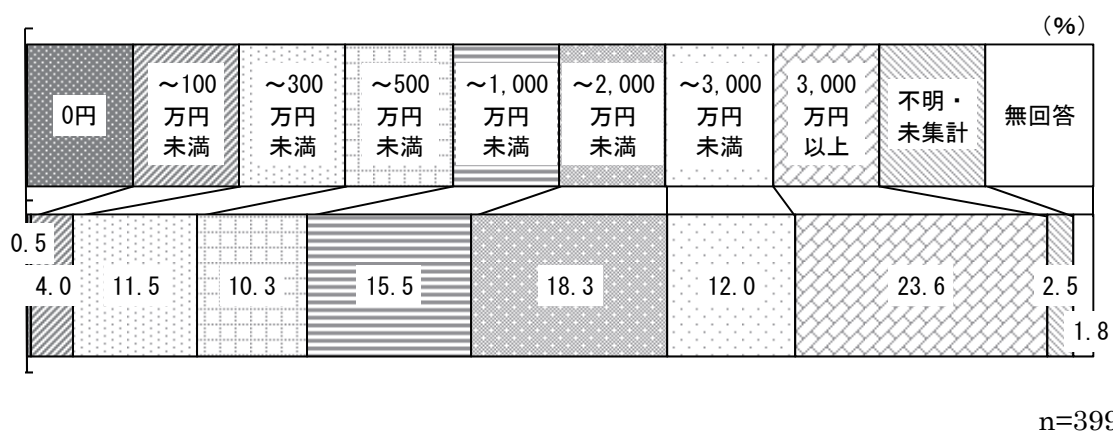
平均 369.5 件、中央値が 139.0 件である。1 位は「～499 件」で 22.6%、2 位は「～49 件」で 21.3%、3 位は「～199 件」で 19.3%であった。



平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
369.5	139.0	1007.6	0.0	11426.0

### <給付額>

平均 3,560.7 万円、中央値が 1,214.0 万円である。1 位は「3,000 万円以上」で 23.6%、2 位は「～2,000 万円未満」で 18.3%、3 位は「～1,000 万円未満」で 15.5%であった。

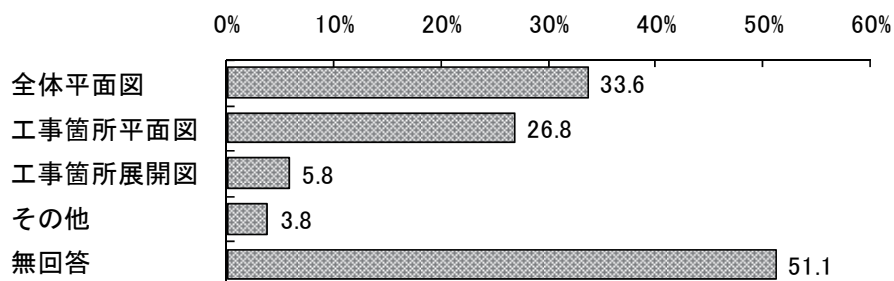


平均 (万円)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
3560.7	1214.0	9842.7	0.0	105106.0

問6 住宅改修の事前申請に必要な以下の書類に関し、貴自治体独自に要求していることがあればご記入ください。「4. 改修予定の状況を確認できるもの」として、独自に要求している図面があれば該当するものに○をつけ（○はいくつでも）、図面以外で独自に要求しているものがあれば図面以外の箇所にご記入ください。また別途添付を要求している書類があればご記入ください。

<図面>

1位は「全体平面図」で33.6%、2位は「工事箇所平面図」で26.8%、3位は「工事箇所展開図」で5.8%であった。



n=399

その他の回答 15 件の内訳は、以下の通りであった。

工事箇所写真	6
段差解消の場合断面図	4
段差解消の場合立面図	3
動線を考慮した平面図	2

<図面以外の独自に要求しているもの>

書類の名称	貴自治体で独自に要求していること
1. 住宅改修事前申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給方式・住宅改造併用の有無の記載</li> <li>・過去の住宅改修の有無の確認</li> <li>・本人・ケアマネジャー以外が申請する場合の委任状</li> </ul>
2. 費用の見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事内容の内訳 7</li> <li>・カタログの添付 4</li> <li>・2社以上の提出</li> </ul>
3. 理由書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成者の資格を証する書類 3</li> <li>・市町村の独自の様式 2</li> <li>・ケアマネジャー、包括支援センター職員、高齢福祉課職員の記載によるもの（それ以外は不可）</li> <li>・ケアマネジャー作成が条件</li> <li>・改修業者による理由書作成の際は、受領委任払は原則不可</li> <li>・ケアマネジャー作成でない場合、ケアマネジャーの確認印</li> <li>・入院中の事前申請の場合、PT、OTによる現地調査実施関係書類</li> <li>・居宅サービス計画の有無の記入</li> <li>・施工業者とケアマネジャーの事前打合せ日の記入</li> <li>・記入内容の確認欄</li> </ul>
4. 改修予定の状況を確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日付入り 38</li> <li>・工事箇所を朱書等で図示する 18</li> <li>・メジャー等で段差などを示す 8</li> <li>・部品のカatalog 7</li> <li>・ケアプラン 1</li> </ul>
5. 住宅の所有者の承諾書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸家や公営住宅の場合 4</li> <li>・申請者と所有者が異なる場合 2</li> <li>・本人・家族の所有以外である場合</li> <li>・同居親族の所有であっても提出</li> </ul>

(数字は同様の回答が複数あった場合の回答数)

別添添付が必要な書類とその内容 (回答者数 77 件)

工事箇所の写真	25
委任状	17
受領委任払いなど本人以外に支給する場合	1
生活保護受給者の場合	1
本人以外の申請の場合	15
カタログ (価格を確認するため)	11
入院中の場合、退院後非該当の場合、無支給となる旨の同意書	10
ケアプラン	7
承諾書	5
公営住宅の場合	3
所有者が違う場合	1
本人でも提出	1
認定新規申請中の場合の念書	5
見積書、内訳書	2
資格証	2
その他	5
・ 施工計画図面	1
・ 住民票及び家屋課税台帳閲覧の同意書	1
・ 改修対象となる住宅の記載された住宅地図	1
・ 住宅改修アセスメントシート	1
・ 領収書、請求書	1

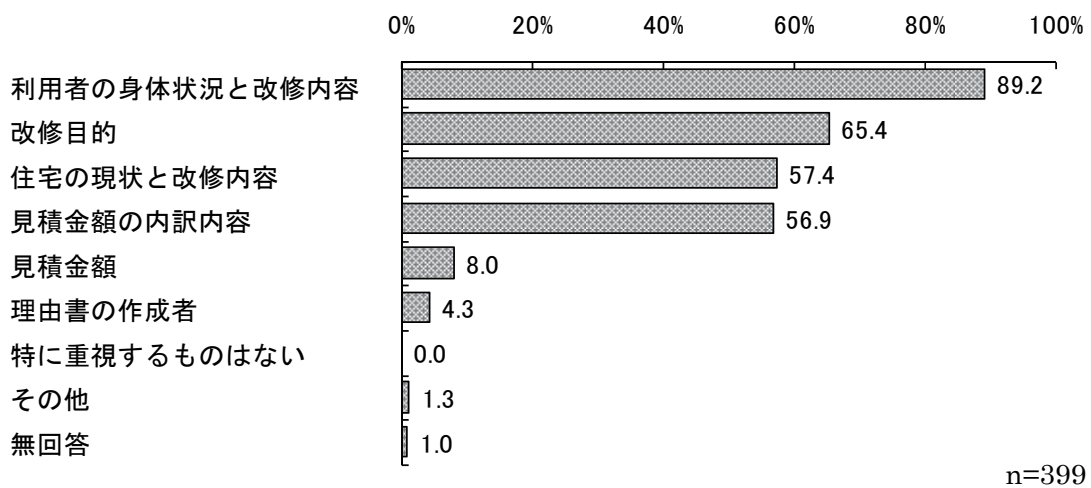
(数字は同様の回答が複数あった場合の回答数)



問7 事前申請書類を確認するに当たって、何を重視しますか。特に重視するものを3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「利用者の身体状況と改修内容」で89.2%、2位は「改修目的」で65.4%、3位は「住宅の現状と改修内容」で57.4%であった。

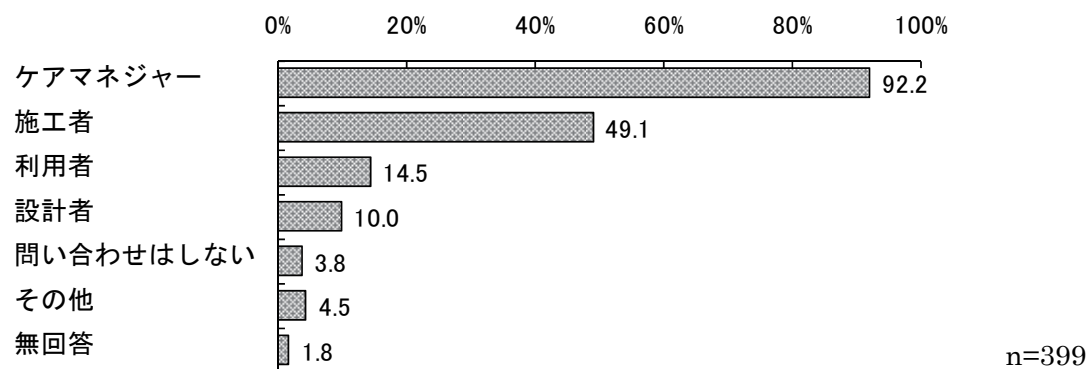
その他の回答は「過去の改修状況」、「介護保険料滞納の有無」、「理由と改修内容の整合性」、「各種書類の日付の順序、整合性」、「改修箇所の写真」の5件であった。



問8 事前申請書類を確認する際、電話等で誰に問い合わせをしますか（○はいくつでも）。

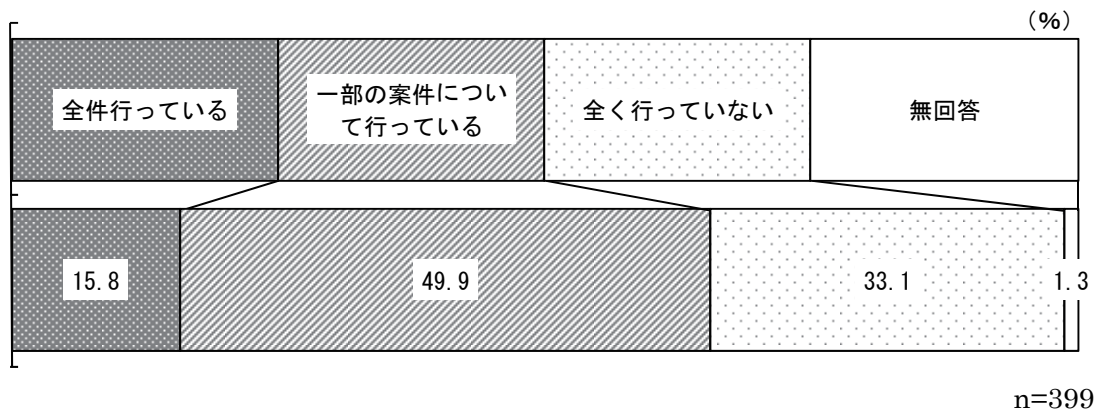
1位は「ケアマネジャー」で92.2%、2位は「施工者」で49.1%、3位は「利用者」で14.5%であった。

その他の回答は、18件であった。主な回答は、「理由書作成者」7件、「申請者」5件、「内容により異なる」4件であった。



問9 事前申請に関連して、事前訪問による確認を行っていますか（○は1つ）。

「全件行っている」は15.8%、「一部の案件について行っている」は49.9%、「全く行っていない」は33.1%、であった。



問9-1 【問9で2. とご回答の方にお聞きします】訪問確認を行う案件の選択条件（施工費用が高額であるなど）を以下にご記入ください。

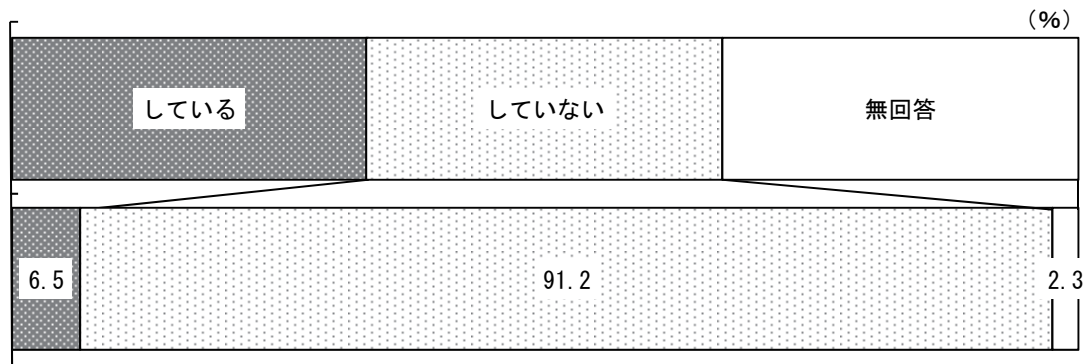
回答は、以下の通りであった。（回答者数 192 件）

提出書類（図面、写真等）では確認できない場合	90
改修目的に疑問がある	50
費用が高額	37
助成事業と併用して申請した案件	16
ケアマネジャー・申請者からの依頼	11
特殊な施工、複雑な施工	6
無作為抽出	4
理由書を、市役所の職員が作成する場合	4
大規模な住宅改修	4
住宅改修を初めて行う事業者	3

（数字は同様の回答が複数あった場合の回答数）

問9-2 【問9で1. または2. とご回答の方にお聞きします】訪問確認を外部委託していますか（○は1つ）。

「している」は6.5%、「していない」は91.2%、であった。

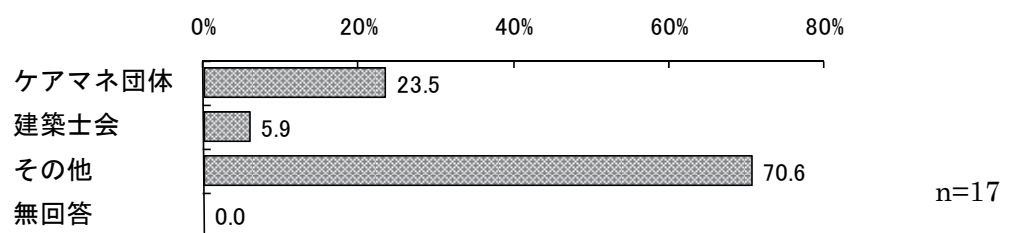


n=262

問9-3 【問9-2で1. とご回答の方にお聞きします】外部委託している先をお答えください（○はいくつでも）。

「ケアマネ団体」が23.5%、「建築士会」が5.9%であった。

その他回答は12件あった。「リハビリ専門職」と「市関連団体」3件、「シルバー人材センター」、「NPO法人」、「建築士」がそれぞれ2件であった。

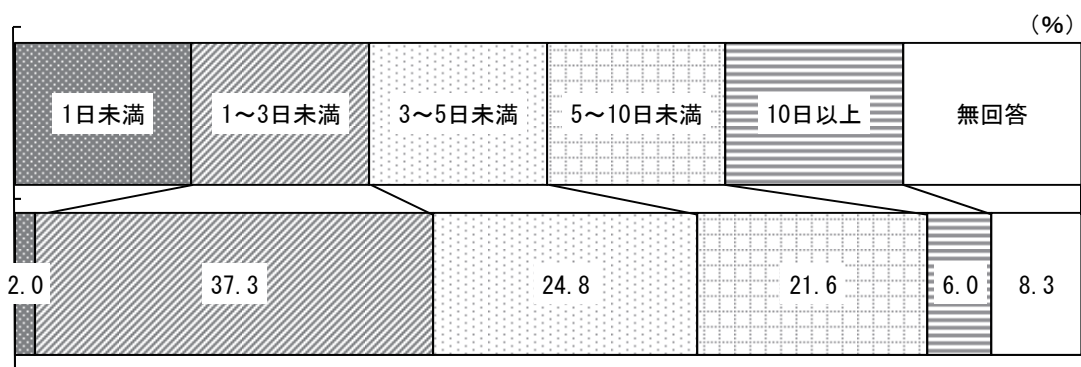


n=17

問 10 事前申請書類受理から施工の可否の教示までにかかる平均的な期間（日数）と、上限として設定している期間があればそれをご記入ください。

### 1. 平均的な期間

平均 4.0 日、中央値が 3.0 日である。1 位は「1～3 日未満」で 37.3%、2 位は「3～5 日未満」で 24.8%、3 位は「5～10 日未満」で 21.6%であった。

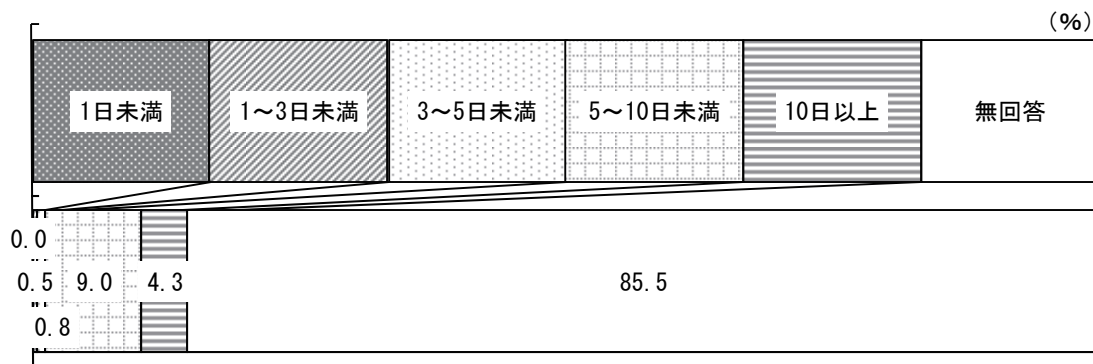


n=399

平均 (日)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
4.0	3.0	3.8	0.0	33.0

### 2. 上限として設定している期間

平均 8.4 日、中央値が 7.0 日である。1 位は「5～10 日未満」で 9.0%、2 位は「10 日以上」で 4.3%、3 位は「3～5 日未満」で 0.8%であった。



n=399

平均 (日)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
8.4	7.0	4.3	1.0	30.0

問 11 住宅改修の支給申請に必要な以下の書類に関し、貴自治体独自に要求していることがあればご記入ください。別途添付を要求している書類があればそれについてもご記入ください。

回答内容は以下の通りであった。

書類の名称	貴自治体で独自に要求していること
1. 住宅改修支給申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 押印は事前申請書と同じ印鑑であること</li> <li>・ 支給方式、住宅改造併用の有無の記載</li> <li>・ 口座が対象者以外に指定の場合は委任状を提出</li> <li>・ 請求書</li> </ul>
2. 領収証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原本提出 7</li> <li>・ 原本の写し 3</li> <li>・ 但書に住宅改修を含む旨記載</li> <li>・ 請求書の写</li> </ul>
3. 工事費内訳書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見積書から変更した場合 6</li> <li>・ 材料費、数量等を区分し記載 2</li> <li>・ 工事完了証明書</li> </ul>
4. 完成後の状態が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日付入り 32</li> <li>・ スケール、メジャー、利用者名入り 4</li> <li>・ 図面 3</li> <li>・ 完了届 2</li> </ul>

(数字は同様の回答が複数あった場合の回答数)

別添添付が必要な書類とその内容 (回答者数 60 件)

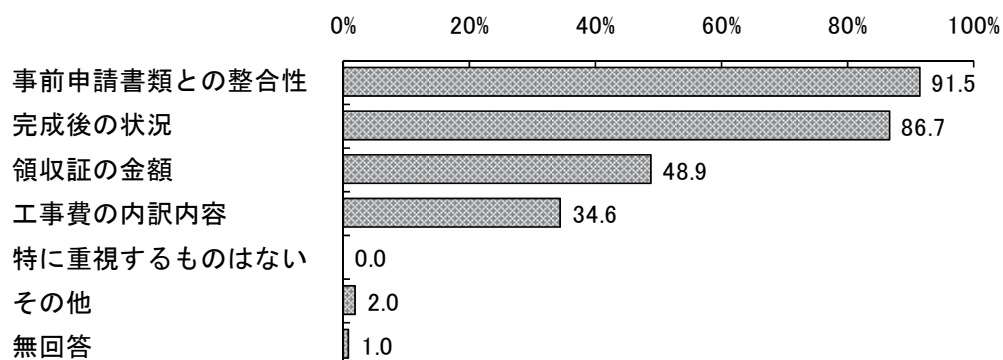
委任状 (受領口座が本人以外の場合)	12
工事前と比較がしやすい写真	12
請求書 (受領委任払いの場合)	8
ケアマネジャーのモニタリング記録 (実際の改修効果の確認)	6
事前申請を受けたことが分かる書類	6
工事完了報告書	5
事前申請時と、工事の内容や金額が変更になった場合	4
ケアプラン	2
振込口座依頼書	2
事前申請書類一式	2

(数字は同様の回答が複数あった場合の回答数)

問 12 支給申請書類を確認するに当たって、何を重視しますか。特に重視するものを3つまで○をつけてください (○は3つまで)。

1位は「事前申請書類との整合性」で91.5%、2位は「完成後の状況」で86.7%、3位は「領収証の金額」で48.9%であった。

その他回答は8件あった。「改修後の使用状況」3件と日付、宛先など「領収書の内容」2件、「請求書 (振込先)」、「申請者及び施工者の押印」、「各種書類の日付の順序、整合性」がそれぞれ1件であった。

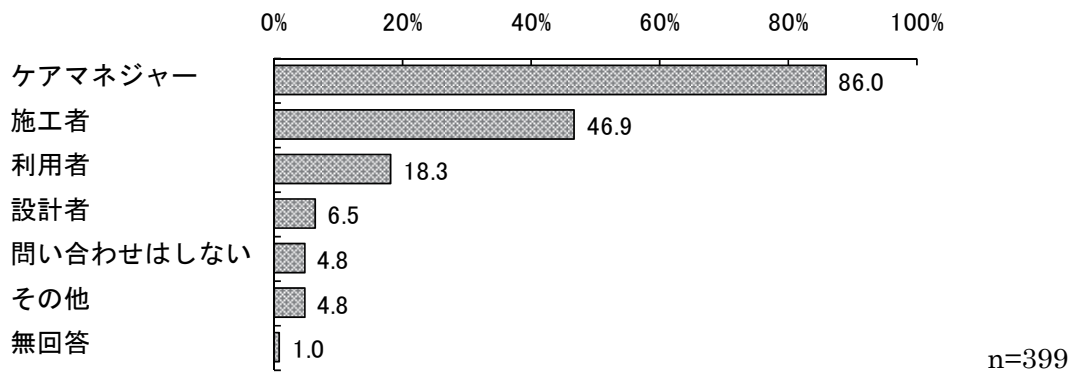


n=399

問 13 支給申請書類を確認する際、電話等で誰に問い合わせをしますか（○はいくつでも）。

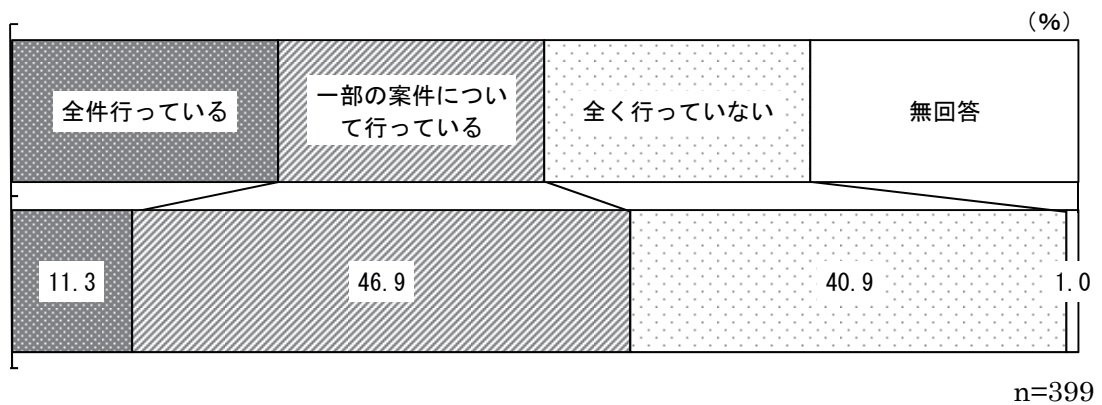
1位は「ケアマネジャー」で86.0%、2位は「施工者」で46.9%、3位は「利用者」で18.3%であった。

その他回答は19件あった。主な回答は「内容により異なる」6件と「理由書作成者」4件であった。



問 14 支給申請に関連して、工事完了後の訪問確認を行っていますか（○は1つ）。

「全件行っている」は11.3%、「一部の案件について行っている」は46.9%、「全く行っていない」は40.9%であった。



**問 14-1 【問 14 で 2. とご回答の方にお聞きします】訪問確認を行う案件の選択条件（工事費が見積金額より高額であるなど）を以下にご記入ください。**

回答は、以下の通りであった。（回答者数 181 件）

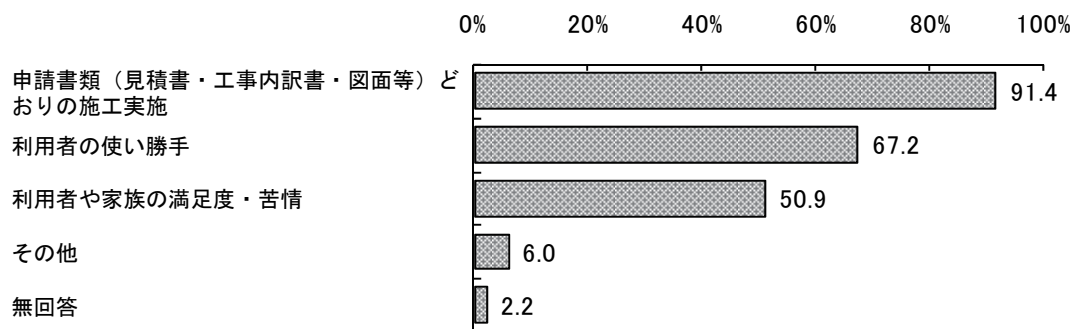
提出書類（図面、写真等）では確認できない場合	64
費用が高額	33
改修内容に疑問がある	23
助成事業と併用して申請した案件	21
事前申請と変更された場合	21
無作為抽出	13
事前申請時の訪問確認を行った場合	11
特殊な施工、複雑な工事	6
安全確認が必要であると判断した場合	5
住宅改修を初めて行う事業者	4

（数字は同様の回答が複数あった場合の回答数）

**問 14-2 【問 14 で 1. または 2. とご回答の方にお聞きします】工事完了後の訪問では、何を確認しますか（〇はいくつでも）。**

1 位は「申請書類（見積書・工事内訳書・図面等）どおりの施工実施」で 91.4%、2 位は「利用者の使い勝手」で 67.2%、3 位は「利用者や家族の満足度・苦情」で 50.9% であった。

その他回答は 14 件あった。主な回答は「安全性、施工状況」6 件と「ケアマネジャーの対応状況」3 件であった。

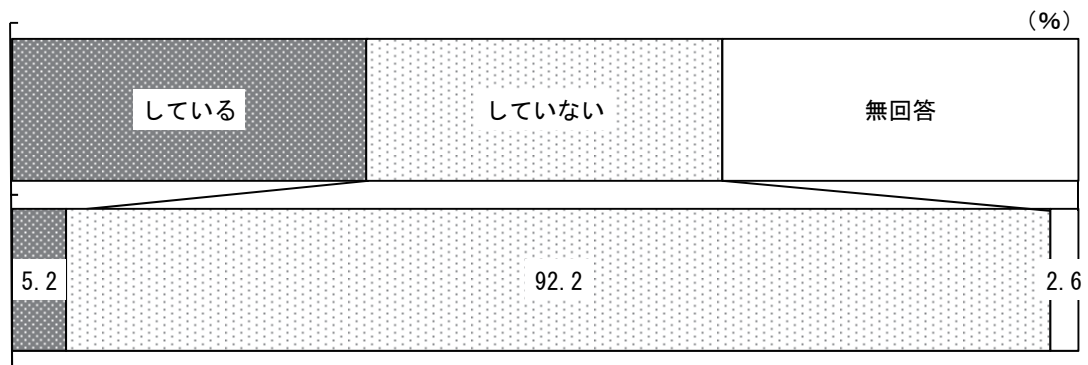


n=232



問 14-3 【問 14で1. または2. とご回答の方にお聞きします】訪問確認を外部委託していますか（○は1つ）。

「している」は5.2%、「していない」は92.2%、であった。

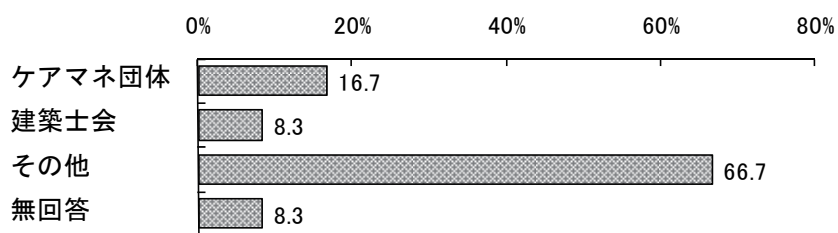


n=232

問 14-4 【問 14-3で1. とご回答の方にお聞きします】外部委託している先をお答えください（○はいくつでも）。

「ケアマネ団体」が16.7%、「建築士会」が8.3%であった。

その他回答は8件あった。主な回答は「シルバー人材センター」5件と「市関連団体」2件であった。

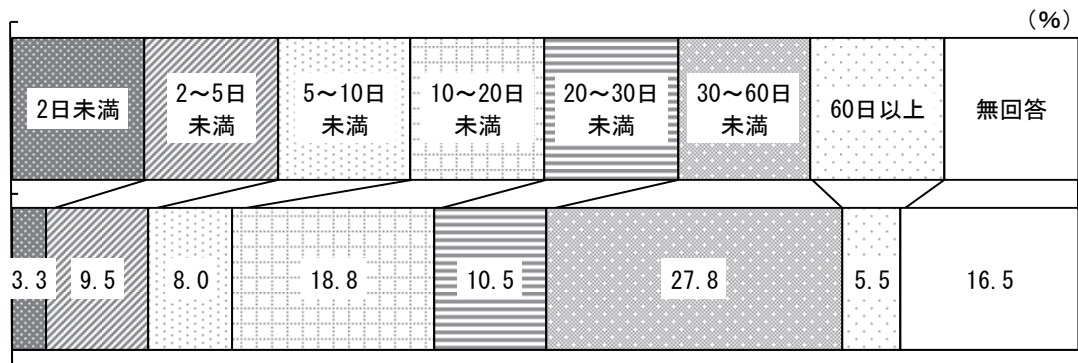


n=12

問 15 支給申請書類受理から支給決定までにかかる平均的な期間（日数）と、上限として設定している期間があればそれをご記入ください。

### 1. 平均的な期間

平均 22.7 日、中央値が 20.0 日である。1 位は「30～60 日未満」で 27.8%、2 位は「10～20 日未満」で 18.8%、3 位は「20～30 日未満」で 10.5%であった。

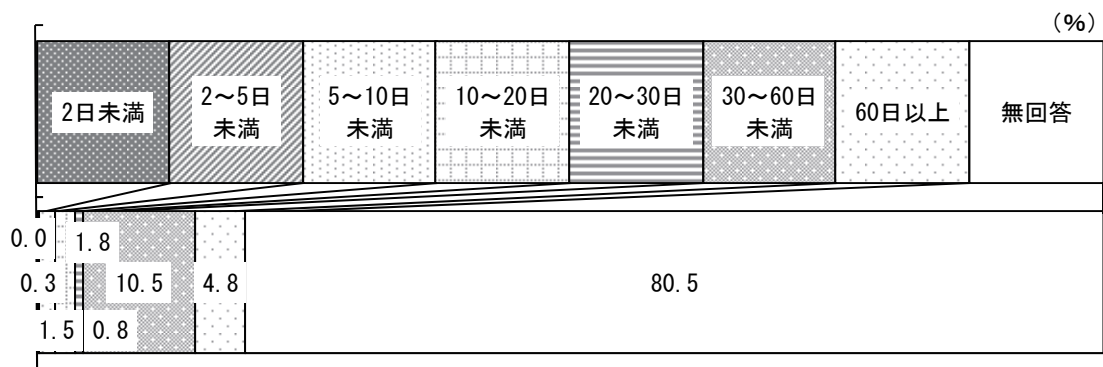


n=399

平均 (日)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
22.7	20.0	17.4	1.0	90.0

### 2. 上限として設定している期間

平均 40.5 日、中央値が 30.0 日である。1 位は「30～60 日未満」で 10.5%、2 位は「60 日以上」で 4.8%、3 位は「10～20 日未満」で 1.8%であった。

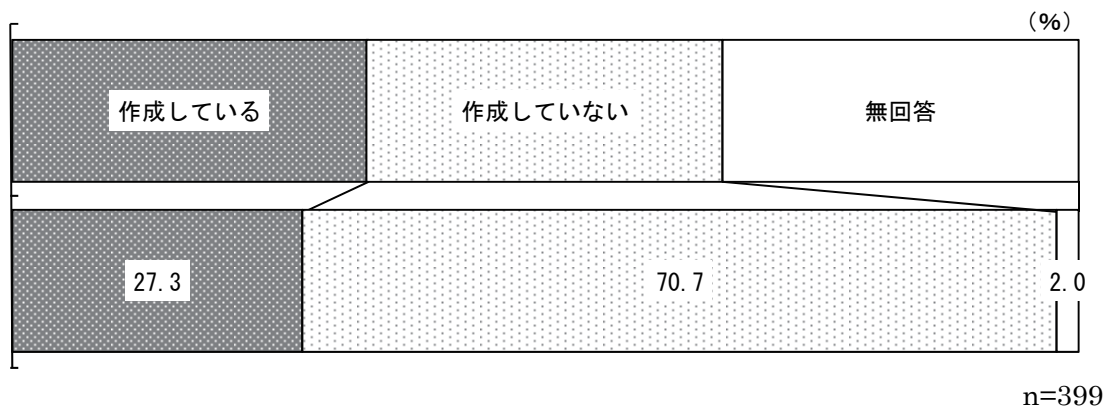


n=399

平均 (日)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
40.5	30.0	42.4	2.0	365.0

問 16 住宅改修の事前申請および給付申請の審査に関連して、業務マニュアル等を作成していますか（○は1つ）。

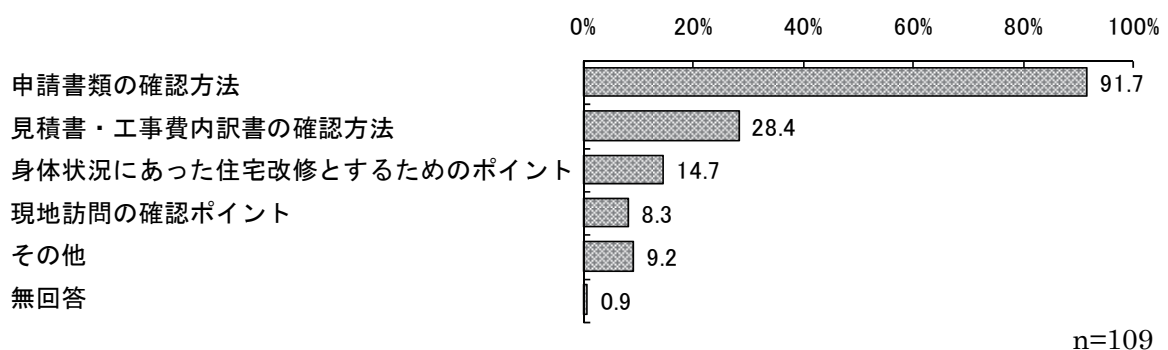
「作成している」は27.3%、「作成していない」は70.7%であった。



問 16-1 【問 16 で 1. とご回答の方にお聞きします】作成しているマニュアルはどのような内容ですか（○はいくつでも）。

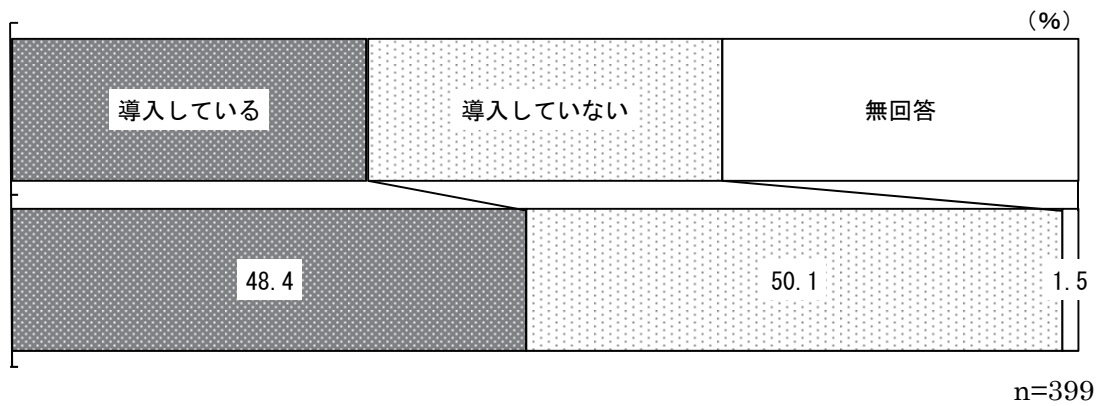
1 位は「申請書類の確認方法」で 91.7%、2 位は「見積書・工事費内訳書の確認方法」で 28.4%、3 位は「身体状況にあった住宅改修とするためのポイント」で 14.7%であった。

その他回答は 10 件あった。主な回答は「申請から給付申請までの事務処理の流れ」と「Q&A」が 3 件と「システム端末への入力方法」と「対象となる工事内容の説明」がそれぞれ 2 件であった。



問 17 住宅改修について受領委任払いを導入していますか（○は1つ）。

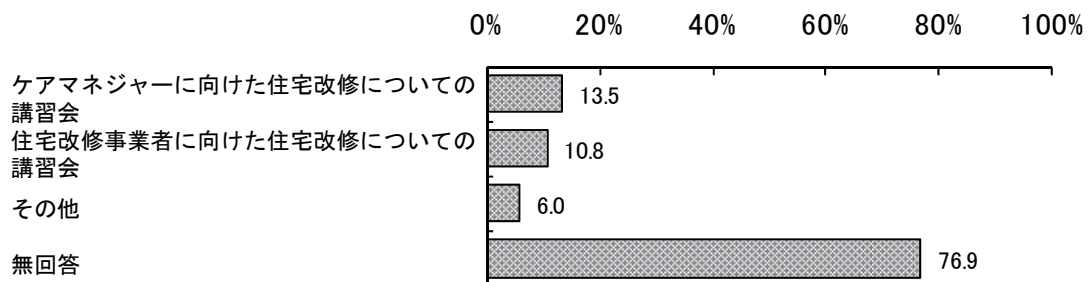
「導入している」は48.4%、「導入していない」は50.1%であった。



問 18 住宅改修についての指導・研修等を実施していますか。実施しているものに○をつけてください（○はいくつでも）。

「ケアマネジャーに向けた住宅改修についての講習会」が13.5%、「住宅改修事業者に向けた住宅改修についての講習会」が10.8%であった。

その他回答は24件あった。主な回答は「記入要領の配布、HPでの周知」6件、「ケアマネジャー等の会議で、説明」5件であった。



n=399

問 18-1 指導・研修等を実施している場合、具体的な内容をご記入ください。

回答は、以下の通りであった。(回答者数 70 件)

申請の仕方	43
必要書類の記載の留意点	16
写真撮り方、見積・図面の記載の留意点	10
申請の流れ	17
講習会、講演会	28
制度説明	25
対象工事	7
制度概要	15
制度の変更点	3
介護保険以外の助成制度	3
ケアマネ連絡会等で情報提供	7
その他	8

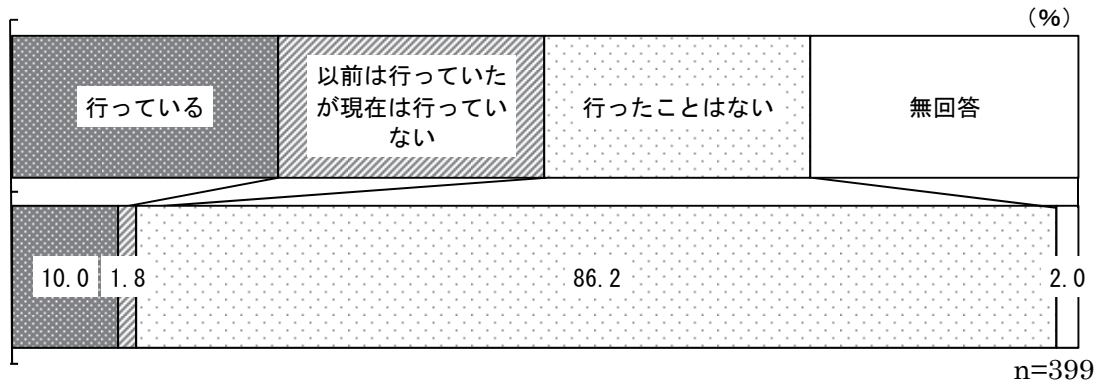
「講習会、講演会」のテーマでは、以下のものがあげられた。

- ・住宅改修のポイント 10
- ・事例紹介 3
- ・ワークショップ 2
- ・高齢者の状態に合わせて何が必要か
- ・住宅改修と福祉用具の一体化利用
- ・ケアマネジャーや保険者の関わり
- ・理学療法士による講習
- ・給付適正化

(数字は同様の回答が複数あった場合の回答数)

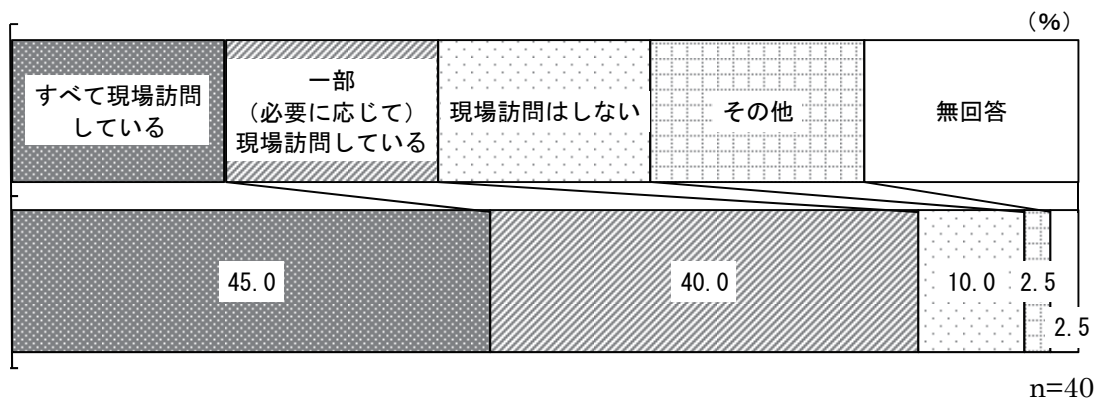
問 19 介護保険の住宅改修に関して、建築士や理学療法士・作業療法士等の専門職による相談事業（アドバイザー制度やリフォームヘルパー制度、あるいは訪問を伴わない来所相談会等）を行っていますか（○は1つ）。

「行っている」が10.0%、「以前は行っていたが現在は行っていない」が1.8%、「行ったことはない」が86.2%であった。



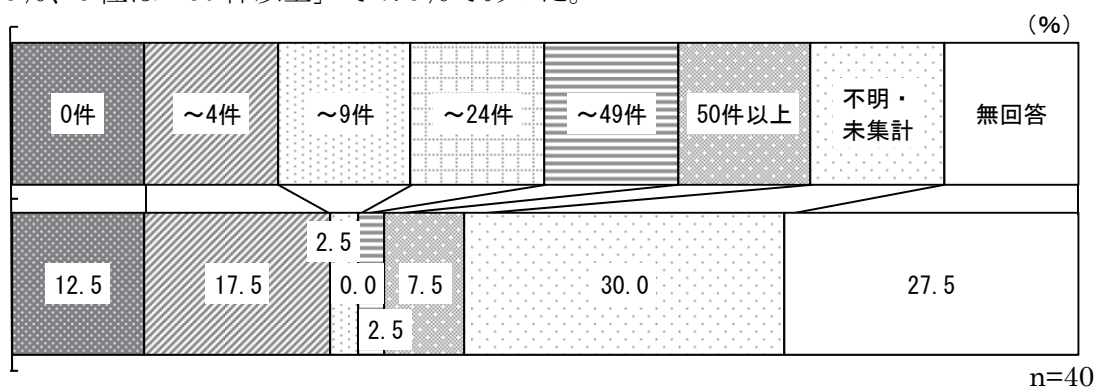
問 19-1 【問 19 で 1. とご回答の方にお聞きします】相談は現場訪問によるものですか（○は1つ）。

「すべて現場訪問している」は45.0%、「一部（必要に応じて）現場訪問している」は40.0%、「現場訪問はしない」は10.0%であった。その他回答は「病院等と相談」が1件であった。



問 19-2 【問 19 で 1. とご回答の方にお聞きします】平成 22 年度の相談対応件数は何件ですか。数字をご記入ください。お分かりにならないか集計されていない場合はイ. に○をつけてください。

平均 50.5 件、中央値が 2.0 件である。1 位は「～4 件」で 17.5%、2 位は「0 件」で 12.5%、3 位は「50 件以上」で 7.5%であった。

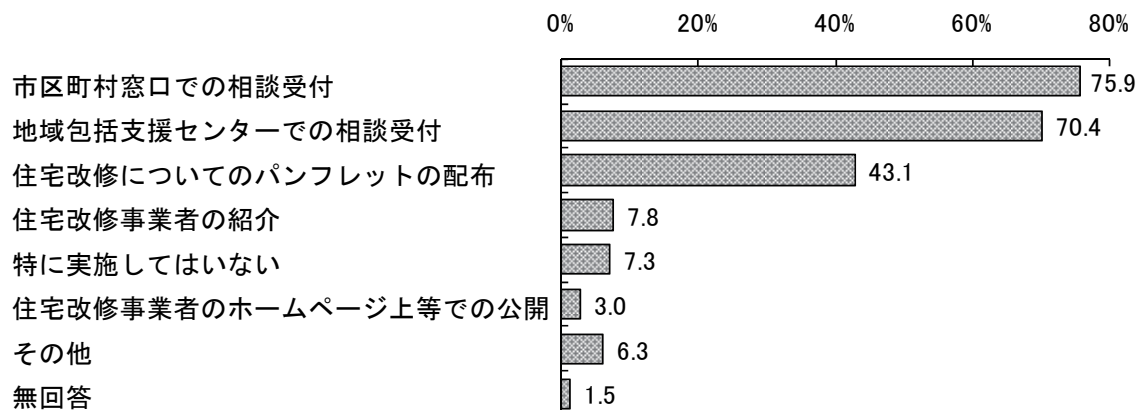


平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
50.5	2.0	115.1	0.0	451.0

問 20 貴自治体において介護保険による住宅改修に関連して、利用者向けの情報提供として実施しているものをお答えください (○はいくつでも)。

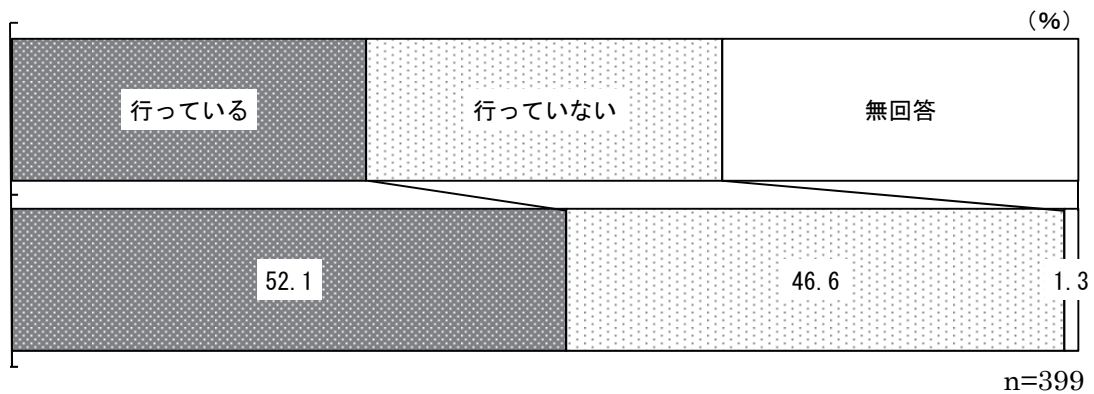
1 位は「市区町村窓口での相談受付」で 75.9%、2 位は「地域包括支援センターでの相談受付」で 70.4%、3 位は「住宅改修についてのパンフレットの配布」で 43.1%であった。

その他回答は 25 件あった。主な回答は「介護保険のパンフレットに掲載」8 件、「ホームページでの案内」7 件、「自治体広報での周知」4 件であった。



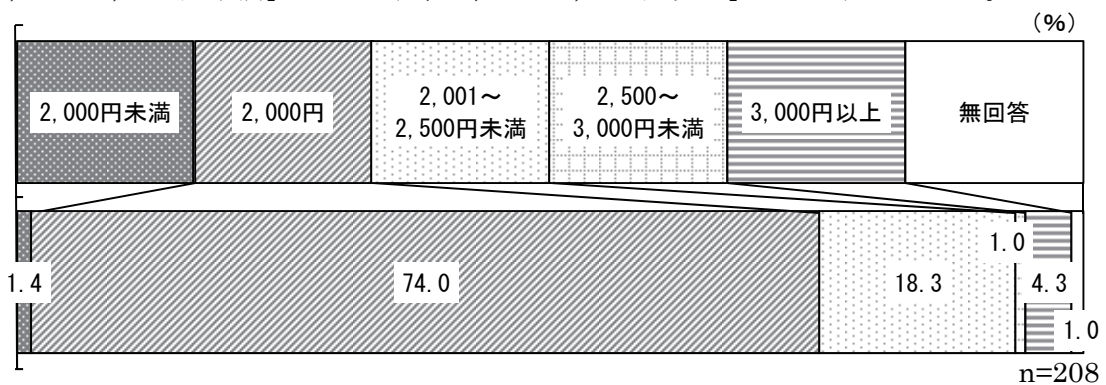
問 21 貴自治体では、ケアプランを作成していない利用者（住宅改修のみの利用者）に対して理由書を作成した場合、作成料の補助を行っていますか（○は1つ）。

「行っている」は52.1%、「行っていない」は46.6%であった。



問 21-1 【問 21 で 1. とご回答の方にお聞きします】 1 件当たりの作成料の補助額をお答えください。

平均 2,089.0 円、中央値が 2,000.0 円である。1 位は「2,000 円」で 74.0%、2 位は「2,001~2,500 円未満」で 18.3%、3 位は「3,000 円以上」で 4.3%であった。

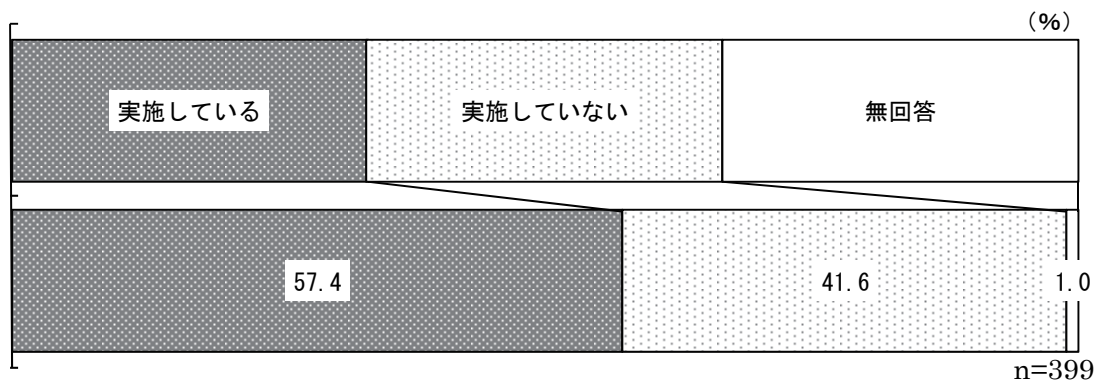


平均 (円)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
2089.0	2000.0	458.9	800.0	6500.0



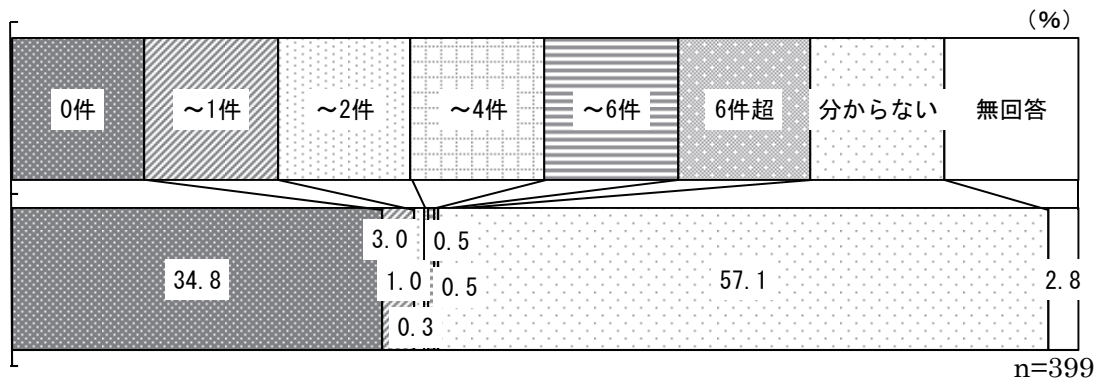
問 22 貴自治体では市区町村あるいは都道府県の事業による介護保険以外の住宅改修の給付を実施していますか（○は1つ）。

「実施している」は57.4%、「実施していない」は41.6%であった。



問 23 住宅改修に関連して昨年度の苦情件数は何件でしょうか。数字をご記入ください。お分かりにならない場合は2. に○をつけてください。

平均 0.3 件、中央値が 0.0 件である。1 位は「0 件」で 34.8%、2 位は「～1 件」で 3.0%、3 位は「～2 件」で 1.0%であった。

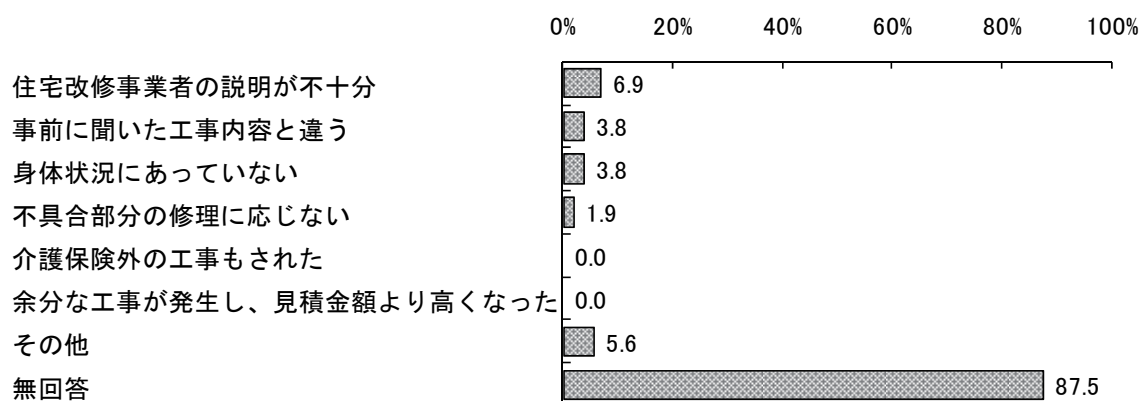


平均 (件)	中央値	標準偏差	最小値	最大値
0.3	0.0	1.5	0.0	15.0

問 23-1 【問 23 で 1. にお答えの方にお聞きします】多い苦情内容はどのような内容でしょうか。特に多いものを3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「住宅改修事業者の説明が不十分」で6.9%、2位は「事前に聞いた工事内容と違う」と「身体状況にあっていない」で各3.8%であった。

その他回答は「支給対象外となったこと」5件、「業者が制度を熟知していない」、「見積金額が高い」、「悪質業者の情報提供」、「支給額を増額してほしい」の9件であった。

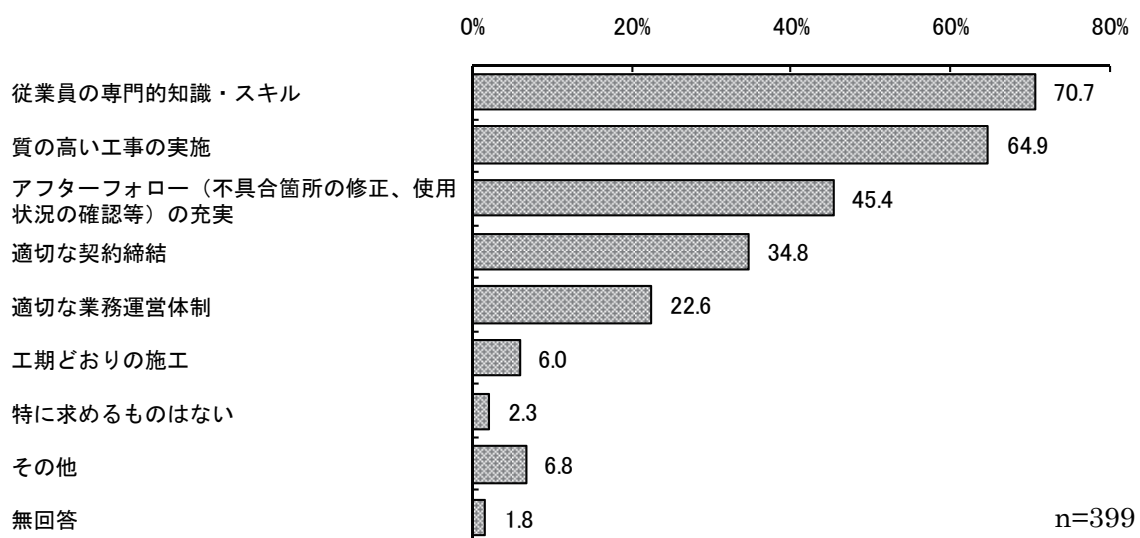


n=160

問 24 住宅改修に関して住宅改修事業者は何を求めますか。特に求めるものを3つまで○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「従業員の専門的知識・スキル」で70.7%、2位は「質の高い工事の実施」で64.9%、3位は「アフターフォロー（不具合箇所の修正、使用状況の確認等）の充実」で45.4%であった。

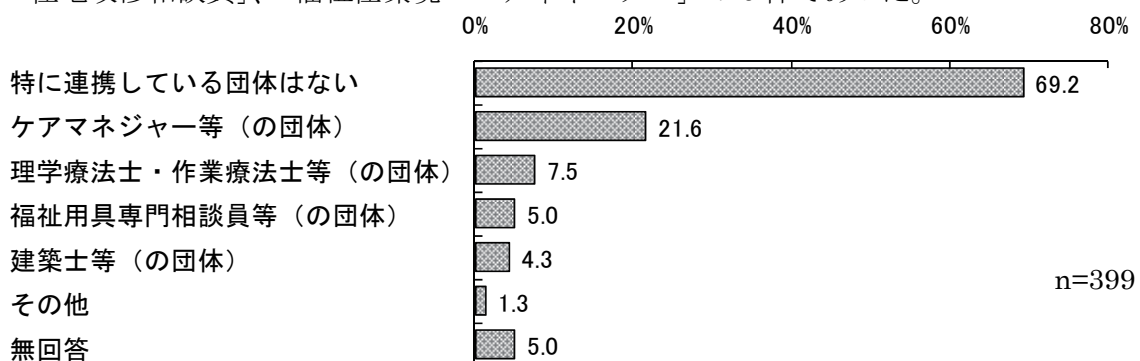
その他回答は27件あった。主な回答は「書類（写真）の適切な作成」10件、「制度に対する理解」6件、「ケアマネジャーとの連携」、「適正価格での実施」、「利用者の身体状況に適した工事を提案、施工」がそれぞれ4件であった。



問 25 介護保険の住宅改修に関連して、専門職種（の団体）等と連携していますか。連携している専門職種（の団体）に○をつけてください（○はいくつでも）。

1位は「ケアマネジャー等（の団体）」で21.6%、2位は「理学療法士・作業療法士等（の団体）」で7.5%、3位は「福祉用具専門相談員等（の団体）」で5.0%であった。

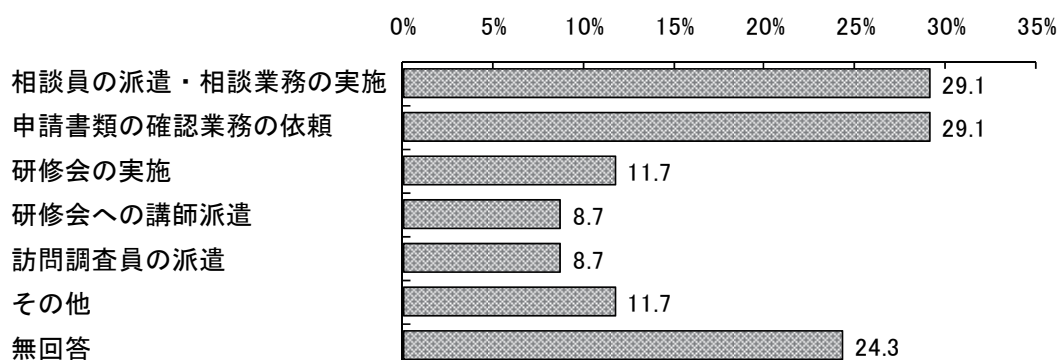
その他回答は、「地域包括支援センター」、「役場職員（専門職員）」、「社会福祉協議会」、「住宅改修相談員」、「福祉住環境コーディネーター」の5件であった。



問 25-1 【問 25 で 5. 以外にご回答された方にお聞きします】連携されている内容はどのようなものですか。当てはまるものに○をつけてください（○はいくつでも）。

1位は「相談員の派遣・相談業務の実施」と「申請書類の確認業務の依頼」で各 29.1%、3位は「研修会の実施」で 11.7%であった。

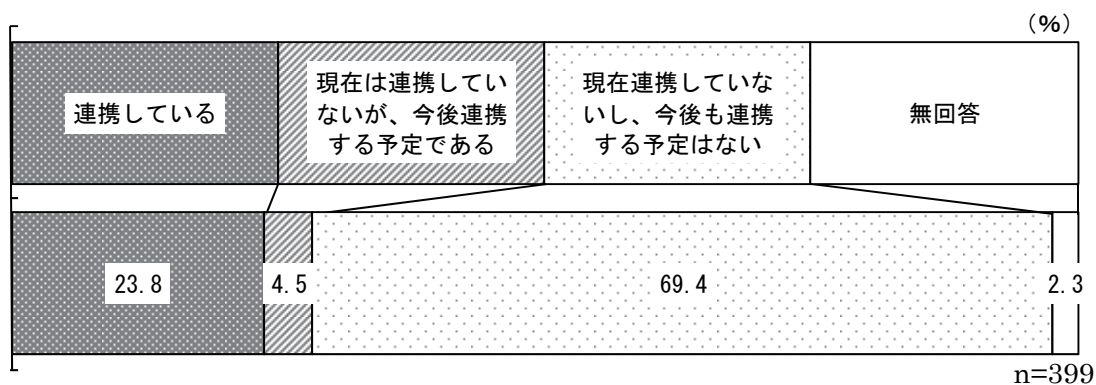
その他回答は 12 件あった。主な回答は「訪問調査の依頼」4 件、「担当者による相談業務の実施」3 件、「ケアマネ会議で課題とし説明」が 2 件であった。



n=103

問 26 介護保険制度による住宅改修に関連して、貴自治体内の住宅関連部署と連携していますか。該当するものに○をつけてください（○は1つ）。

「連携している」は 23.8%、「現在は連携していないが、今後連携する予定である」は 4.5%、「現在連携していないし、今後も連携する予定はない」は 69.4%であった。

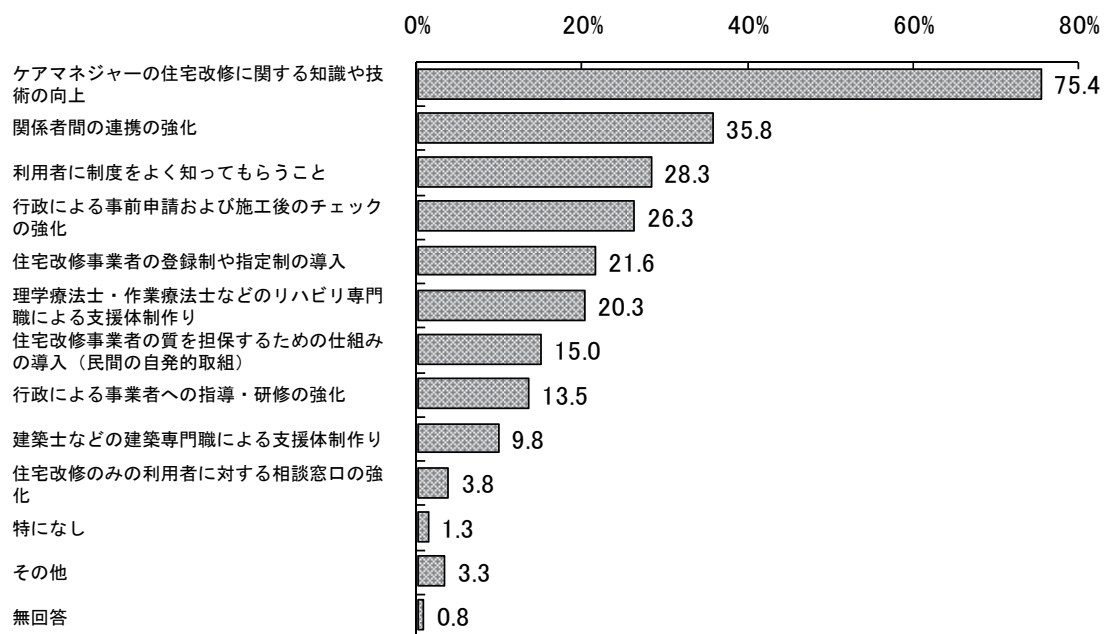


n=399

問 27 住宅改修の質の向上に向けてどのようなことが必要だと思いますか。必要と思うもの3つまでに○をつけてください（○は3つまで）。

1位は「ケアマネジャーの住宅改修に関する知識や技術の向上」で75.4%、2位は「関係者間の連携の強化」で35.8%、3位は「利用者に制度をよく知ってもらうこと」で28.3%であった。

その他回答は13件あった。主な回答は「行政担当者の知識、スキルの向上」4件、「住宅改修事業者の制度への理解、知識の向上」と「対象工事の見積額の目安の設定」が3件、「行政として統一した住宅改修適用範囲の確認と共有」が2件であった。



n=399

## 自由意見

### 1. 「住宅改修への対応（施工業者に求めるもの）」

施工業者に一定以上の技術と提出書類作成知識が欲しいという意見が見られた。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・技術的担保不要なので丁寧な仕事をしない場合や写真の撮り方を知らない業者がいて、手間がかかりすぎる場合がある、施工業者に一定以上の技術と提出書類作成知識が欲しい。
- ・住宅改修事業者自体の介護保険制度の理解を深めることが重要
- ・地元の業者に頼むように指導がありましたが、実際は難しい。知識がなくケアマネジャーとの連携がうまくとれていない。書類も間違いが多く、ケアマネジャーより苦情が多い。

### 2. 「負担に感じること」

「審査基準やQA等を詳しく提示してほしい」、「個々の身体状況、住宅環境により給付対象となるか、判断に迷う」ため、ガイドライン、マニュアル等がほしいという意見が見られた。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・申請内容が適正であるか否か。否であった場合の指導根拠等のガイドラインが示されていないため、一般行政職員が担当するには、適正化の観点から見ても厳しい。
- ・専門用語（規格等）に戸惑う。改修の対象となる工事は決まっているが、個々の身体状況、住宅環境により給付対象となるか、判断に迷うケースも多々ある。
- ・土地建物形状、利用者の身体状況によっても、様々。建築部材も進化してきており、審査段階にて時間を要する場合もある。審査基準やQA等を厚生労働省より詳しく提示して頂けたらよい。
- ・付帯工事をどこまで認めるか（ウォシュレット付トイレ・既存の和式トイレとは別の場所に洋式トイレ設置の場合など）。
- ・同様の工事でも（例 手すりの取付）部品、取付費（1ヵ所3,000円～15,000円）諸経費（5～13%）と大きく異なる場合がある。平均的な単価はいくらぐらいなのか。

### 3. 「現状での問題点」

「住宅改修の為だけの介護認定申請が増加している」という問題点が指摘された。

#### ○主な意見（抜粋）

- ・理由書作成には多くの手間、時間がかかるので、保険給付金対象とするとよい。現状では、特に住宅改修のみ利用者の工事品質の担保が難しい。

- ・住宅改修の為だけの介護認定申請が増加している。そのため、アセスメントやモニタリングの効果が上がりにくくなる恐れが出てきている。
- ・住宅改修のためだけに介護保険を申請する方も多いことから後期高齢の年齢に達する方には必要なら住宅改修は施工してもよいのでは。介護認定申請が減ると思う。
- ・介護保険の住宅改修とその他のリフォーム工事を同時に施工する事例が増えており、特に浴室のユニットバス施工に、保険対象となる部分は介護保険を適用させたいという希望が多い。現状では、工事費を明確に按分できれば、対象箇所の保険給付を行っているが、純粋な介護保険の住宅改修に比べ、高額になりがちで、本来の住宅改修の必要性（利用者の自立支援、身体的負担の軽減等）が、後付されたような印象を受けるものが見受けられる。

#### 4. 「質の向上につながるために必要なこと」

「住宅改修に係る者の専門的なスキルアップが必要」という意見があった。

##### ○主な意見（抜粋）

- ・住宅改修事業者だけでなく、ケアマネジャーや行政の担当者等、住宅改修に係る者の専門的なスキルアップが必要
- ・自治体職員向けの研修会開催や、建築士等の有資格者の配置を義務付ける等保険者単位ではない対応を望む。
- ・住宅改修のポイント等の講習会
- ・県単位で事務担当研修の開催

#### 5. 「登録・指定制度」について

行政による事業者への指導・研修の強化ためには、「登録・指定制度」を望むという意見があった。

##### ○主な意見（抜粋）

- ・施工業者の規制がなく、現場としては苦慮している。ケアマネジャー、福祉住環境コーディネーターなどの資格保持者の在籍の義務付け、許可制度の導入などの制度設計をお願いしたい。
- ・住宅改修事業者の登録制や指定制の導入、行政による事業者への指導・研修の強化を強く要望。
- ・事業者を登録制にすると、専門的になってよい。